第四部

労働組合と政治・社会運動

Ⅰ 社会保障闘争

概要□共済年金改悪反対闘争／医療法改悪反対の闘い／社会保障予算拡充闘争／老人保健法改悪反対闘争——経過／老健法闘争の特徴／一度は継続審議、廃案に／修正・再修正で可決・成立／高齢者国民大運動の動き

概要

一、八五年一〇月一四日から開かれた第一〇三臨時国会で、一二月二〇日、共済年金四法案が修正のうえ、可決成立した。また、三年越しの医療法改定案も修正のうえ、同時に可決成立した。

一、厚生省は老人保健審議会の中間意見、中間施設懇談会の中間報告にもとづき、八六年二月、老人保健法改定案を国会に提出したが、五月、継続審議扱いになり、六月、廃案になった。九月、第一〇七臨時国会に再提出、一二月一九日、修正のうえ、可決成立した。この間、長期にわたり中央、地方で各種の反対闘争が展開された。

一、厚生省は八六年四月、高齢者対策企画推進本部の報告をまとめ、政府は六月、『長寿社会対策大綱』を閣議決定し、二一世紀に向けての高齢者対策の新たな基本原則を示した。今回の老健法をめぐるたたかいで、老人クラブは一定の役割をはたした。高齢者の運動は、今後、拡大する傾向をみせている。

一、退職者医療制度への加入者数の見込み違い、老人保健法の改定にともなって、国民健保の財政は悪化している。保険料滞納者にたいする締め付けなど新たな問題が派生している。公的扶助・福祉にかんしては、国庫負担、補助の一律カットが大きく響いている。社会保障関係予算を拡充するたたかいは、一層重要になってきている。

一、この一年半のたたかいは、老健法改悪阻止が中心になり、諸闘争と結合して展開されてきた。ここに焦点をあてることにした。

1　共済年金改悪反対闘争

基礎年金を導入した国民年金・厚生年金の抜本改革にともなう共済年金の改革は、臨時国会の重要議案の一つになるということから、中央社会保障推進協議会（中央社保協）は、八五年九月二四～二五日の両日、全国活動者会議を開き、老人保健法の改悪とともに、共済年金の改悪を阻止する運動を進めることを決めた。

第一〇三臨時国会は一〇月一四日～一二月一四日までの六二日間の予定で開会された。中央社保協、総評は国会要請行動を開始し、一〇月二五日に「共済年金改悪反対、厚生・国年の充実改善を求める討論集会」を開き、つぎのような国会対策を決定した。

(1)　国公共済の審議先行を許さず、関係委員会での合同審査は同一時期におこなう。

(2)　参議院での一括審議を阻止する。

(3)　衆議院では一一月一一日以降が審議のヤマ場となるので、動員体制を強化する。

この討論集会で、共済年金の改革に反対する理由としてあげられたのは、つぎの諸点である。

①共済年金に標準報酬を導入することは、わかりやすい年金制度のあり方に反する。

②各省庁間・職務間で手当が異なる。

③国家公務員と地方公務員の扱いが異なることは、将来に禍根を残す。

④公務の特殊性、職域年金の位置づけが不明確である。

⑤官民格差の解消といいながら共済には処分による支給制限を温存している。

⑥減額年金制度の廃止と在職老齢年金の導入は、雇用（とくに女子）実態に即していない。

⑦年金の支給開始年齢を六五歳に設定するのは、定年制・雇用の実態を無視している。

⑧既裁定年金者の財政再計算による「足踏み措置」は、実質的な既得権の侵害と同じである。

⑨公共企業体の共済年金は、それぞれ財政事情が異なっている。とくに財政調整方式により他から援助を受けている国鉄共済年金に、職域加算分がつかないのは問題である。

前国会からの継続法案である共済年金四法案は、一一月一二日以降、衆議院の大蔵委員会を皮切りに、地方行政、農林水産、文教の各委員会や連合審査で精力的な審議がおこなわれ、国家公務員と地方公務員共済年金は一一月二九日、それぞれの委員会で、参議院において修正する含みをもたせた付帯決議をつけて原案どおり可決、一二月三日の衆議院本会議で可決された。農林共済年金は一二月三日、私学共済年金は一二月四日、各委員会で可決され、一二月六日に衆議院本会議で可決された。審議の過程で大きな争点の一つにな

ったのは、国鉄共済の救済措置であったが、明確な政府の統一見解は引き出せなかった。

参議院での審議が具体的にはじまったのは、一二月一三日の内閣委員会からである。一九日には連合審査がおこなわれ、いよいよ大詰めを迎えた。参議院での国家公務員や地方公務員にかんする修正は、①年金給付の額を改定する要件として賃金スライドを加味する、②職域加算の加入期間は、二五年を二〇年に短縮する、③施行日から五年間内の船員組合員であった期間は、五分の六倍する経過措置を設ける、ということである。私学共済年金、農林共済年金についても一部修正が加えられた。各委員会の付帯決議がつけられ、二〇日、参議院本会議で可決（自・民が賛成、社・公・共反対、付帯決議は自・社・公・民の共同提案で賛成多数）、ただちに衆議院に送付され、同日、衆議院で可決成立した。

この間、総評は「一一・二一共済年金改悪阻止中央集会」を開き「国家公務員共済年金法などの四共済組合法等の改悪に反対する」旨の決議をおこなうとともに、同趣旨の『要請書』を国会に提出した。また、審議が重要な局面を迎えた一一月二六日、一二月五日、一七日には「共済年金改悪阻止」の集会を開き、毎週、国会行動を展開した。しかし、共済年金についても、基本的部分での「修正」に至らず、強行成立を許す結果になったことについて、中央社保協は、八六年一月三〇～三一日に開いた第二九回総会で、つぎのような総括をおこなっている。

第一に、官民一体、国年グループまで総結集したたたかいがとりくめなかった。第二に、社保協としての政策的要求が欠如していた。第三に、改悪の本質を明らかにし、それを横に広げていく宣伝活動が弱かった。

2　医療法改悪反対のたたかい

八三年三月、第九八通常国会に提出されて以降、継続審議、廃案、継続審議を繰り返し、第一〇三臨時国会に持ち越された「医療法一部改正案」は、八五年一一月一四日の衆議院社会労働委員会から審議が再開された。

全日本民医連、新医協、保団連など六団体で組織している医療団体連絡会議（医団連）は、「医療法」の改定は、

①医療供給に関することが、法によらず、厚生省令など行政の腹づもりひとつで決められる。

②公的医療費抑制政策を医療供給体制の面から推し進めるものであり、公的医療供給体制の縮小再編成をめざしている。国民の医療を受ける機会をせばめるものである。

③医療への公的責任の棚上げ、公的支出の削減は、国民の自活力と民間活力で医療要求を処理させようとするものである。

④地域医療計画の策定を都道府県に義務づけることによって、医療圏を設定させ、医療機関のランクづけや施設数、病床の数や種別の制限など、医療機関に対する政府、都道府県の統制を強めることになる。

などの理由で反対してきた。

一方、日本医師会は、臨時国会開会の翌日、医療法改定案の早期成立の方向へ政策転換をおこない、政府と法案修正の話し合いに入っていることを明らかにした。厚生省は、「二一世紀に向けての医療制度のあり方について—期待される医療法の改正」をまとめ、成立に向けての広報活動に力をいれだした。

国会での審議は、一一月一四日の衆議院社会労働委員会から始まったが、同時に「老人保健制度の見直し」、「退職者医療制度に関連する国保財政逼迫への財政措置」なども取り上げられた。また、審議が山場にさしかかった「共済年金四法案」ともからみ、審議が進められた。一一月二八日、この法案は、委員会で一部修正のうえ付帯決議をつけ賛成多数（賛成＝自・社・公・民・社民、反対＝共）で可決され、一二月三日、衆議院本会議で可決されて参議院に送付された。修正は、付則を含めて一二項目、付帯決議は七項目になっている。

こうした状況下で医団連は、一一月二六日、「医療改善・社会保障予算の増額を要求する一一・二六中央行動」を組織し、厚生省交渉や国会議員にたいする要請をおこなった。

参議院では延長国会の終盤になって、一二月一九日、社会労働委員会で付帯決議（一〇項目）をつけて可決（自・社・公・民が賛成、共反対）、二〇日、参議院本会議で可決成立した。

八六年一月二〇日に開かれた「健康保険改悪反対・国民の医療を守る中央連絡会」の第一八回総会は、「成立した医療法改正について」声明を発表、今後は、都道府県段階において、計画策定作業を住民に公開することや医療審議会の構成メンバーに住民代表を参加させることなどを要求するとともに、予測される事態を国民に訴え都道府県段階での健保共闘組織の奮闘を呼びかけた。

3　社会保障予算拡充闘争

政府が「昭和六一年度概算要求基準」を決めたのは、八五年七月二六日である。その基準にもとづき、厚生省、労働省が概算要求を大蔵省に提出したのは、八月三一日である。概算要求基準は、①原則要求基準は経常部門マイナス一〇％、投資部門マイナス五％、②増加例外事項経費は九〇〇〇億円としている。厚生省関係の増加例外事項経費は、全体の約半分の四四八〇億円（年金の成熟化三三六八億円、老人増等による医療費増九七二億円など）になっているが、年金、医療の当然増八五〇〇億円と特例措置等による前年度縮減分の復活約六五〇〇億円を考慮すると、一兆円を超える予算の削減になる。

厚生省が大蔵省に提出した概算要求は、九兆八九五六億円で、前年比三九二八億円、四・一％増にとどまっており、約一兆一〇〇〇億円は「内部努力」で削減することにしている。その内容は、①高率補助率の一〇％引き下げ措置の継続で三六〇〇億円の削減、②医療費適正化等によって一三〇〇億円の削減、③老人保健法の見直しで一九〇〇億円の削減、④厚生年金にたいする国庫負担の一部削減を継続することによって四三〇〇億円を借り入れる、などである。

概算要求の編成に先がけて、中央社保協は六月一九日、全国代表者会議を開き、七月五日、厚生省と予算要求の交渉をおこなった。厚生省は、大蔵省への概算要求提出前の八月二一日、「老人保健制度の見直しについて」、加入者按分率、一部負担、中間施設の設備、ヘルス事業の推進等の考え方を明らかにした。したがって八六年度予算編成に向けてのたたかいは、その後、老人保健法改悪反対のたたかいと結合して展開されたのが大きな特徴である。また、九月二四～二五日に開かれた中央社保協の「社会保障全国活動者会議」が指摘しているように、前年度限りとされていた高率補助率一〇％カットや厚生年金への国庫負担繰り延べを継続するほか、「地方行革」をいっそう推進することにしているので、社会保障・福祉の切り捨てがさらに進行する、という危機感を高めることになった。

総評、同盟、中立労連、新産別、全民労協の五団体は、一〇月、「厚生省の昭和六一年度予算概算要求、老人保健制度の見直しについて」労働団体の統一見解を発表、政府の対応は、社会保障本来の原則である国の責任と負担を放棄し、国庫負担を削り、その費用を労働者の負担に転嫁するものである、と批判し、「老人保健制度の見直し」の問題点を指摘した。

九月一五日の「第一五回高齢者大集会」は、「軍事費突出・福祉切り捨ての行革路線を阻止し、高齢者・国民生活優先の予算にかえさせよう」をスローガンに掲げ、運動を展開することになった。一〇年の歴史をもつ「低所得者・失業者・高齢者・障害者のくらしと福祉・地方自治の危機を打開する予算要求国民大集会」（通称『くらし福』運動）は七月一九日、政府の概算要求編成に向けて大集会を開き、一二月四～五日にも「くらしと福祉予算要求大集会」をもち、対政府交渉と国会への要請行動をおこなった。また、年末の予算案決定時には厚生省前で座り込みを実施した。一二月二四日、大蔵省から各省庁に予算の内示があり、復活折衝が開始される過程で、「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」は八項目の「復活要求」をおこなうなど、各団体独自の行動が組まれた。

国会での予算案審議が山場にきた八六年三月二八日には「老健法・国保の改悪、国立医療機関統廃合、地方行革、国庫負担・補助金削減に反対し、国民のいのちとくらし、福祉、仕事、地方自治を守る三・二八中央総行動」を開き、各省庁との交渉、国会への要請行動を展開した。ここで掲げられた要求は、以下のとおりである。

①老人医療の患者一部負担増、老人保健施設などの老人保健法改悪阻止。国保法の改悪反対。国立病院・療養所の統廃合、地方移譲反対。健保本人一〇割給付の復活。

②働きたいすべての高齢者、障害者、失業者に仕事を保障すること。

③保育所、障害者・老人福祉施設の措置費、生活保護などの国庫負担率の切り下げ反対。

④保育料などの社会福祉施設の利用者負担強化反対。障害者・老人福祉施設での本人と家族からの二重どりを撤廃すること。

⑤住民のくらしと福祉切り捨ての地方「行革」反対。

⑥物価を吊り上げ、くらしをおびやかす大型間接税の導入反対。

⑦軍事費をけずって、大幅減税、くらし、福祉を拡充すること。

「昭和六一年度予算」は、結果としては、厚生省予算についてみると、九兆七七二〇億円強、対前年比二六九三億円強、二・八％増にとどまり、国家予算の対前年伸び率三・〇％を下回るきびしいも

のになった。

「昭和六二年度予算」について、政府は八六年七月二一日の閣議で、概算要求基準として四年連続の経常部門一〇％減、投資部門五％減のマイナス・シーリングを決定した。八月三〇日、厚生省が大蔵省に提出した概算要求は一〇兆一九〇九億円強、前年度にくらべ四一八八億円強、四・三％増である。財政投融資要求額は二兆八七九四億円で、前年度比六三九八億円、二八・六％増である。

中曽根首相の強い指示で、「長寿社会対策大綱に沿ってサービスの体系、あり方を見直し、充実した生活を過ごせるような長寿社会づくりを推進することにした」という厚生省の概算要求は、当然増約一兆五八〇〇億円強のうち、四一八八億円は増加例外事項経費としてシーリング枠で認められているので、残る約一兆一六二一億円については、「内部努力」によって処理することにしている。

その内容は、①厚生年金国庫負担繰り延べ約四〇〇〇億円（前年度比九五一億円増）、②特例措置としての高率補助金の引き下げ二三〇〇億円（前年度なみ）、③老人保健制度改革の財政効果（按分率一〇〇％と一部負担引き上げ）三四六〇億円（同一五〇〇億円増）、④医療費適正化による効果一八六一億円（同一三六一億円）で節減を図ることにしている。

六月二日の第一〇五臨時国会で衆議院は解散、七月六日、衆参同日選挙になった。総評は六月六日、社会保障部長会議を開き、社会保障関係の運動方針を決めた。全民労協は六月一三日、「昭和六一・六二年度、政策・制度要求と提言」を決定した。概算要求決定前の八月四日、全民労協は中曽根首相はじめ各省大臣に要請書を提出、六日、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体は「当面の経済運営、八七年度予算編成、政策・制度改善についての申し入れ」を中曽根首相に提出した。国民・患者の負担増になる老人保健法改正案の国会提出をおこなわないことを始め、年金保険制度、医療保険制度、雇用保険制度、労災保険制度の四点について要望している。

「老人保健法等の一部を改正する法律」が第一〇七臨時国会で可決成立したのは一二月一九日である。したがって、八七年度予算編成に向けてのたたかいは、文字どおり、別項で述べる老健法改悪反対のたたかいと結合して展開された。政府が臨時閣議で「昭和六二年度予算政府案」を決定したのは、一二月三〇日である。厚生省予算についてみると、一〇兆二六五億円強、前年度とくらべて二五四四億円強、二・六％増の伸びにとどまり、伸び率は〇・二％下回ることになった。これによって、政管健保への国庫補助の繰り入れは三年連続ストップ、厚生年金の国庫負担金は五年連続繰り延べになった。一方、年金積立金の自主運用は一兆円の枠が認められ、年金福祉事業団による資金確保事業についても、前年度なみの五〇〇〇億円が確保された。なお、財政投融資資金計画は三兆八六〇〇億円（うち還元融資充当額は二兆六四八三億円）である。

4　老人保健法改悪反対闘争

経　過

老人保健法は、八一年五月、第九四国会に提出され て二回継続審議になり、八二年八月、第九六国会で

可決成立、八三年二月から施行になった。加入者按分率は、八三年度四七・二%、八四年度四五・一%、八五年度四四・七%という経過をたどっている。

老人保健法の見直しが具体化するのは、八五年八月、八六年度予算の概算要求で、厚生省の考え方が明確になってからであるが、それ以前に、国民健康保険中央会は五月、「国保財政危機突破大会」で加入者按分率一〇〇%を要求、一方、健康保険組合連合会は六月の緊急理事会で、按分率一〇〇%反対ののろしを上げていた。

厚生省の老人保健法の改定案は、一部負担の引き上げと按分率は八六年度八〇%、八七年度一〇〇%にするというものであった。厚生省案が、老人保健審議会および社会保障制度審議会に諮問されたのは八六年一月、両審議会から答申が出されたのは二月である。二月一四日、厚生省は改定案を第一〇四国会に提出したが、五月二二日、衆議院本会議で継続審議になり、六月二日に召集された第一〇五国会で衆議院が解散されたため、法案は廃案になった。

施行日を一部修正して改定案が国会に再提出されたのは、八六年九月一一日に召集された第一〇七臨時国会である。衆議院社会労働委員会で具体的に審議がはじまったのは一〇月二三日からであり、衆議院本会議で一部修正のうえ可決されたのは、一一月二一日である。参議院で具体的に審議開始になったのは一一月二七日であり、二一日間延長された第一〇七国会で、改定案が再度修正のうえ可決成立をみたのは、一二月一九日である。かくして老人保健法等の改定は八七年一月一日から施行になった。

老健法闘争の特徴

老人保健法の見直しをめぐって、改定を促進するグループと改悪に反対するグループに分かれた。改定の促進を強く働きかけたのは、大蔵大臣の諮問機関である「財政制度審議会」（按分率一〇〇%を建議）、臨時行政改革審議会（老健法の早期成立を答申）、国民健康保険中央会はじめ全国市長会、全国町村会等国保関係諸団体で組織する国保財政危機突破対策本部（老健法の早期成立・按分率一〇〇%を要求）である。

当初、老健法の改定に反対したのは、野党、日経連、経済四団体、日本医師会、健康保険組合連合会、全国総合健保組合協議会、市町村共済連合会、労働組合、民主医療機関、被保険者や各種民主団体などであるが、経済四団体、健保連、全総協、市町村共済などは按分率八〇～一〇〇%反対に重点があった。日本医師会等は一部負担の増大に力点があった。老健法改定案が臨時国会に再提出された直後の各団体等の言い分をみると、以下のとおりである。

野党四党…老健法改定案撤回を要求（八六年九月一六、一七日の衆議院本会議代表質問）。

経済四団体…中曽根首相に、加入者按分率引き上げに反対、五〇%に据え置くよう要望（八六年九月一八日）。

健保連・全総協…老人医療費拠出金増大阻止総決起大会で「按分率拡大を断固阻止する」ことを決議（八六年九月二四日）。

日本医師会…第七四臨時代議員会での羽田会長挨拶「老健法の一部負担増額は反対、加入者按分率一〇〇%は賛成、老健施設療養費の定額制は阻止」（八六年一〇月七日）。

日本医師会は八六年一月二三日に開いた「老人保健法改悪（一部負担増額）反対全国医師大会」で、「老人医療自己負担の大幅増額は、国民に対する医療・福祉行政の後退であり、受診抑制を招く今回の老人医療自己負担増額法案に強く反対する」という宣言を採択

し、同趣旨の決議をおこなった。しかし、国会審議の進行過程で修正の動きがでてくると、条件闘争に戦術を転換していった。

健保連は、改定案の可決成立にあたって、参議院での修正で、拠出金の算定方法等について見直しの規定が設けられたことを評価しながら、「按分率の大幅引き上げは誠に遺憾である」という会長談話を発表している。

野党は当初から一貫して法案の撤回を求めてきた。衆参両院では修正案にも反対したが、自民党の賛成多数で押し切られた形になっている。なお、自・社・公・民四党共同提出の付帯決議は、いずれも共産党を除く各党の賛成で採択されている。最終段階で各党のとりくみに差がみられたことは否定できない。

一度は継続審議、廃案に　八五年後半から八六年六月、第一〇五回臨時国会で衆議院が解散し、廃案になるまで一年間のとりくみを、労働組合や諸団体についてみると、以下のとおりである。

八五年七月一八日、老人保健審議会がまとめた「老人保健制度の見直しに関する中間意見」について、医療・労働関係者等で組織する「健康保険改悪反対・国民の医療を守る中央連絡会」（健保中連）は七月三一日、老健審の中間意見は「越権行為」であり、老人医療費自己負担増大の検討を中止するよう中曽根首相に要請書を提出した。総評は八月一日、患者の一部負担増や加入者按分率の変更阻止など反対の態度を明らかにした。全国一三万人の老人クラブは八月九日、「老人医療負担増反対・老人福祉予算確保・緊急代表者会議」を組織するとともに、老人医療費負担増の撤回を求める決議をおこなった。全国保険医団体連合会（保団連）は八月一六日、老健審の中間意見、中間施設懇談会の報告に反対の見解を発表、改善の方向を示した。

総評は九月三日、各単産委員長、県評議長に「老健法改悪反対」の決議をおこなうこと、健保連のおこなっている按分率引き上げ反対の署名活動には、前提条件つきで協力することを指示した。

九月一五日の「第一五回高齢者大集会」は、老健法の改悪に反対し、「高齢者が安心して保険・医療を受けられる制度の確立」など二二項目の統一要求を決定した。

総評は九月一九～二〇日、単産・県評社会保障部長会議を、中央社保協は九月二四～二五日、社会保障全国活動者会議を開き、臨時国会での共済年金改悪阻止とともに、一部負担と加入者按分率を大幅引き上げる老健法の改悪に反対する運動を強化する具体的な方針を決定した。

臨時国会の開会にともない、総評、同盟、中立労連、新産別、全民労協の労働五団体は一〇月二〇日、一部負担や按分率引き上げの老健法に反対してたたかう統一見解を発表した。

一一月中旬以降、共済年金改定案、医療法改定案の審議が進行するなかで、老健法はこれらのたたかいと結合して展開された。また年末に向けては、八六年度予算編成にたいする重要なたたかいと位置づけられ、とりくまれた。しかし、政府は、八六年度予算案で老健法にかんしては厚生省要求どおりの予算を計上した。

八六年に入って、保団連は一月二六日の第二四回定期総会で、老人保健法改悪反対、診療報酬改善等を求める決議をおこなった。中央社保協は一月三〇～三一日に、第二九回総会を開き、運動の重点課題の第一に老人保健法改悪の国会上程阻止、廃案に持ち込む運動

を掲げ、国保の保険料滞納者にたいする制裁措置の即時撤回を求める決議をした。二月一日には医療団体連絡会議（六団体）、健保制度大改悪阻止東京連絡会（二三団体）、「くらしと福祉」東京運営会議（一三団体）、全国老地連が主催する「いのちを奪う老人医療改悪反対二・一決起集会」が開催された。

総評は二月五～六日の第七四回臨時大会で、老人保健法の改悪阻止を中心とする社会保障闘争の強化を春闘方針の大きな柱に据えた。また、国民春闘共闘会議は二月一三日、「国民春闘共闘単産・県春闘共闘社会保障担当者会議」をもち、老健法を中心に協議し、改悪に反対して廃案にする運動を強化することを再確認した。

八六年二月一四日に、老健法改定案が第一〇四通常国会に再上程された以降のたたかいをみると、以下のとおりである。

国民春闘共闘会議は二月二〇日、「老人保健法改悪阻止、社会保障・福祉後退予算案反対二・二〇中央集会」を開き、「老人保健法の改悪に反対する決議」をおこない、国会へデモ行進した。

健保中連は三月二日、「健保共闘活動交流研究集会」をもち、これからの各団体、地域でのたたかいの進め方について意思統一をおこなった。

総評、中央社保協は、三月一三日、老健法改悪反対の国会行動を組み、五月まで毎週継続することにした。また、医団連も同日、国会行動を組織、五月まで毎週継続することになった。

保団連は三月二八日、一部負担の引き上げに反対している日本医師会にたいし、老健法の改悪反対で共闘を推進するよう要望書を提出した。同日、医療協、保団連、日患同盟など「くらしと福祉」に参加する中央総行動実行委員会は、「老人医療の患者一部負担増、老人保健施設などの老人保健改悪阻止」を求めて総決起集会を開き、国会請願をおこなった。保団連はさらに四月一三日、「四・一三老人保健法改悪阻止、国民医療を守る全国保険医決起大会」を開催、「老人医療費一部負担増反対」などを内容とする決議を採択し、デモ行進をおこなっている。

八六年春闘の山場を迎え、社保協は四月八日、老健法、国保問題で厚生省交渉をおこない、労働五団体は一六日、「老健法改悪反対集会」を開いた。この集会に出席した社、公、民、社民連代表は、「四党一致して今国会では老健法改革案は廃案に追い込む」と決意をのべた。国民春闘共闘会議はさらに一七日、「四・一七老人保健法改悪阻止中央決起集会」を開催、「全国民の生命と健康、くらしを脅かす老人保健法改悪に反対する訴え」を採択、国会へデモ行進をおこなった。

衆議院社会労働委員会の審議が大詰めにきた五月二〇日、国民春闘共闘会議、中央社保協、全国高退連共催の「老人保健法改悪阻止中央集会」は、「この集会を老健法改悪案を廃案に追い込むための新たな出発点とする」集会アピールを採択した。老健法改定法案は同日、衆議院社労委で自民党の賛成多数により継続審議になり、二二日、本会議で継続審議が決定した。

五月二一日に開かれた健保中連第二一回総会は、廃案にはならなかったが、今国会で阻止できたことを新たな出発点とし、「修正を許さず、必ず廃案に」をスローガンに、参議院選挙に向けての諸行動を確認した。

六月二日、第一〇五臨時国会が召集され、衆議院は解散、衆参同日選挙になった。継続審議の老健法等の改定案は廃案になった。

修正・再修正で可決・成立

総評は六月六日、社会保障部長会議を開き、新しい情勢下での社会保障関係の運動方針を決定した。選挙の結果、自民党が三〇四議席を獲得して大勝したことは、各団体の社会保障改悪についての警戒心をいっそう高めることになった。

国民春闘共闘会議は七月九～一一日、「第一五回社会保障学校」を開校、今後に備える意思統一を図った。総評は七月一五～一八日に開催した第七五回定期大会の運動方針のなかで、老人保健法改定法案の成立阻止と合わせて健保、共済本人二割負担阻止、国公立病院統廃合反対、看護制度改善などにとりくむことを決めた。また、健保中連は一五日の第二二回総会で、老健法、国保改悪案を臨時国会に再提出させないよう、たたかいを展開することを決めた。

八七年度予算の概算要求編成に向けて、全民労協は八月四日、中曽根首相をはじめ、各省の大臣あてに要請書を提出、とくに「高齢者対策」を強く要求した。また、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体は、六日、中曽根首相に提出した「申し入れ」のなかで、老人保健法改定案は国会に再提出しないことなど、社会保障にかんする要求を明らかにした。

全国老人クラブ連合会は八月四日、代表者会議を開催、老人保健法改定案を撤回させることを決議した。健保中連は一九日、「八・一九健保中連決起集会」と第二三回総会を開き、厚生省交渉をおこなった後、臨時国会に備える行動提起のアピールを発表した。

厚生省は八月三〇日、八七年度予算の概算要求・財投計画要求を大蔵省に提出、九月一一日に第一〇七臨時国会が召集された。厚生省は老健法改定案など三法案を国会に再提出した。

総評は九月一一日、単産・県評合同社会保障部長会議を開き、秋期年末闘争方針を決定、老健法改悪阻止のため、九月下旬から国会要請行動をスタートさせることにした。九月一五日の「第一六回高齢者大集会」は、老健法改悪阻止の決意を新たにする大集会になった。三つの当面の緊急要求のほか、八項目の統一要求を決定、臨時国会に臨む体制をととのえた。保団連は一八日、老健法改悪阻止の国会行動を組織し、毎週、行動を継続することにした。また、総評、中立労連、中央社保協は二五日、「老健法改悪阻止」の国会行動を発足させ、毎週、この行動を継続することにした。中央社保協は九月三〇日、一〇月一日の両日、「全国活動者会議」を開催、中央、地方や各団体のとりくみが紹介された。その経験をいかし、老健法改悪阻止のたたかいを強化することになった。健保中連は一〇月一日「老人保健法改悪反対、健保本人一〇割復活、医療保障拡充を要求する大学習決起集会」を開催した。

衆議院社労委の審議がはじまった一〇月九日、総評、同盟、中立労連、新産別、全民労協の労働五団体は、都内五カ所で街頭宣伝・パレードをおこない、中央集会で「老人保健法の改悪反対、成立阻止をめざす決議」を採択した。集会に出席した社、公、民、社民連の党首や代表は、野党共闘で改悪を阻止する決意を述べた。また、社労委で老健法の審議入りした二四日、労働五団体は「老人保健法改悪反対集会」を開き、改悪反対の集会アピールを採択した。総評、中立労連、中央社保協、全国高退連の四団体は二七日、「老人保健法改悪阻止中央集会」をもち、成立阻止の決議をおこない、国会へ向けてデモ行進をした。健保中連も三一日に第二四回総会、一一月一三日に第二五回総会を開き、各団体のとりくみを報告、廃案に葬

り去る体制の盛り上げを図った。連日、国会行動が展開されるなかで老健法は一一月二〇日、衆議院の社労委で自民党の賛成多数で修正可決の状況となった。労働五団体は同日夜、「強引な採決は自民党の暴挙である」と抗議声明を発表した。

老健法の審議が参議院に移った一一月末から一二月に入って、国会行動はねばり強く繰り返された。健保中連は一二月九日、一六日に「国会報告集会」を開き、会期末に向けて総力を結集し、廃案に持ち込むことを確認した。しかし、長期にわたるねばり強い反対闘争にもかかわらず、最終的には衆議院同様、再修正を自民党の賛成多数で押し切られ、一二月一九日可決、同日、衆議院に回付されて可決成立となった。

労働五団体は一九日、抗議の声明を発表、そのなかで、今回のたたかいの苦い経験と教訓を踏まえ、今後の制度・政策闘争に継承させ、組合員と国民の期待に応える決意を表明した。

5　高齢者国民大運動の動き

①全国老後保障地域団体連絡会（全国老地連）は、全国各地の四〇数団体で構成されている。例年、二月一日に「老健法強行抗議集会」をもち、七月一一日に「老人福祉法制定記念集会」を開いている。九月一五日の「九・一五高齢者大集会」の主役になっており一〇月から一一月にかけて「くらしと福祉予算要求行動」をくみ、一二月初旬に「くらしと福祉予算要求大集会」を開催している。そして中旬には大蔵省の予算内示にたいする座り込みを実施している。

②八五年後半から八六年は老健法改悪阻止のため、各団体と共催で各種の集会、抗議行動を組織してきた。また、全国各地や地域ブロックで無数の学習会や大集会、署名活動や抗議の行動が企画された。老人クラブとの交流など活動の領域を拡大した。

③八六年七月には「高齢者の医療と福祉電話相談」を開設、大きな反響をよんだ。八五年は一二月、八六年は一一月に第二回、第三回の沢内村「いのちの碑を囲むつどい」を開催、交流を深めた。

④八六年は九月の福岡集会を皮切りに、一〇月二六日大阪集会から一一月二六日の東京集会に向けて「老人保健法の改悪に反対し平和で豊かな明日をめざす高齢者国民大行進」を開始した。また行進が東京に到着する二五日に、「一一・二五高齢者要求と運動交流討論集会」を開催した。

⑤八六年一〇月に、高齢者国民大運動のアピールを発表、八七年九月の第一回京都大集会の成功をめざし、準備を開始した。

〔参考資料〕 (1)総評第七四回臨時大会と第七五回定期大会議案および定期大会の各局報告書、(2)全民労協昭和六一～六二年度『政策・制度要求と提言』、(3)中央社保協資料と解説『社会保障』、『社保協ニュース』、(4)労働者福祉中央協議会（労福協）『労福協会報』、(5)健保改悪反対・国民の医療を守る中央連絡会『健保中連ニュース』、(6)全国老地連『高齢期とくらし』、(7)全国生活と健康を守る会連合会月刊『生活と健康』、『生活と健康を守る新聞』、(8)全日自労建設一般労働組合中央機関紙『じかたび』、(9)障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会『障全協新聞』、(10)労働組合、各団体の諸会議・集会等の議案書、報告・資料、(11)社会保険法規研究会『週刊社会保障』、(12)労働旬報社『賃金と社会保障』

II 社会運動の動向

概要□平和・社会運動──第五七回メーデー／八五年の原水爆禁止運動／八六年の原水爆禁止運動／反核・平和・反原発運動／反基地・反戦運動／その他の社会運動／公害反対運動──公害情勢と公害補償改悪反対闘争／公害裁判闘争／基地公害反対闘争／安中土壌汚染公害反対闘争／食品公害カネミ油症闘争／水俣病闘争

概要

一、第五七回メーデーは、五月一日、全国一二五〇カ所に三八五万人が参加しておこなわれた。統一集会は二三都道府県となり、分裂集会を上回った。前年にひきつづきおこなわれたスポーツ祭典には五万人が参加した。

一、八四年以来、紛糾を重ね亀裂を深めてきた原水爆禁止運動は、八五年大会を前に実行委員会の構成をめぐって紛糾、前年度の一九団体で実行委員会が発足したが、結果として個人代表を締め出すことになり、大きな問題を残すとともに、原水禁、総評などは八五年世界大会に否定的な評価を下し、新たな運動枠組みへの傾斜を深めることになった。

一、八六年原水爆禁止世界大会は、市民団体の調停も実らず、統一開催が不可能な事態となり、七七年統一以来一〇年にして運動は「分裂」、世界大会も原水協などの実行委員会主催の集会、「連帯」や原水禁などの企画、市民団体の独自集会に三分されることになった。

一、八五年は被爆四〇周年にあたり、他方、原水禁運動の一定の混乱も影響して、草の根反核・平和運動の新しい試みが多様になされた。非核自治体は八七年一月の段階で一一〇〇にのぼっている。

一、チェルノブイリ原発事故の衝撃は、各地の原発反対運動を活性化させ、また米軍の海洋戦略の進展のなかで、三宅島、逗子池子、沖縄、喜界島などの米軍施設建設に反対する住民運動が高揚している。とくに三宅島と池子では、住民の直接請求運動が地方自治をゆるがす事態となり注目をあびた。

一、国家秘密法（案）は、八五年秋の国会でいったんは廃案となったが、衆参同日選での自民党圧勝とともに修正再提出が危惧される事態となり、マスコミ界をはじめ広範な反対運動が巻きおこっている。

一、公害健康被害補償法の見直しを審議していた中央公害対策審議会は、八六年一〇月三〇日、現行四一指定地域を全面解除するという答申を出した。

一、大気汚染公害反対闘争では、兵庫県尼崎市、西宮市の国道四三号線道路公害反対闘争が神戸地裁で勝利したほか、本格的な大気汚染公害訴訟である千葉川鉄公害反対闘争が結審をむかえた。

一、名古屋新幹線公害反対闘争では、八六年四月二八日、被害原告と国鉄との間で発生源対策、賠償などの協定書を締結し、全面解決した。

一、基地公害反対闘争では、厚木基地騒音公害訴訟において東京高裁で軍事公共性優先の判決が出された。

一、安中土壌汚染公害反対闘争では、八六年九月二二日、公害防止協定が締結され、総額四億五〇〇〇万円の賠償金等の支払いで和解が成立した。

一、食品公害カネミ油症闘争では、福岡高裁判決の言渡しと最高裁での口頭弁論がおこなわれた。

一、水俣病闘争では、熊本水俣病第二次訴訟控訴審判決と認定棄却処分取消地裁判決で被害者側が勝利し、さらに、国、熊本県を被告とする熊本水俣病第三次訴訟が結審した。水俣病東京支援連絡会が結成され、右第三次訴訟の判決勝利と水俣病問題の全面解決へむけて、熊本、東京、新潟、京都などで支援運動が強化されている。

1　平和・社会運動

1　第五七回メーデー

「働くものの団結で、生活と権利を守り、自由で平和な日本をつくろう」のメインスローガンのもと、第五七回メーデーは、八六年五月一日、全国一二五〇カ所の会場に三八五万人が参加しておこなわれた。

統一集会は、大阪府が新たに加わったが、大分が分裂したため、八五年同様二三都道府県となり、分裂集会(二二府県)を上回った。統一集会を実現したのは、東京をはじめ北海道、福島、群馬、栃木、埼玉、神奈川、富山、石川、福井、長野、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、大阪、兵庫、広島、香川、高知、愛媛の各都道府県である。

中央式典は、代々木公園を会場に三〇万人が参加して開かれた。

議長団を代表してあいさつした宇佐美同盟会長は、まず一〇〇周年目の第五七回メーデーの歴史的意義をあげ、次いで、減税を見送った政府と賃上げを抑制し労働時間の短縮を拒否している経営側の態度を、「新たな貿易摩擦と保護主義の台頭を招き、日本や世界経済に悪影響をもたらすもの」と批判し、時短、減税を求めるたたかいの強化を呼びかけた。また、主催者を代表してあいさつにたった黒川総評議長は、今メーデーの意義について「中曽根内閣の政治・経済政策の転換と、賃上げ、時短、諸権利の拡大をはかるとともに、平和、反核、軍縮運動の前進と、壮大な労働戦線の統一を展望すること」を強調した。

つづいて、社会、公明、民社、共産、社民連の各党と労働福祉団体の代表が来賓あいさつをおこなった。前年、あいさつに参加した新自由クラブは本年は不参加であった。式典は最後に、『メーデーを国民の祝日に』『太陽と緑の週』の法制化を要求する特別決議」とメーデー宣言を採択。その後、六コースに分かれてデモ行進に移った。

式典後、前年につづいて国立競技場を舞台にスポーツ祭典が開催され、五万人が参加。

宇佐美同盟会長の開会宣言、林労相と鈴木都知事の来賓あいさつの後、日本サッカーリーグ加盟チームによるメーデーカップ・エキジビション・ゲームなどが催された。

【メーデー宣言（部分）】

一八八六年のこの日アメリカの労働者は八時間労働制を求めて立ち上がった。その日から一〇〇年の記念すべきメーデーである。

この一〇〇年、世界の労働者は、労働組合の団結の保障、賃金の引き上げ、労働時間の短縮、雇用の安定、社会保障制度の確立、政治への参加、婦人解放、民族の独立、世界平和を求めてたたかい、労働者の社会的地位の向上と社会進歩に多大の貢献を成し遂げてきた。

メーデー一〇〇年の今日、われわれは労働時間短縮のたたかいに改めて全力をあげて取り組む。すべての労働者の労働時間短縮をかちとるために週四〇時間、週休二日の労働基準法改正の実現に最大の力を注ぎ、「太陽と緑の週」の法制化、正月三カ日休業の実現、完全週休二日制の獲得、年次有給休暇の完全取得の運動に取り組む。

勤労者の生活改善のためにも、内需中心の経済発展のためにも大規模所得減税は不可欠であり、二兆三〇〇〇億円減税の早期実現をあくまで求めていく。

社会保障制度の後退に歯どめをかけ、安定した社会保障制度の確立をめざす。

女子差別撤廃条約の批准、男女雇用機会均等法の施行を契機に、職場における男女平等をさらに推し進める。

中曽根内閣の軍備増強路線をおしとどめ、核兵器の完全禁止、全面軍縮へむけて労働者の力を結集する。

参議院選挙、さらに総選挙に勝利し、保守党政治に終止符を打ち、政治の転換をはかる。

この第五七回メーデーに示された労働者の団結こそわれわれの力の源泉であり宝である。

われわれは全国の働く仲間とともに当面する諸課題の実現にむけて全力をあげてたたかうことをここに宣言する。

【サブスローガン（部分）】

一、労働時間の短縮、有給休暇の完全取得、週四〇時間・週休二日制の確立、「太陽と緑の週」の法制化・正月三カ日の休業化実現

二、賃上げ要求の完全獲得、最低賃金制の確立、中小企業労働者・不安定雇用労働者の格差解消、人事院勧告・仲裁裁定の即時完全実施

三、二兆三〇〇〇億円減税の早期実現、不公正税制の是正、大衆増税・大

型間接税の導入反対
四、完全雇用の実現、失業対策の強化、職業訓練制度の充実、中高年労働者の雇用確保、先端技術・ME等に対応する安全と雇用対策の促進、障害者の雇用拡大
五、労働基準権確立、労働者の諸権利を擁護する労働基準法の全面改正、ILO条約の早期批准
六、均等法で職場の男女平等を確立、母性保障・育児休業制度の実現
七、老人保健法の改悪反対・医療保障の抜本改善、労働者・高齢者福祉対策の充実、社会保障制度の拡充（以下、八～一三項略）

2　八五年の原水爆禁止運動

八五年大会の準備過程での紛糾

八五年五月一四日、八五年世界大会の開催をめざす関係団体の初会合がもたれた。参加団体は、原水協、平和委、原水禁、総評、中立労連、地婦連、日青協、生協連、婦人有権者同盟、日本山妙法寺、日本被団協の一一団体で、「原水爆禁止関係団体懇談会」を発足させた。懇談会は計六回にわたる話し合いをつづけ、六月二五日、世界大会は実行委員会が主催するものとし、それが構成されるまでの〝中継ぎ〟として準備会が準備にあたる、との合意のもとに、同じメンバーによる準備会を発足させた。

ところが、実行委員会をどのような団体・個人で構成するかをめぐって、関係団体間で意見が対立、実行委員会の発足は大幅に遅れることになった。原水協、平和委員会は「一一団体で一致できる団体、個人で」実行委員会をつくることを主張、原水禁、総評などは「一一団体で推薦できる団体、個人」を主張した。

原水禁側は、原水協の態度を「平和事務所のメンバーを、世界大会に参加させないことを唯一の目的とする原水協の特殊な事情によるきわめて政治的な主張」であり、「原水禁運動は国民運動で、差別され、選別されることがあってはならない。そうしたことがおこなわれるならば、運動の幅をせばめるだけでなく、運動の生命力を殺す」（『社会新報』八五年七月五日付）ものだと批判した。これにたいし、原水協は、「総評、原水禁は八五年世界大会の主催組織をそれぞれの推せんする団体を無条件にいれて構成する〝門戸解放〟を主張し、『平和事務所』だけでなく〝千人委員会〟や〝平和懇〟等を導きいれて、統一された原水爆禁止運動と世界大会全体の変質をすすめ」るものであり、「世界大会主催組織がつねに一致する団体、個人で構成されてきた、七七年いらいの共闘のルール」（「原水協第一六四回常任理事会決定」『原水協通信』八五年一〇月六日付）にしたがうべきだと応酬した。

議長役の市民団体の側は、七月九日、「さしあたり昨年の一九団体をベースに実行委員会を発足させる」との提案をおこなったが、原水禁は、「団体を選別するという誤りをおかしている」とする総評、中立労連、新産別との連名になる「私たちの見解」を発表してこれを拒否した。その後、いく度かの調停策も実らず、結局、七月二五日の準備会をもって討議は打ち切られ、二七日、一九団体で実行委員会が発足することになった。

実行委員会構成団体は、先の一一団体のほかに、新産別、WILPF日本支部、護憲連合、宗教NGO、科学者会議、草の実会、主

婦連、核兵器廃絶を求める法律家運動の各団体である。

実行委員会構成をめぐる紛糾のあおりで、代表委員は、代表委員派遣を辞退した草の実会を除く一八団体の代表と広島、長崎の地元代表を加えた二五人となり、八四年大会の四九人から半減した。これらのことから、長年原水禁運動にたずさわり、運動と理論の両面で指導的立場にあった人々が実行委員会から抜け、「従来よりも幅がせまくなった印象を内外に与え、大会文書づくりの上でも影響が出る」（『朝日新聞』八五年八月一〇日付）結果となった。また、この結果は原水禁側に強い不満を残し（八五年大会とその経過をめぐる総括を参照）、八五年大会における一定の混乱と、八六年の「分裂」の要因ともなった。

原水爆禁止八五年世界大会

原水爆禁止八五年世界大会は、八月二～三日国際会議（広島）、六日ヒロシマのひろば、八～九日世界大会・長崎の日程でおこなわれ、海外三七カ国、一六国際組織、一一九人の代表と二万人の日本代表が参加した。

世界大会国際会議

八五年世界大会国際会議は、八月二日、広島国際ホテル別館で開会した。午前一〇時からの開会総会では、シドニー・レンズ（アメリカ）、関屋綾子（YWCA）など七氏を議長に選出、宗教NGOの相原和光YMCA国際平和研究所長が開会のあいさつをおこなった。つづいて伊東壮日本被団協代表委員が主催者を代表してあいさつに立ち、ひきつづき、海外代表、日本代表からの報告がおこなわれた。

国際会議第二日は、午後から二会場で分散会を開催、午後七時からは閉会総会がおこなわれ、「広島・長崎被爆四〇周年にあたり、原水爆禁止世界大会国際会議・広島から世界の人びとへのよびかけ」を採択、山口勇子原水協代表理事の閉会あいさつで終了した。

国際会議では準備段階の紛糾が持ちこされ、代表委員である黒川総評議長、森滝原水禁代表委員、飛鳥田護憲連合議長、薬科中立労連議長、河合新産別委員長の五団体代表は出席をとりやめた。また、原水禁が招待したうちの約四〇人の海外代表も参加しなかった。なお、欠席問題について『社会党国民運動局報告』（八五年九月五日）は「代表委員は、以前からの日程等もあり、事実上参加出来ない状況が生まれた。意識的に代表委員が会議をボイコットしたのではない」と述べている。

二日夜の起草委員会でも、開会が五時間あまりも遅れ、「よびかけ」（案）をめぐって激論がかわされた。なお、その内容については前記『原水協通信』一〇月六日付および『社会新報』八月六日付を参照。

ヒロシマのひろば

ヒロシマのひろばは、六日午後一時から海外代表百余人、日本代表一万人を迎えて開かれた。会議は佐久間広島原水協理事長が開会あいさつをおこなったのにつづいて、広島実行委員会の立川・広島修道大学長が主催者あいさつにたち、中林日生協名誉会長が世界大会実行委員会を代表してあいさつをおこなった。会議は最後に「ヒロシマのひろばからのアピール」を採択し、終わった。

世界大会・長崎

世界大会の分散会・フォーラムは、八月八日、長崎市内一三会場で全国から一万人の代表が参加して開かれた。各会場は、それぞれ非核自治体運動、被爆者援護法制定などのテーマをかかげた。

九日は、長崎市国際体育館を会場に、世界大会・長崎が開かれ、九三〇〇人が参加した。小野寺喜一郎（日青協）ら七氏が議長団に選出されたあと、真柄総評事務局長が議長団を代表してあいさつをおこなった。つづいて主催者を代表して紀平婦人有権者同盟会長があいさつに立った。国際会議、分散会・フォーラムのまとめ報告がなされたのにつづいて、中国、オランダなどの海外代表と長崎、香川、沖縄の日本代表が発言をおこなった。被爆者の訴えの後、被爆者援護法制定のための特別決議、世界大会・長崎の決議「被爆四〇周年にあたり長崎からの訴え」が採択され、ここに八五年世界大会はその全日程を終了した。なお、この「長崎からの訴え」をめぐっても、原水協、原水禁双方が対立し、このため佐々木実行委員会事務局長が「この『訴え』は外国代表を拘束するものではない」と補足説明をおこなう一幕もあった。

なお、大会で採択された諸文書については、『原水協通信』九月六日付に全文が掲載されている。

原水協・原水禁の独自集会　世界大会の一連の行事と並行して、大会実行委員会を構成する原水協、原水禁は独自の集会を開催した。

それぞれの日程と参加者などは以下のとおり。

〈原水協〉　①八月四～五日。核廃絶のための国際会議。広島。二七人の海外代表と一一〇人の日本代表。②八月六日。核兵器廃絶のための国際共同行動デー日本原水協広島集会。六〇〇〇人。③八月七日。日本原水協長崎集会・分散・分科会、討論集会。八月九日。長崎集会。六〇〇〇人。なお、これらの行事の詳細と大会諸文書は『原水協通信』九月六日付を参照。

〈原水禁〉　①八月四～六日。被爆四〇周年原水爆禁止本大会・広島。八〇〇〇人。②長崎結集集会。四〇〇〇人。③八月一一～一三日。国際連帯集会。沖縄。海外代表三二人など。

原水禁の独自集会とは別であるが、関連する企画として、八月一、二日の両日、東京において「ヒロシマ・ナガサキ四〇年国際フォーラム」がおこなわれ、海外からの参加者約二〇人を含む一〇〇人余りが参加した。このフォーラムは磯村英一核禁会議議長、新村猛反核千人委員会代表世話人など六氏が呼びかけたものであるが、共産党はこれが「国際大会をつぶした場合の代替物とみなして」企画されたものであり、「かれら（原水禁など―筆者注）が招待した世界大会への海外代表を、世界大会国際会議（八月二～三日）には参加させず、この『国際フォーラム』なるものに参加させることを、実際に実行した」（『赤旗』八六年六月二八日付）と批判している。

また、八月四日、「国際核ヒバクシャ・フォーラム」が広島でおこなわれ、一五カ国、四七人の海外代表を含む一三〇人が参加した。これらの独自集会と関連行事の詳細と大会諸文書は『原水禁ニュース』一〇月一日付を参照。

八五年原水禁世界大会の総括をめぐって　八五年原水禁世界大会については、その準備段階からの紛糾から、原水協、原水禁双方がまったく異なる評価を下すことになった。

原水協は、八五年九月一九、二〇日の両日、第一六四回常任理事会を開いて、「変質、解体、分裂策動のりこえ世界大会成功」という総括文書を採択した。

一方、総評は、八六年二月四～五日の第七四回臨時大会で、「原水爆禁止一九八五年世界大会の経過と総括」と題する付属資料を配布し、「八五年世界大会は国際世論、国内世論に向けて有効な運動提起が出来ずに終わった大会であった」と否定的な評価を下した。

また、原水協が、反核国際共同行動の前進と発展の方向と展望を示すもので、「三〇年余に及ぶ原水爆禁止運動が被爆四〇周年にきりひらいた新たな到達点」と評価する「広島からのよびかけ」にたいしても、総評文書ではそれを「否定するものでなく」としながらも、「新たな運動体と運動を具体的に提起し得ることもなく、『呼びかけ』などの文言にこだわるあまり、世界大会が国民から遊離したものになってしまった」と総括している。

総評文書はまた、「市民団体」についても「『一致する団体、個人論』に引きずられ今後に多くの問題を残した」と強く批判している。

こうして、総評は「八五年原水禁世界大会は運動の原点に立脚した転換期をみすえたものとなった」との認識のもとに、「四一周年を迎える八六年の八月については、早い時期に、反核、反戦・平和で一致できるすべての市民団体、労組、個人で大会実行委員会を発足させるよう呼びかけ、国民的に開かれた集会や諸会議を開催するよう準備する」と新たな枠組みの運動を提起した。

八五年核禁会議全国集会　八五年核禁会議全国集会は、八月二日、長崎市平和会館で開催され、一〇〇人が参加した。

集会では、核禁会議を代表して磯村議長が、つづいて、同盟山口副書記長、民社党三治国民運動委員長、本島長崎市長等がそれぞれあいさつした。また磯村議長から長崎市などにたいし、総額三〇二五万円が贈呈された。集会は最後に、『核兵器廃絶を求めるアピール』を、満場一致で採択した。

また、全国集会にさきだち、七月三〇日、広島市平和記念館において、三〇〇人が参加して広島地方集会が開催され、シンポジウム『核廃絶をめざして』などがおこなわれた。

3　八六年の原水爆禁止運動

三・一ビキニデー　八六年三・一ビキニデーは、八五年世界大会をめぐる紛糾から一時は統一開催が危ぶまれたが、三月二日、「ビキニ環礁水爆実験被災三二周年・国際平和年、被爆者とともに核兵器緊急廃絶をもとめる'86年三・一ビキニデー集会」が、静岡県原水協、平和委、県評、県原水禁などによる同集会静岡県実行委員会の主催でおこなわれ、二〇〇人が参加した。三月一日の墓前祭は、焼津市が共催を降り、宗平協の単独主催としておこなわれた。

これと並行して、原水協は三月一～二日、原水協集会を開催、一七〇〇人が参加した。一方、原水禁は、二月二八日、全国討論集会（三〇〇人）と「三・一ビキニ被災三二周年・世界の核被害者と連帯する集会」を開催し、一〇〇人が参加した。

「核廃絶運動連帯」の発足　八六年四月、隅谷三喜男東京女子大学長、磯村英一核禁会議議長、伏見

康治元日本学術会議議長ら三四氏が連名で、「日本国民として国際平和年における核兵器廃絶の諸行動をどう進めるか、討議の場―核兵器廃絶運動連帯（仮称）を実現するよう」（「呼びかけ」より）よびかけ、四月二一日に第一回賛同者会議を開いて正式に発足した。会議には、総評、中立労連、新産別、同盟、原水禁、創価学会平和委員会など二五団体、八四の自治体および首長、二六〇人の個人の賛同がよせられた。よびかけ人を代表してあいさつに立った隅谷氏は、「原点に帰り、草の根を加えて運動を再構築したい。選別・排除はせず、特定団体の引き回しは断固、排していきたい」と強調した（『社会新報』五月一日付）。

参加をよびかけられた原水協は、四月一七日の常任委員会で、「軍拡競争の推進者や肯定者、運動の変質・解体をすすめる人などが名をつらねている」（『原水協通信』五月六日付）として参加を拒否することを決定した。共産党は、「連帯」の立場が野党、労働運動の右傾化と軌を一にするものであり、「総評指導部は、ここ数年来の原水禁運動にたいする分裂策動が成功しなかったなかで、……自分たちが実現しようとして果たせなかったものの形をかえた再現を見いだそう」とするものであると批判した（『赤旗』六月八日付）。

なお、日青協、地婦連、主婦連は参加を保留した。

「非核の政府を求める会」の発足　四月二四日、関屋綾子元YWCA会長ら八六人は、①核戦争防止、核兵器廃絶、②非核三原則の厳守、③核戦場化阻止、④国の責任による被爆者援護の充実、⑤原水禁世界大会の合意にもとづく国際連帯の強化を目標とする運動のうえに「非核の政府を求める会」の結成をよびかけ、五月一九日、一三五〇人の個人と五〇団体の賛同のもとに、結成総会を開き正式に発足させた。なお、この場で採択された「国民への訴え」と「運営要綱」は、『赤旗』五月二〇日付に掲載されている。

八六年世界大会の開催をめぐって

八四年以来紛糾をつづけてきた原水爆禁止世界大会の八六年の統一開催をめざして、六月一〇日、市民一〇団体による「市民団体平和サミット」が結成され、対立を深める原水協、原水禁双方の調停作業が開始された。サミットは六月二五日には、「平和運動市民団体会議」と改称して統一への可能性を模索してきたが、七月一〇日、原水禁は「昨年、国民的批判にさらされ、反核運動における信頼を失った従来の『世界大会実行委員会』を前提とし、その延長線上に『八六世界大会』を構想する以上、私たちはいかなる弁明や条件が示されようと、その呼びかけに応えることができない」との「基本見解」を発表した（「基本見解」の全文は、『原水禁ニュース』七月一日付に掲載）。

これにたいし、原水協は翌一一日、「八六年度世界大会の統一開催と成功のために」と題する文書を発表、「『原水禁』が当然負うべき共同の責任を放棄するもの」と批判した（この文書の全文は『赤旗』七月一二日付に掲載）。

七月一七日、原水協は「一部の勢力が……世界大会開催の要求にはいっさい応じないとの態度をとっている」なかで、このままでは「世界大会の開催は不可能になる」との声明（全文は『原水協通信』八月六日付）を発表し、平和委などとともに準備連絡会議を発足させ、六〇カ国の平和運動団体や三〇の国際組織への招待電報の発送などの準備作業に入った。

七月二二日、これまで統一開催を追求してきた市民団体も、原水協、原水禁とは別に、「市民団体平和会議」を開催することを決定し、八六年世界大会は事実上、統一開催が不可能な事態となった。七七年の統一以来、一〇年目の「分裂」であった。

八六年原水爆禁止世界大会　七月三〇日、原水協、平和委など九〇団体と相原和光ＹＭＣＡ国際平和研究所長、小西悟被団協理事ら一一〇人の個人で正式発足した実行委員会主催の原水爆禁止八六年世界大会は、八月二～三日国際会議（東京）、四～五日世界大会（広島）、八～九日世界大会（長崎）の日程でおこなわれた。

二〇国際組織、二八カ国八八人の海外代表と広島一万一〇〇〇人、長崎四〇〇〇人の国内代表が参加し、「東京から世界への呼びかけ」、「広島からのアピール」、「長崎からの訴え」を採択した。なお、大会行事の詳細と大会諸文書については、『原水協通信』九月六日付を参照。

「国際フォーラム」と「平和年のつどい」　「核廃絶運動連帯」は、七月三一日、東京で「国際フォーラム」を開催、一八の国および地域からの海外代表四六人らが参加した。同日夜から翌八月一日には「国際平和年のつどい」も開かれ、「核兵器廃絶のためのアピール」が採択された。

被爆四一周年原水禁大会　原水禁国民会議などは、被爆四一周年原水禁大会を、八月四～六日「非核・平和・見る・聞く・歩いて考えるヒロシマ行動」、七～九日長崎大会、七日核被害者フォーラムの日程で開催し、ヒロシマ行動には七〇〇〇人、長崎大会には三〇〇〇人が参加した。海外代表は二〇カ国・地域、三国際組織の四九人であった。なお、この行事の詳細と関係諸文書については、『原水禁ニュース』八月一日付を参照。

市民団体の集会　市民一〇団体は、八月五日、広島において地元団体との共催で「国際平和年86市民平和大集会」を開催、約一八〇〇人が参加し、「平和への誓い」を採択した。

各団体の独自集会も開かれ、地婦連は、七月二八日、東京で、「国際平和年86・平和をつくる婦人のつどい」を開催、四〇〇人が参加した。生協連は、広島で「虹のひろば」を開催、五〇〇〇人が参加した。

八六年核禁会議全国集会　核禁会議は、八月二日、結成二五周年記念全国集会を広島で開催し、六〇〇人が参加した。集会では、磯村議長より約九〇〇万円分の医療器具が広島原爆病院などに贈呈され、「広島集会からのアピール」を採択して終了した。

八月三日には、長崎で「核兵器廃絶と核の平和利用を考えるシンポジウム」が開催されたのにつづき、「結成二五周年記念・平和の集い」がおこなわれた。

4　反核・平和・反原発運動

八五年は被爆四〇周年にあたることもあって、従来にないさまざまな反核運動が八月を中心にとりくまれた。

世界平和都市連帯市長会議

広島・長崎両市の主催で第一回世界平和連帯都市市長会議が八五年八月五～六日広島市で、八～九日長崎市で開催され、海外二二カ国から六三都市、国内からは二九自治体の計二〇〇人の市長らが出席した。これは、八二年六月の第二回国連軍縮特別総会に出席した荒木広島市長が提唱し、翌八三年に本島長崎市長との連名で世界の約二三〇都市によびかけられたものである。また、八六年八月六日には国際平和年の記念行事として広島市主催の「'86平和サミット」が、開催された。南アフリカでアパルトヘイト廃止運動を進めるツツ主教ら内外から一二人の代表が参加し、一五〇〇人がこれを傍聴した。

非核自治体運動の広がり

非核自治体連絡協議会は、八五年八月三日、広島市で第二回総会を開いた。参加自治体は四三自治体。八六年八月五日の第三回総会には、第一回総会の四倍の七〇自治体が参加した。また、八六年三月二二日には、広島県が「核兵器廃絶にかんする宣言」を議決し、全国で六番目の非核県となった。三月三〇日には、松下竜一らのよびかけで大分県中津市で非核自治体全国交流集会が開催された。八七年一月一五～一六日の原水協主催の活動者会議の集計では、この時点での非核宣言自治体は一一一〇となっている。

七七年のジュネーブ条約追加第一議定書で規定された無防備地域を自治体に宣言させる運動が、八五年一〇月奈良県天理市で直接請求運動として開始され、翌年一月一三日市議会で否決されたとはいえ、新たな非核自治体運動として注目された。

核軍縮二二人委員会の動向

核軍縮二二人委員会は、八五年一〇月一九日、平和構想懇談会と共催で緊急シンポジウム「一%問題と軍縮を考える」を開催した。八六年九月一九日、「核実験を第一歩とした核兵器廃絶を求める声明」を発表、一二月九日には、「SDIシンポジウム」を開催した。

反核一〇〇〇人委員会の活動

反核一〇〇〇人委員会は、八五年一二月七日、結成一周年を記念してシンポジウム「反核と日本の戦争責任」を開催、同夜ひきつづき記念パーティーをおこなった。

また、八六年五月三〇、三一の両日、国際シンポジウム「非核・太平洋をつくりだすために―アリューシャンからタスマニアまで核のない太平洋を！」を開催した。海外からは七カ国の代表、国内からは二〇〇人が参加し、チェルノブイリ原発事故にかんする「特別アピール」と「太平洋非核平和宣言」を採択した。

草の根の反核集会

平和事務所などが中心となって、八五年八月三～四日、「第一回草の根平和のつどい」が東京で開催され、三七〇人が分科会などに参加した。八六年は八月二、三日の両日、東京でおこなわれた。

「すぎなみピース・マーチ」などがよびかけ、全国九二団体一五一四人の実行委員会が主催した「第一回非核を求める草の根全国集会」が八五年八月二五日東京で開催され、約一〇〇〇人が参加した。八六年には八月三日に開催され、一〇〇〇人が参加した。

ピースボートの運動

八二年から「平和を創る船旅」をつづけている無党派の青年集団ピースボートは、八五年八月二七日、「ピースボート'85」を初めてベトナムを含む東南アジア各国へ出航させたが、この帰途、ボートピープルを発見、収容して話題となった。

八六年は、「反核太平洋クルーズ」として八月一九日に広島を出航し、非核憲法を持つベラウのほかフィリピン、台湾を回って、九月五日、長崎に帰港した。また、五月には、東京サミットに対抗して山梨県河口湖畔で「新人類サミット」を開催、「旧人類に世界を腐らせるな」などをテーマに二泊三日の共同生活で多彩な企画をおこなった。

また、この運動にヒントを得て全国の市民運動グループが「ばななぼうと」を企画し、一〇月五日から五日間、南西諸島をめぐって島おこしシンポジウム、新石垣島空港建設阻止集会への参加などの活動のなかで、南西諸島の住民との連帯や市民運動相互間のネットワークづくりなどが議論された。

活発化する反原発運動

ソ連のチェルノブイリ原発事故はわが国にも大きな衝撃を及ぼしたが、こうしたなかで原発反対運動も新たな盛り上がりをみせた。

八六年五月一〇日、日本消費者連盟、原水禁、反原発運動全国連絡会などによる「核のゴミ野放し法案をつぶそう！ 全国集会」が、東京中央区の勤労福祉会館で開かれた。集会には全国の住民団体の代表ら五五〇人が参加、原子炉等規制法改正の廃案を求めるアピールとともに、国内原発の停止を訴える特別決議を採択した。五月一四日には茨城県東海第二原発阻止訴訟原告団が「原子力を撃て！ ソ連原発事故と東海」集会を水戸市で開催したほか、六月三〇日には約四〇〇人の学者・文化人が署名した原発停止を訴える声明が発表されるなどした。この声明の署名者のなかでは、井伏鱒二、大岡昇平、大江健三郎ら作家の参加がめだった。日科、日本原研労組、原子力問題情報センターの三団体も、六月一五日、「チェルノブイリ原発事故シンポジウム」をおこなった。

事故から六カ月目にあたる「原子力の日」の一〇月二六日、日本消費者連盟、プルトニウム研究会などで組織した実行委員会が主催して「原発とめよう！ 大行動」が都内で展開され、一五〇〇人が参加した。前日の二五日には『むかし原発というものがあった』といえるいまをつくる東京集会」が開かれ、科学評論家の高木仁三郎氏や原発の元設計技師らの講演がおこなわれた。

八五年一〇月四日の愛媛県伊方原発三号炉の第二次公開ヒアリング強行にたいして県評を中心に一〇月八日県民共闘が結成され二〇〇〇余人が参加する抗議集会がもたれた。新潟県柏崎原発では、七月二二日の核燃料強行搬入に住民ら約一〇〇〇人が抗議行動を展開した。八六年一一月一一日には福井県大飯原発三・四号炉の第二次ヒアリングにたいして、福井県民会議が六〇〇人の抗議集会をもった。石川県能登原発建設計画は地元の反対運動もあって一カ年間棚ざらしになっていたが、八六年九月三日、初の公開ヒアリングが強行された。これにたいして、能登原発反対各種団体連絡会議（社、共、県評など一四団体）が抗議行動を展開した。

その一方で、全民労協は五月三日の中央討論集会で、「安全性の確保を第一義として」との条件づきながら、原子力発電の必要性を認める「政策・制度要求と提言」を承認するなど、原発容認の傾向を強めている。

幌延高レベル核廃棄物施設建設反対運動

動力炉・核燃料開発事業団（動燃）は、一九八四年に北海道留萌支庁幌延町に高レベル放射能廃棄物研究・貯蔵施設を建設する計画を明らかにしたが、これに反対する運動が高まっている。

動燃は八五年一一月二三日早朝、極秘のうちに現地踏査をおこなったのにつづいて、八六年八月三〇日、立地環境調査のための資材搬入を強行、一一月六日には深層ボーリング用機材をヘリコプターで搬入した。

幌延町では八四年に町議会が誘致決議をおこなっていたが、横路道知事は誘致反対を表明、全道労協が中心となって「原発廃棄物施設誘致反対道民連絡会議」が結成されたのをはじめ、地元でも「ほろのべ町民会議」が発足、隣接六町村の酪農民の組織「道北連絡協議会」や漁業団体も反対を表明している。八五年一〇月一一日には反対派住民らが「反核道民の船」を仕立て八二〇人が東京で「つぶせ核燃料サイクル幌延・下北―東京集会」を開き、有楽町で牛乳とジャガイモを配り都民に訴えた。事前調査着手から一周年の八六年一一月二三日には、「一一・二三幌延デー、〝北海道の未来を考える道民の集い〟」が実行委員会の主催でおこなわれ、地元住民や日消連、関西四つ葉の会など全国の消費者団体の代表ら約一〇〇〇人が参加した。

こうしたなかで、一二月七日町長選挙では「地域振興に結びつかなかったり、道庁などが代わりの振興策を示せば、（誘致の）撤回もあり得る」との姿勢をとる（『朝日新聞』八六年一二月一〇日付）新顔が当選した。

一方、電気事業連合会が青森県上北郡六カ所村に予定している核燃料サイクル施設建設問題でも、八六年六月の海域調査に海陸両方からの抗議行動が展開されるなど反対運動が高まっている。七月二六～二七日に青森県むつ市で開かれた全国自然保護連合第一六回大会では、下北半島の原子力基地化に反対する決議が採択された。

SDI参加問題

政府は八六年九月九日、米国のSDI（戦略防衛構想）研究に参加することを閣議決定したが、科学者を中心に強い反発をひきおこしている。

一一月一〇日からはじまった「科学者による第一回国際平和週間」の一環として、日本でも各地で科学者を中心とした集会やシンポジウムがおこなわれたが、山梨大、福島大、横浜国大などSDI問題をとりあげた集会やシンポジウムがめだった。一五日には科学者会議や日教組大学部など五団体の主催で、シンポジウム「日本の科学・技術とSDI」がおこなわれ、一六〇人の研究者、科学者などが参加した。

核軍縮を求める二二人委員会も、一二月九日、「SDIシンポジウム」を開催、賛成論者二人と反対論者三人の間で活発な論議がたたかわされた。

その他の反核・平和運動

以上のほかのおもな反核・平和運動としては以下のものがあった。

①「反核・日本の音楽家たち」の活動。八五年九月一二～一三日。「アンサンブル・メッセージ'85」。八六年九月二九～三〇日。「フレッシュ・コンサート'86」。②八六年二月二二日。「'86みんなでつくる反核・平和のひろば」。宗教NGO・主婦連など一一市民団体主催。③八六年六月一二日。核戦争防止国際医師会議（IPPNW、八五年度ノーベル平和賞受賞団体）日本支部主催、「平和シンポジウム」。

八五年一〇・二一と一〇・二七

二〇回目の八五年一〇・二一国際反戦デーのとりくみは、中央段階では社会党系の反安保全国実行委員会が早くから一〇・二七統

一行動を予定していたことから、共産党系の中央実行委員会も共闘のよびかけをおこなわず、同実行委の単独のとりくみとなった。統一労組懇などの主催による中央集会は、明治公園で二万人が参加して開催された。集会名称には「国家機密法の制定許すな、軍事費削って国民生活の充実を、核戦争阻止、核兵器廃絶、日米安保条約廃棄、中曽根内閣打倒」が掲げられ、不破共産党委員長が決意表明をおこなった。地方では大阪一万人、横須賀五〇〇〇人、愛知八〇〇〇人などであった。

警察の調べによると、この日四七都道府県、四六四会場、一七万五〇〇〇人が参加して集会やデモがおこなわれた。このうち、社・共統一集会が実現したのは二三道府県、一〇六会場、四万八〇〇〇人。共産党系の独自集会は四一都道府県、一一四会場、四万八〇〇〇人であった。

総評、中立労連、新産別、大石武一反核一〇〇〇人委代表世話人などの実行委員会主催による「一九四五―一九八五秋、いまこそ、反核、軍縮、平和だ！　日本の政治をかえる一〇・二七中央行動」は、上野公園をメーン会場に開催された。主催者の発表による参加者は全国で六五万人とされているが、これは一〇・二一統一行動における同様の集会参加者を含めての数である（『第七五回総評定期大会・各局報告書Ⅰ』）。

一〇・二七中央行動は、市民団体との連携による反核・平和運動の再構築をめざす社会党・総評の方針の実践であったが、これにたいし共産党は、実行委員会の「よびかけ人」に大石武一元環境庁長官らが名をつらねている点をとらえ、「日米軍事同盟・〝核のカサ〟容認勢力も許容する範囲内の運動に変質させようとするもの」（『赤旗』一〇月一六日付）と批判、両党間の亀裂はいっそう拡大することとなった。

八六年一〇・二一　八六年一〇・二一統一行動は、中央段階では二年連続の共産党系団体の単独行動となった。中央集会は、中央実行委、統一労組懇など六団体の共催でおこなわれ、集会名称には「国鉄分割・民営化反対、核戦争阻止、核兵器廃絶、ＳＤＩへの参加反対、日米統合軍事演習反対、国家機密法阻止、国民生活擁護、日米安保条約廃棄、中曽根内閣糾弾」が掲げられ、一万七〇〇〇人が参加した。このほか、大阪では一万三〇〇〇人、京都四〇〇〇人など四七都道府県で同様の集会がもたれた。

岩手、福島、新潟、長野、埼玉、山梨、滋賀、和歌山、福岡、熊本の一〇県では、社共統一集会が実現した。

八六年国連軍縮週間　軍縮週間の初日の一〇月二四日、社会党、総評などの主催で「八六国際平和年・国連軍縮週間、核兵器廃絶、軍縮を進め、軍事費一％突破を許さない中央集会」が東京・日比谷野外音楽堂で開催され、五〇〇〇人が参加した。大阪集会には一万五〇〇〇人の参加者があった。

5　反基地・反戦運動

三宅島ＮＬＰ基地建設反対運動　雄山噴火直後の八三年一二月二一日、三宅村議会は突如「大型ジェット旅客機就航のための空港整備促進にかんする意見書」を賛

成一三、反対二で採択したが、これがNLP（夜間発着訓練 Night Landing Practice）基地誘致をねらった「防衛庁長官経験者と一部の村有力者との秘密工作の結果」（『朝日新聞』八六年三月一一日付）であることが判明するや、島民の激しい反発を招くことになった（八五年夏までの反対運動の経過については別掲「日誌」参照）。

八五年一一月二五日に島の有権者の八五％にあたる二七四六人の反対署名を防衛施設庁と東京都に提出し、島ぐるみの闘争態勢を固めた「反対する会」は、さらに公約違反を理由に、一二月一日から現職の浜島行雄、浅沼義人両村議の解職請求署名を開始した。このリコール運動はリコール請求代表者のなかに公務員が含まれていたため、一二月二四日にいったんは無効とされたが、八六年三月に再開され、四月一七日に有権者の過半数を超える署名が選管に提出され、審査の結果、リコール請求が有権者の三分の一の要件を超え請求が成立した。これにもとづく二村議のリコール投票は七月二八日におこなわれ、投票率八〇・七七％、浅沼二〇〇〇対五四七、浜島一九〇七対六四六の大差でリコールが成立した。

リコールされた二村議と、村長に選出されたため村議を辞職し欠員となっていた一議席の計三議席をめぐる補欠選挙は九月五日に告示され、一〇日に投票がおこなわれた。立候補者は「反対する会」から三人、推進派から一人であったが、投票の結果は、投票率八九・三九％、「反対する会」の三候補がそれぞれ七三三票、七二九票、七二二票、推進派の候補が七一三票で、反対派が議席を独占、この結果、村議会の構成は反対派一一対推進派三となった。

一方、東京サミット前の結着をもくろんだ政府、自民党は、二月一五日藤尾自民党政調会長ら九人が現地を訪れ、総額七〇〇億円にのぼる二二の見返り事業を提示したが、反対派住民はこれをボイコット、逆に延べ四〇〇〇人の抗議行動を展開した。七月二六日には中曽根首相が直接栗原防衛庁長官に早期解決を指示、来年度防衛費概算要求でもNLP基地関係費を一・七六倍の三億五一〇〇万円に急増させるなど、あくまで建設の方針を変えていない。

三宅島の基地建設問題は、同島が「他の島で代用することができない陸および海の生物の生きた博物館であると同時に、それらの進化の過程を実際に研究できる生きた実験場でもある」（「三宅島の自然環境保護についての要望書」日本生態学会第三二回大会）ことから、国内はもとより国際的にも基地建設に反対する声が広がっている。

そのおもなものは、①日本野鳥の会と日本自然保護協会が反対アピールを発表し環境庁に申し入れ（八六年三月六日）、②世界野生生物基金総裁エジンバラ公フィリップ殿下が中曽根首相あてに飛行場建設反対を要望する書簡送付（五月二八日）、③国際鳥類保護会議世界大会で「建設要請を撤回するように」米政府に勧告決議（六月二一日）、④伊豆小笠原諸島自然保護協会が基地建設反対署名を開始（七月一六日）、⑤日本鳥学会八六年大会総会で「日米渡り鳥条約にも反する」として建設中止を日米両国政府に要請する決議（九月五日）、⑥全米野生生物連合など米国の五つの環境保護団体と日本の三団体が、三宅島と池子の米軍基地・施設建設計画中止を求め、日米両防衛首脳に共同書簡送付（九月三日）、などである。

また、火山学会や地震学会、気象観測関係者などの間でも火山や地震の観測・研究に支障をきたす基地建設反対の動きが広がってい

【三宅島NLP基地建設反対闘争の日誌】

八三・一二・二一　村議会が官民共用空港誘致の意見書採択。
一二・二五　島の二地区の住民集会でNLP基地反対を決議。あわせて八〇〇人。
一二・二九　島内五地区すべてで反対決議。
八四・一・六　島の有権者の七七％、二五三六人の誘致白紙撤回要求請願署名を提出。
一・一三　「三宅島官民共用空港誘致及び建設に反対する会」発足。
一・二〇　村議会、誘致白紙撤回請願を採択。
二・一〇　村議選。反対派一三人、賛成派一人当選。
三・一九　村議会、空港誘致に反対する決議。
四・一八　防衛施設庁幹部が島を公式に初訪問。
五・二　NLP基地反対で初の全島民集会。一五〇〇人。
一一・一五　村長選。反対派の寺沢晴男氏が当選。
八五・一・二　レーガン大統領、訪米した中曽根首相に直接NLP基地建設を要請。
三・三〇　日本生態学会第三二回大会で「三宅島の自然環境保護についての要望書」を採択。
四・下旬　防衛施設庁、三宅島をNLP基地候補地に絞る。
一一・二五　「反対する会」、有権者の八五％にあたる二七四六人の反対署名を防衛施設庁と都に提出。
一二・一二　浅沼・浜島両村議に対するリコール申請。
一二・一八　自民党中山国民運動本部長来島。
一二・二四　村選管、地方自治法違反を理由にリコール申請却下。
八六・一・一八　防衛施設庁係官、説明会開催工作のために来島。
一・二八　村長、村議会議長ら基地反対で防衛施設庁長官に陳情。
二・一五　藤尾政調会長ら自民党国会議員九人が国政報告会開催のため来島。島民一四〇〇人が抗議集会。
三・四　日本野鳥の会と自然保護協会、島は野鳥の宝庫として基地建設反対のアピールを発表。
三・一八　二村議に対する再度のリコール署名開始。
四・五　「官民共用空港建設に反対する三宅島在京者の会」結成。
四・一七　リコール署名が有権者の過半数を超え、選管に提出される。
四・二七　基地反対全島集会。一五〇〇人。
五・七　リコール署名が有効と発表される。
五・一五　反対運動の記録映画「ドキュメント三宅島」の試写会はじまる。
五・二八　世界野生生物基金総裁エジンバラ公フィリップ殿下が中曽根首相宛に飛行場建設反対を要望する手紙を出していたことが報道される。
五・二九　二村議リコール本請求。選管受理。
七・一二　防衛施設庁長官の来島に島民五〇〇人が抗議。
七・一六　伊豆小笠原諸島自然保護協会、基地建設反対の署名開始。
七・二八　リコール投票日。リコール成立（投票率八〇・七七％、浅沼二〇〇〇対五四七、浜島一九〇七対六四六）。
九・三　日米の環境保護八団体、三宅島と池子の米軍施設建設中止を両国の防衛首脳に要望。
九・五　日本鳥学会大会で建設反対決議。日米両国政府に中止要請。
九・一〇　村議補選で反対派三人が全員当選。
一一・上　「反対する会」、基地反対の国会請願署名を全国によびかける。

池子米軍住宅建設反対運動

神奈川逗子市の米軍池子弾薬庫跡地への米軍住宅建設計画をめぐる対決

は、八五年夏以降も市議会・市長の〝ダブル・リコール合戦〟を中心にめまぐるしい展開をみせた。

逗子市議会多数派（自民党と民社党の計一四人）は自民党国民運動本部の方針を受け、従来の「受け入れやむなし」から「建設促進」へと態度を強化し、建設反対の立場をとる富野市長とことごとく対立、助役や収入役も空席のままという状態がつづいたことから、「池子の自然と子どもを守る会」を中心とする住宅建設反対派（緑派）の住民たちによって、「前回の市議選では候補者みんなが弾薬庫の早期返還を公約に掲げていた。市長と同様に議員も民意を問い直せ」と、市議会解散請求が提起された。請求署名は一万六三五三人分で本請求に必要な有権者の三分の一を超え、八五年一二月六日に提出された。

一方、受け入れ派の住民組織である「逗子市政の流れを変える市民の会」も「富野市長には住宅反対の具体的な施策がない」との理由で市長解職請求を提起し、これまた一万七五四七人の有効署名を集めて本請求を実現し、地方自治体史上前例のない〝ダブル・リコール〟投票がおこなわれることになった。

市議会解散請求の住民投票は、二月一〇日告示、三月二日投票、翌三日に開票され、賛成一万五八八七、反対一万二二二三でリコールが成立した。他方の市長解職請求の住民投票は三月三日告示、二三日投票、翌二四日に開票され、賛成一万一四四〇、反対一万三三五七で不成立となり、建設反対の住民の意思が勝利する結果となった。

このダブル・リコール合戦の期間中連日新聞に折り込まれたビラのなかには、既成の政党・団体によるもののほかに、住所・氏名を明記した数名あるいは個人の手づくりのビラも登場した。また、防衛施設庁が発行したPR文書が、地方自治法と公選法に違反するものとして国会で取り上げられ問題化した。

市議会解散請求が成立したことにともなう出直し市議選は、三月三〇日告示され、定数二六にたいし反対派からは一九人、受け入れ派からは現状維持の一四人が立候補、激しい選挙戦を繰り広げた。四月六日投票、七日に開票がおこなわれ、総得票数では反対派一万八〇四八票、受け入れ派一万四六四三票と反対派が圧倒したが、議席数では反対派の乱立と票のかたよりから、受け入れ派一四人、反対派一二人と勢力逆転はならなかった。この間の運動の中心となってきた反対派無所属の女性候補四人が上位当選したのが注目された。ところが、五月一七日に受け入れ派の議員が死去、次点だった反対派候補が繰り上げ当選となり、議会勢力は同数となったが、受け入れ派が議長ポストを占めているため、本会議の採決では一二対一三で反対派が優位に立つ形となっている。

一方、防衛施設庁は八五年三月に池子米軍住宅建設計画の環境影響予測評価（アセスメント）書案を神奈川県に提出、これを受けて同県審査会は、八六年末までに全体会二二回をはじめ延べ六〇回に及ぶ現地立ち入り調査などをして審査を進めてきたが、翌年早々にも答申案を長洲知事に提出することになっている。その内容は「国側に大幅な計画変更」を迫るものとなっており、知事はこの答申にもとづいて審査書を作成し国に提出、国と市との間での「政治的解決」を模索する構えであるといわれている（『朝日新聞』一二月二四日付）。

反対派住民の間では、アセスメント案にたいする勉強会を発展さ

せて「意見書を書こう会」を組織、八五年九月一三日には目標の一〇万枚にたいして九万八〇〇〇枚の意見書を集約して県庁に提出された。さらに、「自然と子どもを守る会」は、八六年一一月長洲知事に自然を守るよう改めて決断を迫るため「池子の森百万人署名」を県内の自然保護や市民団体、労組などによびかけ、一二月一日から署名運動を開始している。

【池子米軍住宅建設問題にかんする住民投票の推移】

八四・一一・一一　市長選（投票率七四・八一％）。富野一万六四二一、三島一万五三四六。
八六・三・二　市議会解散住民投票（投票率六七・四九％）。解散賛成一万五八八七、解散反対一万二二二三。
八六・三・二三　市長解職請求住民投票（投票率六〇・五九％）。解職反対一万三三五七、解職賛成一万一四四〇。
八六・四・六　出直し市議選（投票率七六・三一％）。反対派一万八〇四八（一二議席）、受け入れ派一万四六四三（一四議席）。

沖縄軍用地二〇年強制使用反対運動

八七年五月の沖縄県内の米軍基地の使用期限切れを前に、八五年八月五日那覇防衛施設局長は沖縄県収用委員会にたいし、未契約軍用地の二〇年間の強制使用を裁決申請した。二月二七日には第一回の公開審理がはじまり、八七年二月中にも裁決が予定されている。強制使用の対象となるのは米軍への土地の提供契約を拒否している百数十人の反戦地主、約二〇〇〇人の一坪反戦地主、および那覇市の土地約六五万平方キロメートルで、嘉手納基地をはじめ沖縄県内の計一二の米軍施設内にある。

これにたいし、反戦地主会、一坪反戦地主会、那覇市の三当事者と、違憲共闘、那覇市軍用地違憲訴訟支援市民会議による五者共闘を中心に反対運動がとりくまれている。八六年二月一七日には、違憲共闘と市民会議が県民大会を開催（六〇〇〇人）、五月八日から三日間にわたって三五〇人の上京団が東京で抗議宣伝行動を展開した。九月一日には「三〇万署名」が呼びかけられ、二八日には「うち揃てい遊ば、笑てい遊ば」公演実行委員会が主催して「二〇年強制使用に反対する沖縄芸能フェスティバル」がおこなわれた（一五〇〇人）。

この運動の当事者である反戦地主会は七一年一二月に結成され現在百数十人、また一坪反戦地主会は八二年一二月に結成され現在、本土で約七〇〇人、沖縄で約一三〇〇人である（歴史的経過については新崎盛暉『沖縄反戦地主』一九八六年を参照）。

えびのVLF送信基地設置反対闘争

八六年一月二六日、福岡防衛施設局長名で宮崎県えびの市長あてに、「海上自衛隊超長波（VLF）送信所の設置について、えびの市を最有力候補地と考えるので、理解と協力を求める」との公文書が届けられ、一月三〇日には、反対派住民五〇〇人が座り込みをつづけるなかで臨時市議会が開かれ、設置に同意する緊急動議が採択された。

こうしたなかで、県労評、社会党、えびの市民会議などで組織する超長波送信基地設置反対県民共闘や八四年一二月二六日に結成された熊本、鹿児島、宮崎三県の「設置反対連絡会議」などを中心に反対闘争がとりくまれている。八六年一〇月二六日には、熊本、鹿児島、宮崎の三県実行委員会が主催して「反核えびの市まつり」が開催され、反核ゲートボール大会、子どもコーナー、婦人コーナ

ー、被爆者相談コーナー、反核コーナーや講演と歌などの多彩な企画に、約一万人の地元住民や九州各県からの代表などが参加した。

原水協、平和委なども八六年四月二七日、「潜水艦用指令基地建設反対えびの大集会」を開催し、六〇〇人が参加した。

喜界島自衛隊通信基地反対運動

防衛庁は、北海道・東千歳、鳥取県美保につづき、奄美群島の喜界島に大型円形通信施設「象のオリ」の建設を予定しているが、八六年一二月二三日、喜界町議会は計六一〇〇人の四種の請願・陳情を受け入れ、建設反対の決議を全員一致で採択した。同町では六月町議会ですでに、OTH（超水平線）レーダー基地反対の決議をなしており、「象のオリ」・OTHレーダー基地反対の町民会議（一一月八日結成）、群民会議、建設予定地の農民による「赤連農地を守る会」なども結成され、島ぐるみ運動に発展しつつある。

ニュージャージー入港反対闘争

巡航ミサイル・トマホークを搭載した米戦艦ニュージャージー、原子力巡洋艦ロングビーチ、駆逐艦メリルは八六年八月二四日、それぞれ佐世保、横須賀、呉に同時分散入港した。

同日佐世保では、社会党、総評、原水禁、護憲連合などが主催する抗議集会がおこなわれ、九五〇〇人が参加した。また、「核トマホークくるな！」の中央・長崎両センター共催の抗議集会には二〇〇〇人が参加した。これらに先立って、入港時には合わせて四二隻の抗議船による海上包囲デモもおこなわれた。

横須賀では、二三、二四の両日、護憲反安保神奈川県実行委員会の主催する抗議集会がおこなわれ、それぞれ五〇〇人、一〇〇人が参加した。また、安保廃棄神奈川県統一促進会議、県平和委員会など五団体も、二四日抗議行動をおこなった。

呉では、二五日呉地区労、社会党などが市役所前で抗議の座り込み集会を開催、呉原水協も二四日呉港Fバースゲートで抗議行動を展開した。

入港に先立つ七月二〇日にも、佐世保で社会党・総評系が二〇〇〇人、共産党系三五〇人の参加する反対集会が開催された。同日横須賀でも共産党系の集会がもたれ一三〇〇人が参加している。

重大化する軍事演習に反対する運動

米軍の新たな核戦争構想「海洋戦略」が進行するなかで、各地で日米あるいは韓国の合同演習などにたいする抗議、監視行動が展開された。

八六年一〇月二七日から三一日までの五日間、北海道を舞台に日米共同統合演習「キーンエッジ87」がおこなわれた。陸海空三軍が一体となった「統合」の実働演習は初めてのことである。これにたいして一〇月二六日、北海道千歳市で「北海道日米共同統合実動演習反対全国集会」が社会党、総評、原水禁、護憲連合などの主催によって開催され、五〇〇〇人が参加した。また、平和委員会などで組織する日米共同演習反対石狩共闘会議も、全国から参加をえて監視行動にとりくんだ。同日、青森県三沢市では、「日米三軍統合実働演習反対・日米安保条約廃棄―青森県の核戦場化を許すな！　三沢集会」が、同演習反対県連絡会議（平和委員会、原水協など）の主催で開かれ、五〇〇人が参加した。

一一月二四日から二週間、滋賀県あいば野演習場で、関西で初の日米合同演習がおこなわれたが、ふるさとをアメリカ軍に使わせない滋賀県連絡会、同高島郡連絡会、平和委員会などが、滋賀県今津

町において「米海兵隊来るな、日米合同演習反対あいば野全国大集会」を開催、全国一九都道府県から三八〇〇人が結集した。

以上あげた以外のおもな反基地・反軍事演習闘争にはつぎのようなものがあった。①東・北富士演習場での軍事演習反対闘争。

そのほかの反基地・反軍事演習闘争

八五年八月二四日、自衛隊統合演習反対北富士集会。一〇月二七日、日米合同演習反対集会。平和委員会など、一二〇〇人。一一月一〇日、日米合同演習反対東富士集会。社会党、総評など、二〇〇〇人。一一月一七日、日米合同演習反対北富士集会。一〇〇〇人。②八六年二月一〇日、安保廃棄くらしと民主主義を守る沖縄県統一行動連絡会議（統一連）など、米韓合同演習「チームスピリット86」への抗議・監視・調査行動。③二月一六日、日米合同演習「ノースウインド」に反対して社会党、全道労協主催「日米合同冬期実働演習反対全国集会」。北海道・上富良野町。二〇〇〇人。④二月二五日、中央実行委員会、原水協、統一労組懇など一一団体が共催し日米統合指揮所演習反対・三宅島米軍基地化反対中央集会。六〇〇人。⑤四月二七日、下総基地の米軍使用に反対する六市二町連絡協議会主催「ジェット機はいや！　住民集会」。千葉・白井町。二〇〇〇人。一〇月一九日、「対潜水艦哨戒機P3C配備のための滑走路かさ上げ工事反対、国鉄分割・民営化反対下総基地行動千葉県集会」。鎌ケ谷市。一〇〇〇人。⑥一一月一五日、神奈川県安保廃棄統一促進会議など「F18A配備緊急抗議集会」。神奈川県大和市。二〇〇人。⑦一一月三〇日、第八回富士山麓総行動。原水協、平和委員会などの実行委員会。静岡県御殿場市。三五〇人。

6　国家秘密法反対運動

八五年秋のたたかい

自民党が議員立法として八五年六月の第一〇二国会に提出し、継続審議となっていた「国家秘密にかかわるスパイ行為等の防止に関する法律案」は、秋の第一〇三臨時国会での大きな焦点となり、反対運動が急速に盛り上がった。

マスコミ・出版界では、マスコミ文化共闘に結集する労組をはじめ、新聞協会、民放連、出版協会、雑誌協会、日本書店組合連合会などの業界団体も反対を表明、一一月二七日には井手孫六、緑川岩波書店社長らのよびかけで「国家秘密法に反対する出版人の会」が旗上げされた。日弁連や各地の弁護士会、日本ペンクラブ、日本映画ペンクラブ、日本映画監督協会、歴史学者七六八氏、法学者五二一氏など、法曹界、言論界、知識人らの間での反対表明も相次いだ。一一月二六日には家永三郎、松浦総三ら一七氏とマスコミ文化共闘のよびかけで秘密法の廃案をめざす集会がおこなわれたほか、国会終盤には、国民大運動実行委、国家機密法阻止各界連などの一二・一〇集会（三六〇〇人）、総評、社会党などの一二・一一集会などが開催された。なお、国家機密法阻止各界連は六月一一日、共産党、統一労組懇など六七団体で発足、八五年末で四六都道府県二〇〇余地区に結成された。統一労組懇がよびかけた一一月二八日のストライキを含む統一行動には一八〇万人以上が参加した。

こうした運動の結果、法案は一二月二〇日審議未了で廃案となったが、この時点での地方議会の反対議決は一三五にのぼった。

秘密法再提出反対運動

廃案直後の一二月二九日、中曽根首相は早くも「抜本的に検討し直して再提出したい」（記者会見）と修正再提出への意欲を表明し、八六年二月二五日には「スパイ防止法制定に関する特別委員会」（松永光委員長）を党内に発足させた。同委員会は旧法律案の見直し作業をすすめ、名称の「国家秘密」を「防衛秘密」にいいかえ、最高刑を「死刑」から「無期懲役」に引き下げるなどの部分的手直しをほどこした「修正案」をまとめた。しかし、五月二〇日の自民党総務会では討議せず、今国会への再提出を見送り、今後の扱いを政調会長に一任した。ところが、同日選挙で自民党が圧勝したことから、再び国会提出が懸念される事態となった。

日弁連は、五月八日、会長を本部長とする対策本部を設け再提出反対運動の態勢をととのえるとともに、一一月一八日、「修正案は（廃案になった）旧法律案と本質的に同一」とする意見書を発表した。また、全国五二の単位弁護士会のうち四七の単位弁護士会が反対を表明している（八七年二月二八日現在）。

総評は第七五回定期大会で再提出反対運動にとりくむことを確認し、一二月四日には東京地評と共催で緊急集会を開催、以後毎木曜日に「国家秘密法反対―市民の広場」を定期開催するとともに、社会党、中立労連など八団体で「国家秘密法阻止連絡会」を結成し、八七年一月から請願署名運動を開始した。

市民団体や草の根からの反対運動もとくに秋以降活発化し、一〇月三一日にはＹＷＣＡ、主婦連、日本生協連、日青協など一七の市民団体が「国家秘密法に反対する緊急市民団体連合」を結成、八五年六月に発足した草の根組織「国家秘密法に反対する市民ネットワーク」と共同で集会や署名にとりくんでいる。「国家秘密法案の廃案を求める女性たち」四七四七人、映画・演劇人の会、日本統計学会・経済統計学会会員有志二〇〇余人、憲法理論研究会有志九七人などが新たに反対表明や集会などをおこなったりした。

『朝日新聞』は、一一月二五日、国家秘密法をめぐる地方議会での攻防についての全国調査の結果を発表したが、調査時点での反対議決は八二市区九三町三五村の計二一〇議会で、「促進」から「反対」への逆転議決は三〇市町村であった。『赤旗』は一二月二八日までの調べで、反対議決が二二四、うち逆転議決が三四と報じている（一二月二九日付）。

なお、国家秘密法反対運動の詳細は、つぎの日誌を参照。

【国家秘密法反対運動の日誌】

八五・六・二五　国家秘密法案、第一〇二国会で継続審議となる。
九・一一　司法の独立と民主主義を守る国民会議の主催で「国家機密法と司法を考えるシンポジウム」。
九・二四　歴史学研究会など歴史三団体、反対集会。
九・二四　全国一五〇〇人の弁護士、共同反対声明。
九・二八　「ふたたび暗黒の時代を復活させるな！　国家秘密に関する法律案粉砕トークマラソン」。マスコミ文化共闘、総評など。四五〇人。
一一・一三　新聞協会、国家秘密法に反対声明。
一一・一四　国家秘密法に反対する法学者五二一人の声明発表。
一一・二一　民放連、国家秘密法に反対声明。
一一・二六　家永三郎ら一七人とマスコミ文化共闘のよびかけで秘密法の廃案をめざす集会とデモ。五〇〇〇人。

一一・二七　井手孫六、緑川岩波書店社長らのよびかけで「国家秘密法（案）に反対する出版人の会」発足。
一一・二八　統一労組懇、国家機密法阻止統一行動。
一二・六　日青協など一一の市民団体が緊急集会。
一二・一〇　国民大運動実行委、国家機密法阻止各界連など中央行動。三六〇〇人。
一二・一一　総評、社会党など「『国民総スパイ法』の廃案を要求する集会」。
一二・一六　住井すゑら一七人のよびかけによる「国家秘密法に反対する婦人のアピール」、各界二八五人の賛同で発表。
一二・二〇　第一〇三臨時国会で廃案となる。この時点で自治体の反対決議一三五。
八六・一・二八　総評など労働三団体、「『国民総スパイ法』の国会再提出に反対する集会」。四〇〇人。
二・三　政府、自民党、国家秘密法案を手直しして通常国会提出の方針を決定。
三・六　「出版人の会」が修正再提出に反対集会。
三・七　市民ネットワークがシンポジウム。
三・一三　司法の独立を守る連絡会議、再提出に反対声明。
三・二五　「国家秘密法案の廃案を求める女性たち」、四七四七人連名の声明文を衆参議長に提出。
四・五　自民党スパイ防止法制定特別委員会、総会で修正案を了承。
四・一七　千田是也、新藤兼人ら一四〇人のよびかけで「国家秘密法は許さない映画・演劇人の会」発足。
五・八　日弁連、国家秘密法対策本部を設置。
九・二六　「出版人の会」が集会。
一〇・一六　「映画・演劇人の会」が集会。
一〇・二一　YWCA、有権者同盟など婦人四団体、法案上程に反対の要望書を首相に提出。
一〇・三一　主婦連、生協連など一七の市民団体、「国家秘密法に反対する緊急市民団体連絡会」を結成。
一一・一八　日弁連、秘密法修正案の国会再提出に反対する声明発表。
一一・一八　国民大運動実行委、統一労組懇など五団体、国家機密法反対などで集会。五六〇〇人。
一一・二〇　家永三郎、沢村貞子らを代表よびかけ人として「国家秘密法の国会再提出を許さない大集会」。五〇〇〇人。
一一・二〇　総評弁護団、自由法曹団など在野の法律家六団体、秘密法再提出反対の共同声明発表。
一一・二〇　「緊急市民団体連絡会」が集会。
一一・二五　『朝日新聞』、地方議会の秘密法反対議決は二一〇と報道。
一一・二五　日本統計学会・経済統計学会会員有志二〇〇余人が国家秘密法反対の要望書。
一一・二八　児童図書館研究会など三団体、「図書館も危ない！国家機密法に反対する図書館関係者大集会」。
一二・上旬　日本映画ペンクラブ、反対声明発表。
一二・四　総評、東京地評が緊急集会。以後、毎木曜日に「市民の広場」を定期開催。
一二・六　日市連、「ぶっつぶせ、国家秘密法！　文学と映像でみる—国家とスパイ」。
一二・一〇　日本書籍出版協会、反対声明発表。
一二・一三　国家秘密法に反対する市民ネットワーク、「歌い飛ばそう！　国家秘密法、市民コンサートとパレード」。
一二・一七　市民団体との統一署名開始。
一二・一八　憲法理論研究会の有志九七人が反対声明発表。
一二・二六　自民党伊東政調会長、今国会提出見送りを表明。
一二・二九　日本ペンクラブ、反対声明発表。
『赤旗』、秘密法反対議決は二二四と報道。

7　その他の社会運動

靖国神社公式参拝反対運動と平和遺族会の結成

中曽根首相は八五年八月一五日、戦後首相として初めて靖国神社への公式参拝に踏み切り、内外に多大な反響をまきおこした。

八月一四日、樋口陽一東大教授ら三六人の憲法学者が「公式参拝は違憲」とする見解を発表したのをはじめ、日本キリスト教協議会、日本カトリック正義と平和協議会など宗教界からの声明や要請が相次いだ。九月一〇日には、総評、護憲連合などが「公式参拝に反対し信教の自由を守る会」を開催したが、社共両党や労組の代表のほかに、従来自民党や民社党の支持基盤とされてきた新日本宗教団体連合会の有志も含めて広く宗教界からも参加を得て、四五〇〇人の大規模なものとなった。一〇月一七日には、政教分離の侵害を監視する全国会議などの主催する「公式参拝に反対する市民集会」も開催された。

こうしたなかで、靖国神社の公式参拝をめざす日本遺族会のあり方を批判する動きが、戦没者遺族のなかで広がりをみせ、新しい遺族会の結成に発展した。靖国神社法案が初めて国会に提出された一九六九年六月、キリスト教徒の遺族たちが「キリスト者遺族の会」を結成した。八二年七月には北海道旭川市でキリスト教徒や仏教徒ら約七〇人が日本遺族会系の組織から脱会し、「旭川平和遺族会」を設立、これにつづいて近くの滝川市に支部が設立されたのをはじめ、八六年には神奈川県、岩手県、東京都で同様の組織の結成をみた。

一方、浄土真宗本願寺派（西本願寺派）の若手僧侶たちは八四年七月に「反靖国連帯会議」を組織し、公式参拝や靖国〝国営化〟に反対する活動をつづけていたが、前記平和遺族会グループと交流を深めるなかで、八六年一月二二日、京都市で全国集会を開催して「真宗遺族会」を発足させ、「真宗門徒として政治に利用されずに平和を願う真宗遺族会の結成を進める」と真宗一〇派に向けたアピールを決議した。

これらの諸団体が中心となって、八五年九月一七日には結成準備委員会が設立され、八六年七月七日、宗派や思想のちがいを問わず「反靖国」で一致する人々の結集をめざし「平和遺族会全国連絡会」が発足した。

天皇在位六〇年記念キャンペーンにたいして

政府・自民党や右翼勢力の天皇在位六〇年記念キャンペーンにたいして、総評、部落解放同盟、キリスト教関係団体などが共同で、八六年四月二九日、「天皇在位六〇年記念式典反対・民主主義と天皇を考える中央集会」を開催し、約一〇〇〇人が参加した。

また、中央実行委など六団体は、四・二八統一行動の一環として「安保廃棄、安保会議設置・天皇キャンペーン反対四・二八全国統一行動―四・二五中央集会」を開催、二五〇〇人が参加した。

このほか、科学者会議、宗平協、文団連共催でシンポジウム「い

ま『天皇制』を問う」（四月五日）、治維法同盟、憲法会議など一八団体で組織された「天皇在位六〇年」祝賀行事反対中央実行委員会の主催するシンポジウム（四月一二日）、中央・東京青学連主催シンポジウム「天皇在位六〇年祝賀行事に反対する青年シンポジウム」（四月二八日）、歴研、歴科協など歴史六団体主催「天皇制を考える歴史家の集い」（四月二九日）などがおこなわれた。

指紋押捺制度廃止・外国人登録法改正をめざす運動

八五年七月の外国人登録の大量切り替え期（約三七万人が対象）を迎えて、政府は五年ごとの登録更新のつど押捺を求めている現制度を廃止し、新規登録の際の一回限りとするという骨子での制度改革方針を固め、八七年春にも法改正案が国会に提出される見通しとなった。

これにたいし、指紋押捺拒否者連絡会は九月二四日、遠藤法相に公開質問状を送り、在日朝鮮人総連合会が抗議談話をただちに発表したのをはじめ、在日韓国居留民団の内部からも在日本大韓民国婦人会と同青年会が一〇月五日、「内外の世論をごまかす欺瞞的改正案だ」と非難する声明を発表した。一〇月一八日には反外登法運動連絡協議会準備会が、政府案は改悪として市民集会を開催した。

一方、当局による行政制裁等にたいし、八六年三月二六日梶村秀樹神奈川大教授ら市民運動の代表は、制裁中止を求めて国会議員一五一人と井上ひさしら文化人一九人の署名を添えて法相に申し入れをおこなった。法務省は九月二五日付で外国人登録の窓口である市町村にたいし、押捺拒否者にかんする警察の捜査に協力するように通達したが、これにたいし拒否者や支援グループが一一月一七日、法務省に抗議行動をおこなった。押捺拒否者は八七年一月で九九二人となっている（『朝日新聞』八七年一月二一日付）。

藤尾文相発言、中曽根発言への抗議運動

「日韓併合は韓国側にも責任がある」という趣旨の藤尾文相（当時）の文春誌上での発言は大きな反響をよび、日韓外交問題にまで発展したが、九月八日には歴史学研究会、日本史研究会などの歴史学者・教育者ら五三名が連名で抗議声明を発表、一九日には日本カトリック正義と平和協議会などの代表が首相官邸を訪ね首相訪韓中止を申し入れた。また、一〇月二三日、「藤尾発言問題を考える市民集会」が東京でもたれた。

また、中曽根首相の自民党全国研修会での人種差別発言にたいして、北海道ウタリ協会の代表らが一一月一九日、関係省庁と衆参両院議長、各政党に要請と抗議行動をおこなったのをはじめ、一一月三〇日には東京で「アイヌ民族が存在することを、アイヌ自らがアピールする東京集会」、札幌で「アイヌ民族の新法制定を考えるタベ」が開催され、「旧土人保護法」の即時廃止などをアピールした。

一方、「女性はネクタイの色は見ているが、話の内容は覚えていない」という趣旨の婦人べっ視発言にたいしても、九月二九日、国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会（加盟五一団体）の代表が、総理府を訪ね抗議したのをはじめ、婦人団体からの批判が相次いだ。

一二月八日には、部落解放同盟や民族差別と闘う連絡協議会らで組織する実行委員会の主催で「世界人権宣言三八周年記念東京集会」が開かれ、中曽根首相の「日本＝単一民族国家」発言を批判、部落解放基本法とアイヌ新法の制定、指紋押捺制度の完全撤廃などを求める東京宣言を発表した。

税制改革をめぐる運動

自民党税制調査会は八六年一二月五日、シャウプ勧告以来の大幅な改革を盛り込んだ税制改革案を三役裁定で決定し、二三日には総会で正式決定がなされた。改正大綱には売上げ税の導入やマル優の廃止などが含まれており、山中税調会長自身も「中曽根首相の公約違反であることを認めざるを得ない」と発言、野党・労働界はもとより自民党や財界の一部にもこれに反対する声があがっている。

すでに三月二六日、全日本小売商団体連盟、日本専門店会連盟、日本商店連盟など八六団体は、「大型間接税反対中小企業連絡会」（加入事業所・商店は一二〇万店）を発足させ、従来の枠を超えて労働団体や消費者団体とも連携して運動を発展させることを確認、五島日商会頭も売上げ税導入に消極的にならざるを得ないほど、流通業界や中小企業での反対運動は〝業界ぐるみ闘争〟ともいえる広がりを示している。

総評、日本生活協同組合連合、全商連など一七一団体は、九月三〇日、「大型間接税反対運動推進行動委員会」を結成、一二月四日には六〇〇〇人の参加者を得て、税調答申粉砕国民大集会を開催した。

地方議会での反対議決も急速に拡大しており、全商連の調査によると、八六年一一月二五日現在、八五年一月以来の反対議決は七〇五議会にのぼっている（『赤旗』八六年一一月二八日付）。自民党地方議員の〝造反〟から、今後とも反対議決は増加の傾向にある。

社会、公明、民社、社民連の四党は、八七年一月二〇日、国会内共闘組織「売上税等粉砕闘争協議会」を発足させており、売上税問題は八七年の最大の政治課題となろうとしている。

北方領土返還要求運動

同盟は八五年一月五日、北海道根室市で「'85同盟北方領土返還要求シンポジウム」を、また六日には「第一五回全国納沙布集会」を開催した。八六年には一〇月四～五日に、根室市で「シンポジウム」と「納沙布集会」がおこなわれた。「北方領土の日」の八六年二月七日、東京・日本青年館で同盟が加盟する北連協、総務庁、全国知事会など地方六団体で構成する実行委員会主催で「北方領土返還要求全国大会」が開催された。

2　公害反対運動

1　公害情勢と公害補償改悪反対闘争

公害補償法全面改正答申の経過と問題点

公害健康被害補償法の「第一種指定地域のあり方等について」環境庁長官から諮問をうけた中央公害対策審議会中公審は、環境保健部会専門委員会（委員長、鈴木武夫前国立公衆衛生院院長）において検討をすすめてきた。

一九八六年四月八日、前記専門委員会は「大気汚染と健康被害関係の評価に関する専門家委員会報告」を発表した。

この報告の要点は、「現在の大気汚染が総体として慢性閉塞性肺疾患の自然史に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できない」というところにあり、とくに強調する留意事項として、つぎのような指摘をした。

(1)　検討の対象としたものは、主として一般環境の人口集団への影響にかんするものである。したがって、これよりも汚染レベルが高いと考えられる局地的汚染の影響は考慮を要するであろう。

(2)　従来から、大気汚染にたいし感受性の高い集団の存在が注目されている。そのような集団が比較的少数にとどまるかぎり、通常の人口集団を対象とする疫学調査によっては結果的に見逃される可能性のあることに注意しなければならない。

八六年一〇月三〇日、中公審は臨時総会を開いて、環境保健部会の答申案について討議し、そのまま答申することを決めた。中公審が臨時総会を開くこと自体が異例のことであるが（過去に一回しか例がない）、総会を開かざるを得なかったのは公害被害者団体、科学者、医師、法律家をはじめ関係地方自治体からも多数の批判的見解が出されていたこと、また、伝えられるところによれば専門委員会委員長をはじめ中公審内部においても答申案にたいする批判が強かったことによる。

環境庁は、右答申をうけて関係自治体の意見を聴取したうえで、通常国会に補償法改定案を提出する予定にしている。

日本環境会議の提言　全国の公害・環境問題の専門家（法学、経済学、自然科学、医学、弁護士など）を組織した学際的研究学会である日本環境会議（代表＝都留重人一橋大名誉教授、事務局長＝宮本憲一大阪市大教授）の代表者は、一〇月一七日、稲村利幸環境庁長官に直接会い「要請書」を提出して公害補償制度の改悪に反対する申し入れをおこなった。この「要請」は、一〇月六日の中公審環境保健部会の答申案が科学的根拠のないものであると批判するとともに、公害健康被害補償法は、むしろ、充実・強化されるべきであり、現行指定地域を維持したうえで、①NO_2を地域指定の要件に入れて、幹線道路沿道をすみやかに地域指定すること、②幹線道路沿道の疫学調査を実施し、沿道の公害対策の強化をはかること、③地域環境保健計画の制度的確立をはかること、などを提言した。

ついで、一一月一日に第六回日本環境会議を川崎市において開催し、同会議のまとめの特別決議の一つとして「大気汚染被害の救済強化をもとめる提言」を発表し、「環境庁は、中公審答申が出る以前に、指定地域解除を前提として、その解除後の地域環境改善対策の財源となる企業からの拠出金による基金構想をまとめ上げる根回しを産業界とつづけてきた。これらは、行政のつくった原案を通すために中公審を『隠れミノ』として使ったものといわざるを得ず公正を欠くといってよい」と宣言した。

補償法改悪反対闘争の進展　公害補償法改悪反対闘争の中心になってたたかいを進めた全国公害患者の会連合会は、一九八二年暮れから今日までの間、臨調、中公審、環境庁にむけて、六三回の中央行動、六回の公害総行動、延べ二万人、ビラ八五種一七五万枚の配布、職場・地域オルグ、署名活動などにとりくんだ。この間、被害地域での労働組合、市民団体との共闘態勢を強めてきたほか、東京では、東京地評、都職労、区労協などの支援を得て、公害総行動・集会を成功させてきた。

一九八六年一二月二三日には公害患者会と都職労が共催した「公害指定地域の全面解除に反対し、公害行政の充実を求める公害患者会と自治体労組の集い」が開かれた、

また、同年一一月一三日、全国公害患者の会連合会は、「一〇・三〇中公審答申後の大気汚染公害指定地域解除阻止闘争をさらに強化し、国民の健康・国土と緑を守ろう！（声明）」を発表した。

2　公害裁判闘争

各地の大気汚染公害裁判闘争の進展

公害補償法改悪反対闘争の一つの基軸をなす千葉川鉄、西淀川、川崎、倉敷をはじめとする大気汚染公害裁判闘争は、長いたたかいを経て、八六年は大きな展開をみせた。

一九八六年七月一七日、神戸地裁は国道四三号線・阪神高速道路公害裁判の判決を言渡し、騒音と二酸化窒素の差止め請求を却下したものの、沿道被害住民の騒音・振動・排ガス等による被害にたいする損害賠償として総額約一億五〇〇〇万円の支払いを命じた。また、同年八月五日には、大阪府岬町にある関西電力多余川火力発電所の排煙による付近住民の被害について、大阪高裁で和解が成立し、関西電力は被害者に五〇〇〇万円を支払うことで結着をみた。

一九七四年の提訴以来一二年にわたってたたかわれてきた千葉川鉄公害訴訟は、ようやく結審、判決の見通しとなり、裁判闘争の結審・勝利をめざして、「あおぞら裁判の結審と勝利をめざす緊急集会」が共闘会議（県教組、高教組、県職など）の主催で一一月九日におこなわれた。

名古屋新幹線公害反対闘争

一九八五年四月一二日の名古屋高裁判決を契機として、名古屋新幹線公害反対闘争は全面解決闘争に入った。

八五年五月二三日から、原告団、弁護団と国鉄との交渉が開始され（この交渉は新名古屋テーブルとよばれた）、同年一二月まで月一回のペースで計六回の交渉がおこなわれた。この間、国鉄総裁の更迭といった事態もあったが、東京では一〇月二三日に「名古屋新幹線公害闘争勝利総決起集会」（東京支援連絡会主催、東交会館ホール）が開かれるなどして、名古屋新幹線公害問題について全面解決をはかるたたかいを強力に支援することが決議された。

一九八六年一月からは被害者側、国鉄の和解交渉に入り、三月二六日、和解交渉が妥結し、四月二八日に双方による和解協定書の調印がおこなわれた。

協定の内容と課題

住民側と国鉄とがかわした協定書の内容（要旨）は、つぎのとおりである。

(1)　発生源対策

国鉄は発生源における対策により騒音振動を軽減させる。とくに、当面騒音については昭和六四年度末までに七五ホン以下にするよう最大限の努力をする。

(2)　賠償

国鉄は原告住民らにたいし、総額四億八〇〇〇万円を支払う。

(3)　その他

①ラムダ型防音壁設置等を昭和六一年度までに実施する。

②障害防止対策（移転補償、家屋内防音工、防振工）の見直し、改善。
③高架周辺の短期的・長期的環境整備。
④騒音、振動を現状以上に悪化させないこと。

3　基地公害反対闘争

厚木基地騒音公害反対闘争　一九八六年四月九日、東京高裁（田中永司裁判長）は厚木基地騒音公害訴訟について米軍機、自衛隊機の夜間飛行差止めの請求を却下し、騒音による過去の損害賠償請求についても棄却する判決を言い渡した。判決理由では、夜間飛行の差止めについては、米軍との関係では安保条約により基地を使用させる義務を負っているので、国は米軍にたいし航空機の運航を規制する権限はないといい、また、自衛隊機については、いわゆる統治行為論をもち出していずれも請求を却下した。さらに、住民からの損害賠償請求についても、自衛隊機の基地使用および米軍への供用は日本の防衛政策の一環であるから高度の公共性を有するとして、その高度の公共性にくらべれば住民の被害は受忍限度の範囲内のものであるから請求を棄却する、というものであった。

横田基地爆音公害訴訟の結着　一九八一年以来東京高裁（武藤春光裁判長）に係属、審理がすすめられてきた横田基地公害訴訟は八六年秋には証拠調べが終わり、八七年一月二八日に結審し、同年夏には判決言渡しという日程になっている。厚木基地判決後はじめて迎える結審、判決であるだけに、横田基地公害訴訟の帰趨は注目されている。横田基地公害訴訟原告団は、提訴一〇年にあたる八六年九月一三～一四日に横田平和祭を開催し、三宅島基地反対住民や厚木基地訴訟原告団、米軍機墜落事故被害者ら基地被害住民との連帯を強め、約二〇〇〇人の参加者を得て平和祭を成功させ、裁判勝利にむけて運動を強化することにした。

4　安中土壌汚染公害反対闘争

和解による全面解決　一九七二年四月に提起された安中公害反対裁判について、八一年三月三〇日の前橋地裁判決は、公害裁判史上はじめて東邦亜鉛の故意責任を認めたが、同時に損害賠償は超低額であったために、双方控訴し、舞台は東京高裁に移っていた。

八五年五月二四日、東京高裁（小堀勇裁判長）は被害者、会社双方に和解勧告をした。和解交渉のポイントは損害賠償額と工場内立入調査を含む公害防止協定の締結の二点であった。

同年七月からはじまった裁判所での和解は、現段階での公害の発生を否定し公害防止協定を結ぶつもりはないと主張する会社側の抵抗にあって難航し、同年一一月一日から裁判所での和解交渉は損害賠償金の問題にしぼり、公害防止協定の締結の問題については裁判

外で交渉をつづけることとなった。

八六年一月に入ってから、公害防止協定の締結をめぐって予備交渉がはじまり、この交渉と併行しておこなわれてきた東京高裁での和解交渉では、八六年六月一二日、東京高裁は総額四億五〇〇〇万円の支払いで結着をつけるよう打診した。また、公害防止協定の交渉についても、紆余曲折ののち、八六年九月二二日までには、工場内立入調査などの細目について合意に達し、同日午前中に地元安中市の安中農協碓東支所において安中製錬所への立入調査を含めた公害防止協定、同覚書を調印・締結し、つづいて同日午後東京高裁において右公害防止協定を確認し、東邦亜鉛は原告側に総額四億五〇〇〇万円を支払うという内容の和解が成立した。

以上により、公害発生より五〇年、提訴より一四年五ヵ月を経て、安中公害問題は全面解決することになった。

公害防止協定の要旨　安中公害の解決にあたって被害者原告団、弁護団と東邦亜鉛との間で締結された協定の要旨は、つぎのようにまとめることができる。

(1)　原告団および弁護団は年一回（その他必要に応じて）東邦亜鉛安中製錬所の立入調査をおこなう。

調査にあたり、会社は汚染物質の測定資料および公害防止にかんする資料を提出する。

調査期間は一応五年間とし、双方協議のうえ延長することができる。

(2)　安中製錬所から排出される汚染物質について、原告が選定した第三者機関による専門調査をおこなう。

調査の費用は会社の負担とする。

(3)　会社はいつでも誠意をもって原告との協議に応じる。

(4)　本協定期間経過後については、県、市において協議機関等を設置するよう双方が要求する。

5　食品公害カネミ油症闘争

第二陣高裁判決にむけてのたたかい　八五年七月二九日にはカネミ油症第四次訴訟が福岡地裁小倉支部に提訴され、また、いわゆる未訴訟対策委員会に所属していた被害者も同年秋から裁判提訴を決意するに至り、八六年一月六日には三〇三名が福岡地裁に裁判をおこした。

さらに総評、福岡県評などの労働組合、東京、大阪、福岡などの各地域支援連絡会や公害弁連、カネミ油症弁護団などで組織する「カネミ油症被害者の救済をめざす全国支援連絡会」（略称・カネミ全国支援会議）は、八五年一一月二〇日、東京の日比谷公園野外音楽堂に五〇〇〇人を集めてカネミ油症被害者の早期全面救済をせまる大集会を開催した。

第二陣控訴審判決と最高裁にむけてのたたかい　一九八六年五月一五日、福岡高裁第二民事部が言い渡した判決は、被告団の監督責任のみならず、ＰＣＢ製造・供給業者である被告鐘化の責任さえも否定した。

この福岡高裁の判決に追い打ちをかけるように、最高裁第三小法廷（伊藤正己裁判長）は、八六年七月三日、すでに最高裁に係属し

ていたカネミ油症第一陣訴訟について、一〇月七日に口頭弁論を開くことを通知した。

七月一八日の総評第七五回定期大会での支援決議、東京地評定期大会（九月二六日）における支援決議をはじめ、全国の各単産、地区労、区労協の定期大会などで続々と支援決議があげられ、九月二日から一二月一八日までのビラまき行動、一〇月七日から一二月二三日までの要請行動（署名提出など）などが展開された。一方、鐘化本社のある大阪では、大阪支援連絡会の労働組合、生協などの消費者団体、公害患者会などの応援のもとに、被害者は六月二三日から一〇月八日までの一〇八日間にわたり、鐘化と被害者との交渉を要求して本社前座り込み行動を貫徹した。

一〇月七日、最高裁第三小法廷でカネミ油症第一陣訴訟の口頭弁論がおこなわれた。この日は、東京支援連絡会（東京地評、全印総連東京地連、区労協など）が主催する「一〇・七最高裁行動」がおこなわれた。

6　水俣病闘争

裁判闘争の進展

一九八五年八月一六日、福岡高裁は水俣病第二次訴訟の控訴審判決において、行政認定では棄却された原告を水俣病患者と認める勝利判決を言い渡した。判決は、環境庁が一九七七年になって定めた後天性水俣病の判断条件について「患者認定について厳格にすぎる」と指摘して、現行の認定制度そのものに批判を加えた。

翌八六年三月二七日には、熊本地裁（後述の水俣病第三次訴訟と同じ民事第二部）は行政認定での棄却を争う行政処分取消訴訟で原告勝訴の判決を言い渡した。

熊本、新潟、東京につづいて、八五年一〇月二八日には現地から関西方面に移住してきていた水俣病患者を原告として京都地裁に国家賠償請求訴訟が提起された（水俣病京都訴訟）。

「水俣病被害者・弁護団全国連絡会議」（略称・水俣病全国連）は、各地の訴訟が出そろったこの段階で、大量提訴の方針を打ち出した。

先行していた熊本地裁での第三次訴訟では、原告の個別立証について国、県が猛烈に抵抗し、全員について鑑定の申請をして訴訟の引き延ばしをはかったが、一九八六年三月三日同地裁は鑑定申請を却下し、早期結審への道を開いた。同年一〇月三〇日、第三次訴訟は最終弁論、結審をむかえた。熊本地裁は、同訴訟の判決期日を八七年三月三〇日と指定した。

水俣病東京支援連絡会の結成

一九八五年一二月一三日、水俣病東京連絡会が結成された。現在の構成団体は、東京地評、東京国公、都職労、千代田区労協など一一地区労などの労働組合や民主団体など計三二団体である。

水俣病東京連絡会は、八六年一〇月三一日（熊本地裁結審翌日）の「国は水俣病の早期全面解決をはかれ！　一〇・三一水俣病東京行動」での政府交渉、総決起集会（国労会館）などの独自運動をおこなったほか、水俣市などでの現地検証（八五年一〇月一五日～一七日）、第三回水俣デー（八六年四月二九日）、現地調査（同年八月

二三～二四日)、新潟現地調査(同年一二月一四～一五日)などに参加し、積極的に全国各地の労働組合などとの交流をはかって、全国的な運動の盛り上げに努力をはかってきた。

全面解決をめざす各地での運動

一九八六年一〇月二九日、「結審前夜集会」が開かれ、熊本県評、自治労、県教組、高教組、国公などの労働組合の支援の決意表明があった。一一月二七日には、東京訴訟の原告の多数が居住している鹿児島県出水市で「水俣病を考える出水市民一〇〇〇人のつどい」が開催され、文字どおり一〇〇〇人の労働者・市民が参加した。

また、一一月二九日には新潟市で、新潟水俣病共闘会議(新潟県評、各単産、民主団体、弁護団、被害者の会など)が主催する集会が開かれ、六〇〇人以上が参加した。

【参考資料】(1)『昭和六一年版環境白書』、(2)『公害弁連第一五回総会議案書』、(3)『第六回日本環境会議報告集』、(4)日本科学者会議編『公害と日本の科学』(重大局面を迎えた公害健康被害補償法改悪問題)。(5)『公害闘争共闘ニュース』(全国公害被害者総行動実行委員会)、『静かさへの闘い』(名古屋新幹線公害訴訟原告団、弁護団)、『安中公害』(安中公害裁判原告団、弁護団)、『カネミ油症原告団、弁護団ニュース』、『水俣病とたたかう』、『みなまた』など各公害被害者団体発行のニュース。(6)『朝日新聞』、(7)『週刊労働ニュース』、(8)『赤旗』、(9)『社会新報』、(10)『週刊民社』、(11)『原水協通信』、(12)『原水禁ニュース』、(13)護憲連合・反安保全国実行委員会『平和と民主主義』、(14)日本平和委員会『平和運動』、『平和新聞』、(15)『総評第七四回臨時大会・付属資料』、(16)『総評第七五回定期大会・各局報告書(I)』、(17)『同盟第二二回年次大会報告』、(18)『同盟第二三回年次大会報告』、(19)『中立労連第一三回定期大会議案書』、(20)『日本社会党第五〇回定期全国大会報告集、資料集』、(21)『日本社会党第五二回定期全国大会報告集、資料集』。

Ⅲ　政党の動向

概要□国会と各党の動向――選挙――第三八回衆院選挙／第一四回参院通常選挙／中間地方選挙／**日本社会党**――概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／国際活動／**公明党**――概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／国際活動／**民社党**――概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／国際活動／**日本共産党**――概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会総会／政策・方針／労働組合との関係／国際活動

概要

一、第一〇三臨時国会は、共済年金改革四法、規制緩和一括法、国民祝日法改正などが成立し、衆院定数是正「六増六減」案、国家秘密法案が廃案となった。

一、八五年一〇月九日、所得減税問題で労働五団体と四野党が会談し、八六年二月二〇日、予算案にたいする四野党共同修正要求が提出された。また、共産党も二月一七日に独自の予算案組みかえ要求を発表した。

一、第一〇四通常国会では、衆院定数是正のための公選法改正、六〇歳定年制法、補助金削減一括法、安全保障会議設置法などが成立した。

一、八六年四月七日、社・公党首会談が開催され、五月には社・公両党間の政権協議も再開された。

一、衆院定数是正問題は、第一〇四通常国会最終盤での議長調停によって「八増七減」で決着をみ、臨時国会召集・衆院解散によって、七月六日投票の衆参同日選挙が強行された。

一、同日選後の第一〇六特別国会では、原健三郎衆院議長、藤田正明参院議長、中曽根康弘総理大臣が、それぞれ選出された。また、九月一一日の自民党両院議員総会では、八七年一〇月三〇日ま

での中曽根総裁の任期一年延長が決定された。

一、第三次中曽根内閣は七月二二日に発足し、前自民党三役はすべて入閣、平井卓志労相が就任した。

一、同日選での野党惨敗、自民圧勝の余波をうけて、七月二二日に社民連は社会・民社両党に議員を分配して統一会派をくみ、国会内会派としては消滅した。また、八月一五日、新自由クラブが解散した。

一、第一〇七臨時国会は「国鉄国会」と称され、国鉄分割・民営化関連八法が成立した。また、老人保健法改正や臨時行政改革推進審議会設置法なども成立した。

一、自民党が税制改革案に売上税導入とマル優廃止をもり込むことを決めたため、野党は「公約違反」への反発を強め、第一〇八通常国会に向けての共闘態勢を強化した。

一、自民党は、雇用問題へのとりくみを強めるために、労働五団体によびかけて、一一月一三～一七日の間、一連の懇談会を開催した。また、一二月八日には、政府・与党雇用対策本部も設置された。

一、二度目の同日選となった第三八回衆議院議員選挙と第一四回参議院通常選挙は、全体として、自民圧勝、社会・民社惨敗、公明・共産健闘という結果になった。

一、八五年一一月に結党四〇周年を迎えた社会党は、「新宣言」や「中期社会経済政策」を採択して「ニュー社会党」路線を前面にうち出し、綱領論争に結着をつけた。しかし、同日選では左右統一以来最悪の惨敗を喫したため、石橋委員長に代わって、土井たか子新委員長が誕生し、体制のたて直しにとりくむことになった。

一、公明党は、一方で自民党との連合路線を強化しつつも、他方で社会党との政権協議を再開するなど、社公民連合の姿勢をも崩してはいなかった。しかし、同日選での自民圧勝と公明党の健闘を契機に、二〇年間つづいた竹入・矢野体制は矢野・大久保新体制に交代し、売上税導入問題等もあって中曽根内閣との対決姿勢を強めている。

一、民社党は、塚本新執行部になってから初めての選挙として同日選にとりくんだが、撚糸工連事件や円高不況のあおりをうけて苦戦し、大内書記長の落選など大敗した。党勢力の拡大や新行動綱領策定に向けての準備など態勢たて直しへの試みもなされているが、社会党の「現実主義化」や同盟の解散――友愛会議結成の動きなどもあって、その前途は予断を許さない。

一、共産党は、他の野党が自民党との連立志向を強め、「共産党を除く」状況が一般化するなかで独自の革新的立場をくずさず、同日選で善戦した。党勢の頭打ちや国政選挙での一進一退状況のなかでも、反核国際シンポの開催や核軍縮をめぐる日ソ両党会談、「非核の政府」の提唱など、反核・平和運動で独自のイニシアチブを発揮している。

1　国会と各党の動向

第一〇三臨時国会

第一〇三臨時国会は八五年一〇月一四日に召集され、会期を六二日間としたが、途中で七

日間延長され、一二月二一日までの計六九日間となった。

この国会では、防衛費のGNP比一%枠問題、靖国神社公式参拝問題、「六増六減」の衆院定数是正、単身赴任者帰宅旅費の非課税問題などをめぐって論戦がたたかわされた。

臨時国会で成立した主な法律　第一〇三臨時国会で成立したおもな法律としては、①国家・地方公務員などの年金支給額の官民格差を是正し、厚生年金と同様に基礎年金制を導入した「国家公務員等共済組合法等改正」など共済年金改革四法、②市場開放と内需拡大をめざして地代家賃統制令撤廃など二六の法律の四二項目の各種規制を緩和した「規制緩和一括法」（許可、認可等民間活動にかかわる規制整理合理化法）、③国家公務員の給与を八五年七月にさかのぼって一般職で平均五・七四%（一万四三一二円）引き上げる「給与関係法改正」、④ゴールデンウィーク中の五月四日を祝日にするための「国民祝日法改正」、⑤寝たきり老人や重度障害者の介護者にたいする減税を実施するための「租税特別措置法改正」などがある。

政府が国会に提出した法案のうち、地方事務官制度廃止のための職業安定法改正案、厚生年金保険法等改正案の二本が継続審議となった。また、衆院定数是正のための自民党の「六増・六減案」と野党の四党統一案、国家秘密法（スパイ防止法）案は、審議未了で廃案となった。

労働五団体と四野党の会談　八五年一〇月九日、総評、同盟など労働四団体と全民労協の書記長、事務局長らは、社会・公明・民社・社民連四野党の国対委員長、政審会長らと会談し、臨時国会への対応を協議した。労働側は一兆円規模の所得減税を柱とする五項目の内需拡大策の実現を要請し、野党側もきびしい態度で臨む方針を表明した。

沖縄社大党三五周年　八五年一〇月三一日、沖縄社会大衆党が結党三五周年を迎えたのを記念して、「今・なぜ沖縄にこだわるか——社大党の課題と展望」をテーマにしたシンポジウムが那覇市内で開かれ、一一月一日には記念式典も開催された。同党は沖縄の祖国復帰を目標に五〇年一〇月三一日に結成され、仲本安一現委員長は五代目。

第一〇四通常国会　第一〇四通常国会は八五年一二月二四日に召集され、会期を一五〇日間として八六年五月二二日まで開かれた。八六年一月の通常国会再開にあたっての勢力

第 79 表　国会の勢力分野
（1986年1月25日現在）

衆院		参院
257	自民	139
111	社会	42
59	公明	27
38	民社	14
27	共産	14
3	社民連	—
—	新政ク	3
—	二院ク	3
—	サラリーマン新党	2
5	無所属	4
9	欠員	4
511	計	252

〔備考〕 各党派の届け出名は，自民党が衆院で「自由民主党・新自由国民連合」，参院で「自由民主党・自由国民会議」，社会党が衆院で「日本社会党・護憲共同」，公明，民社両党が衆参両院でそれぞれ「公明党・国民会議」「民社党・国民連合」，共産党が衆院で「日本共産党・革新共同」，二院クラブが「二院クラブ・革新共闘」となっている。

分野は、第79表のとおり。

この国会では、六一年度予算案審議とそれにたいして四野党が提出した共同修正案および共産党が出した組みかえ要求をめぐって論戦が展開された。また、撚糸工連事件、マルコス疑惑、国鉄法案、老人保健法、衆院定数是正問題などが審議の中心的課題となった。

通常国会で成立した法案

第一〇四通常国会には八七本の法案を政府が提出し、七三本が成立、成立率は八四%であった。行政改革の最大の課題とされた国鉄分割・民営化関連九法案のうち、八本は成立せず、老人保健法案などとともに継続審議となった。この国会で成立した主な法案は、①「公職選挙法改正」――当分の間北海道一区など八選挙区の定数を各一増やし、兵庫五区など七選挙区の定数を各一減らし、衆院議員総定数を一増やして五一二とする、改正法は公布の日から起算して三〇日に当たる日以後初めて公示される総選挙から施行するなど、②円高不況などで苦しむ中小企業がより安定した内需志向型経営に転換することを促すことを目的とし、事業転換対策、緊急経営安定対策の二つの財政支援を柱とする「特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法」、③民間活力導入プロジェクトの中心である東京湾横断道路の建設を促進するための「東京湾横断道路建設特別措置法」、④結核予防法、河川法、砂防法などの関連法案四八本を一つにまとめ、八六年から三年間、地方自治体に対する国の補助金の補助率を引き下げる「補助金削減一括法」、⑤国鉄の長期債務の負担軽減と職員の希望退職を進めるための「国鉄の経営する事業の運営改善のために六一年度に講ずべき特別措置法」、⑥国の安全にかかわる緊急重大事態に対応する体制の整備を図るため、国防会議を廃止して内閣に安全保障会議を設置する「安全保障会議設置法」などである。なお、この国会で成立した労働関係法案については四八七頁を参照。

八六年度予算案にたいする野党修正要求

八六年二月一四日、公明・民社・社民連三党の政審会長、政策委員長は、社会党を含めた野党四党の共同予算修正案作りにあたって中道側が主導権をとるねらいで、国会内で会談し、中道三党としてのとりくみ方を協議した。三党は、行財政改革の推進など七項目を盛り込むことで合意し、これは一七日の四野党協議で提示された。その結果、この日の協議では、①減税要求は総額二兆三〇〇〇億円とする、②公共事業費を六〇〇〇億円追加し、建設国債を一兆三千億円増額させる、③地方補助金の一律カットを撤回させる、④防衛費削減は盛り込まない、などを骨子とすることが合意され、二月一九日の四野党国会対策委員長会談で共同修正要求が正式に決定された。これは二月二〇日に国会に提出され、政府・自民党側の回答期限は二五日とされたが、結局、ゼロ回答に終わった。

また、二月一七日、共産党も独自に予算案の組み替え要求を発表したが、これも政府・自民党によって拒否された。

社・公の協議

八六年四月七日、石橋社会党委員長と竹入公明党委員長は昼食をともにし、マルコス疑惑解明や円高不況対策、解散・総選挙の見通しを含む政局などについて意見交換をおこなった。政局にかんする両党党首の正式会談は、八五年二月二一日以来約一年二カ月ぶりであり、八五年五月二七日の社・公政権協議委の懇親会で同席してからでも約一年ぶりのことである。

社会・公明の政権協議再開

八六年五月二三日、社・公両党は、書記長を中心に八〇年代後半の連合

政権構想づくりに向けた政権協議委員会を開き、とりあえず主要政策について両党政審会長レベルの政策調整を進め、国政選挙での選挙協力を検討する選対委員長協議を始めることで合意した。この政権協議は、八五年二月二七日の第一回政権協議委員会以来のもので、途中、八五年四月一八日の社・公政策委員会、五月二七日の政権協議委懇親会があったものの、政権協議委としては一年三ヵ月ぶりになる。通常国会のなかで、同日選反対で両党の足並みがそろい、参院選協力の機運が盛りあがったことを背景に、五月二二日の四野党党首会談でも結束の維持が確認されたことから、政策・選挙協力両面の協議に入ることになり、この日の政権協議の再開となったものである。

衆院定数是正問題の決着　衆院定数是正にかんしては、八四年一二月一日～八五年六月二五日の第一〇五月三〇日には自民党の「六増六減案」、六月一七日には四野党の統一修正案が提出された。これらはいずれも継続審議となり、八五年一〇月一四日～一二月二一日の第一〇三臨時国会では審議未了、廃案となった。

第一〇四通常国会では、改めて、八六年一月二八日に共産党が「三二増三二減」の独自案を提出し、それ以外の与野党は二月一八日に各党国対副委員長による実務者協議の場として「定数是正問題協議会」（定数協、座長渡部恒三自民党国対副委員長）を設置して、法案作成に向けての協議をつづけることになった。しかし、二人区の新設と周知期間などをめぐって話し合いはまとまらず、結局、問題は坂田衆院議長の調停にゆだねられた。

五月八日に出された議長調停は、①是正は八増七減とし一票の格差を三倍以内に収める、②是正内容を徹底させるための「周知期間」を置き、新公選法は公布の日から三〇日以後に公示される総選挙から施行するなどを内容とし、総定数は五一二と一議席増加するというものであった。これによって、六月二一日公示、七月六日投票の衆参同日選の理論的可能性は残されたものの、解散のためには会期延長か、臨時国会召集が必要であるため、これは「事実上、きわめて困難」（『朝日新聞』五月九日付）とみられた。

衆参同日選の実現　ところが、五月一三日の後藤田・安倍・竹下三者密会などを契機に、五月中旬頃から自民党内で衆参同日選の動きが急浮上し、五月二二日午前の自民党臨時総務会（休憩後同日深夜再開）、同日午後の参院本会議での公選法改正案の成立、五月二六日の自民党五役会議などを経て、衆参同日選は確定的となった。

これにたいして、五月一二日に党首会談を開いて結束の強化を確認していた四野党は、五月一六日に再び党首会談を開いて衆院解散につながる会期延長や臨時国会召集に反対することを確認し、円高不況対策などについての与野党党首会談を開くよう申し入れた。四野党は、五月二一日の中曽根首相との個別会談でも、「解散反対」を強く迫り、公選法改正が成立した五月二二日には四野党国対委員長会談と党首会談を開いて、「臨時国会の召集強行」と同日選挙に反対するとの共同声明を発表した。このように「野党党首が共同声明を出すのは、戦後政治史の中でも初めてという異例のこと」（『朝日新聞』五月二三日付）であった。

また、五月二七日の閣議で、政府が衆院定数の違憲状態解消と円高対策を名目として六月二日に第一〇五臨時国会を召集することを

決め、首相談話を発表したのにたいしても、野党側は二七日の衆院議運委理事懇談会をボイコットし、臨時国会も欠席した。このため、結局、臨時国会の本会議は開かれず、坂田衆院議長が議長応接室で解散詔書を読み上げて解散されるという異常事態となった。

第一〇六特別国会　第一〇六特別国会は八六年七月二二日に召集され、会期を四日間として七月二五日まで開かれた。特別国会開会にあたっての勢力分野は第80表のとおり。なお、衆・参両院の正・副議長はそれぞれ党籍を離脱して無所属となったため、衆・参両院の自・社両党は各一議席減、無所属は各二議席増となる。

この国会では、第六五代衆院議長に原健三郎自民党議員、第五六代衆院副議長に多賀谷真稔社会党議員、第一六代参院議長に藤田正明自民党議員、第一八代参院副議長に瀬谷英行社会党議員がそれぞれ選出されたが、共産党はいずれにも白票を投じて反対の態度を示した。またこの後、衆参両院本会議で首相指名投票がおこなわれ、中曽根康弘自民党議員が首相に指名された。なお、首相指名投票の結果は第81表のとおり。

第三次中曽根内閣の発足　七月二二日に発足した第三次中曽根内閣は、後藤田正晴官房長官以外総入れ替えとなり、副総理に金丸信前幹事長、蔵相に宮沢喜一前総務会長、文相に藤尾正行前政調会長（後、「日韓併合には韓国も責任がある」とする発言で塩川正十郎元運輸相に交代）の前自民党三役がそろって入閣した。二階堂進前副総裁は要請された外相への就任を固辞したため無役となり、外相には倉成正元経企庁長官が就任した。また、国鉄問題担当の運輸相には橋本竜太郎、労相には平井卓志両議員が起用された。

社民連の分解　「社会・民社両党の歴史的和解」をめざして働きかけを強めていた社民連は、七月二一日、「時間

第 80 表　国会の勢力分野
（1986年7月22日現在）

衆院		参院
310	自民	143
88	社会	40
57	公明	25
28	民社	12
27	共産	16
一	新政クラブ	4
一	二院クラブ	3
一	サラリーマン新党	3
2	無所属	5
0	欠員	1
512	計	252

〔備考〕 各党派の届け出名は，自民党が衆院で「自由民主党・新自由国民連合」，参院で「自由民主党・自由国民会議」，社会党が衆院で「日本社会党・護憲共同」，公明党が衆参両院で「公明党・国民会議」，共産党が衆院で「日本共産党・革新共同」，民社党が衆院で「民社党・民主連合」，参院で「民社党・国民連合」，二院クラブが「第二院クラブ・革新共闘」，社民連は衆院の四氏が会派変更届を出した結果，国会会派としては消滅した。

第 81 表　首相指名投票の結果

・衆院　投票総数 502票
（過半数 252票）

中曽根康弘	304票
石橋　政嗣	84
竹入　義勝	56
宮本　顕治	27
塚本　三郎	25
江田　五月	4
無　効	2

・参院　投票総数 239票
（過半数 120票）

中曽根康弘	139票
石橋　政嗣	45
竹入　義勝	24
宮本　顕治	16
塚本　三郎	12
江田　五月	1
無　効	2

切れ」だとして、いったん独自会派を届け出ていたが、同日選で共産党に抜かれ、主要委員会の理事ポストを明け渡さなければならない民社党の強い働きかけで、二二日に急に態度を変えて、社会・民社両党に二人ずつ分けて統一会派を組むという異例の措置をとった。社会党と統一会派を組んだのは、江田五月代表と菅直人副書記長であり、民社党と統一会派を組んだのは阿部昭吾書記長と楢崎弥之助国対委員長である。この措置によって国会内の社民連は分解し、会派としては消滅した。

新自由クラブの解散　八六年八月一一日、新自由クラブの河野代表は記者会見で同党の解党方針を表明し、この方針は八月一二日の全国幹事会を経て、八月一五日の臨時党大会（第一一回全国代議員大会）で正式に了承された。これによって七六年六月二五日に結成された新自クは、同日選での自民党圧勝の余波を受けて一〇年間の歴史を閉じ、無所属となる田川誠一前代表を除く六人（衆院五人、参院一人）は自民党に復・入党した。また、八六年七月の参院選比例代表区で新自クの名簿第一位として当選した宇都宮徳馬議員も自民党に入らず、従来のまま新政クラブに所属した。なお、八月一五日の臨時党大会で採択された大会声明はつぎのとおり。

【臨時党大会声明（全文）】

新自由クラブ十年の政治行動がわが国自由主義体制の健全な発展に大きく貢献した事実を、私たちは誇りをもって深く胸に刻みつつ、私たちの行動に凝縮された政治改革の理念を将来とも高く掲げ、真に国民のための政治を確立する新たな歩みを踏み出すことをここに誓うものである。

衆参同日選での自民圧勝による「中曽根政治」への「信任」を背景に、八六年九月五日の自民党五派閥の実務者協議で党則改正が合意され、中曽根首相の一年間の任期延長が事実上確定した。この合意は、九月八日のニューリーダー「安竹宮」三者会談で追認され、九月一一日、党大会に代わる両院議員総会で、「国会議員の三分の二以上の多数の議決により一年以内の期間を定め延長することができる」との任期延長の規定を盛り込む党則改正がおこなわれ、中曽根首相の総裁任期を翌年一〇月三〇日まで一年間延長することが満場一致で議決された。

中曽根首相の任期延長

第一〇七臨時国会　第一〇七臨時国会は八六年九月一一日に召集され、会期を八〇日間としたが、一一月二八日に二一日間延長され、一二月二〇日までの一〇一日間という異例の長さとなった。

この国会では、「アメリカには黒人やプェルトリコ、メキシカンが多く知的レベルは非常に低い」との中曽根首相の「知識水準発言」、老人保健法改正案、大型補正予算案などにかんする問題がとりあげられたが、「国鉄国会」といわれるように、国鉄分割・民営化関連八法案の審議がその中心であった。

臨時国会で成立した法律　第一〇七臨時国会では、政府提出二八法案のうち、四法案が継続または廃案となったが、国鉄関連八法や老人保健法改正などの重要法案はすべて成立した。この国会で成立した国鉄分割・民営化関連法案は、①八七年四月一日に東日本など旅客六会社と貨物会社に分離するなどの「国鉄改革法」、②新分野進出の原則自由などを定め、経営や人

事の規制を緩和する「旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社法」、③整備新幹線を除く東北、上越、東海道、山陽の四新幹線を保有して旅客会社に貸しつけるための「新幹線鉄道保有機構法」、④国鉄長期債務などの償還、国鉄用地など資産の処分、国鉄職員の再就職などにあたる組織を設立するための「国鉄清算事業団法」、⑤三年の時限立法で、希望退職者と清算事業団に移行する職員の再就職援助にあたる「国鉄退職希望職員・国鉄清算事業団職員再就職促進特別措置法」、⑥地方鉄道法を廃止し、新たに鉄道事業の一元的な法制度を整備した「鉄道事業法」、⑦これまでの国鉄関連法を一括して手直しする「国鉄改革法等施行法」、⑧国鉄新会社にたいし、固定資産税の軽減特例などを認める「地方税法および国有資産等所在町村交付金・納付金法改正」の八法案である。

このほかに、この臨時国会で成立したおもな法律としては、①七〇歳以上の老人医療費について、自己負担と老人医療費拠出金の加入者按分率を引き上げるなどの「老人保健法改正」、②円高不況の企業城下町や輸出型産地の中小企業の新分野進出を支援する低利融資のための「特定地域中小企業対策臨時措置法」、③三年間の時限立法で、行革審廃止のあとをうけて新組織を設置する「臨時行政改革推進審議会設置法」などがある。

税制改革等をめぐる野党共闘

政府・自民党が税制改革案に売上税の創設、マル優など非課税貯蓄制度の廃止などを盛り込む方針でいるのにたいして、野党各党は、「税制改悪阻止闘争本部」（本部長・土井社会党委員長）、「大型間接税・マル優廃止反対闘争本部」（本部長・矢野公明党委員長）、「大型間接粉砕闘争本部」（本部長・塚本民社党委員長）、「大型間接税・マル優廃止反対対策委員会」（委員長・工藤共産党経済政策委員長）などを設置して反対運動の盛り上げをはかり、通常国会に向けての野党共闘の気運も高まった。

一二月一七日、土井社会・矢野公明両党委員長は、国会内で会談、売上税導入・マル優廃止に反対し、防衛費のGNP比一％枠堅持のために提携を強めることで合意した。両者の本格的会談は矢野公明党委員長就任後初めてであり、これには両党書記長らも同席した。

これにひきつづいて、一二月一九日、矢野公明・塚本民社両党委員長も国会内で会談、税制改革問題を中心に与野党の緊急党首会談を要求し、中曽根首相に党首の公開討論会を申し入れることで一致した。一二月二六日の社・公・民・共・社民連野党各党党首と中曽根首相（自民党総裁）との個別の党首会談の後、翌二七日、社・公・民・社民連の四野党は政審会長会談を開催し、政府・自民党の税制改革案に対抗して作ることにしている野党統一案についての基本方針を確認した。この日確認された方針は、①売上税導入、利子非課税制度の撤廃に反対し、阻止する。②来年度は政府・自民党案の一兆七四〇〇億円を大幅に上回る減税を実施する、などであり、これをもとに四野党は統一案を作成して通常国会にのぞむことになった。

自民党と労働五団体の懇談

八六年一一月一三～二七日、主として雇用問題へのとりくみを強化するため、自民党が労働五団体によびかけて、一連の懇談会が開催された。この懇談は以下のように自民党本部で順次開かれていったが、このような自民党首脳と労働団体との正式の懇談は、約二年ぶりの

ことである。

(1) 一一月一三日、総評側から黒川議長、真柄事務局長、自民党側から伊東政調会長、加藤政調会長代理、森総務会長代理らが出席。懇談では、産業構造の転換や円高が重なりあって深刻化している雇用・失業問題をめぐって、今後も必要に応じて意見交換をつづけることが合意された。

(2) 一一月一九日、全民労協側から竪山議長、山田事務局長、山岸・得本・前川各副議長ら、自民党側から竹下幹事長、伊東政調会長、安倍総務会長、加藤政調会長代理らが出席。懇談では、竪山議長が一一月一四日の全民労協第五回総会で採択された「わが国産業の危機突破にかんする緊急決議」を示しながら、「六五年度赤字国債脱却にこだわらず、積極的な財政措置に乗り出すべきだ」と要求し、伊東政調会長は「労働団体の意見を随時聞きながら、適切な対応をとりたい」とこたえた。

(3) 一一月二〇日、中立労連側から藁科議長、山野辺副議長、田口事務局長ら、自民党側から竹下幹事長、安倍総務会長、伊東政調会長、斎藤邦吉緊急雇用対策特別委員長、丹羽雄哉労働部会労働時間問題小委員長らが出席。懇談では、安倍総務会長が中立労連側の要請した週四〇時間、週休二日制への労働時間短縮法制化について前向きの姿勢を表明して注目された。

(4) 一一月二六日、新産別側から河合委員長、前川副委員長、宮田書記長ら、自民党側から竹下幹事長、安倍総務会長、労働部会担当役員らが出席。懇談では、随時このような会をもって意見を交換し、政策課題の実現をはかっていくことが合意された。

(5) 一一月二七日、同盟側から宇佐美会長、藤原・有村・土井各副会長ら、自民党側から竹下幹事長と斎藤緊急雇用対策特別委員長らが出席。懇談では、雇用不安を深刻に受けとめ、今後も意見を交換することが合意された。

政府・与党雇用対策本部の設置 八六年一二月八日、政府・与党首脳会談は、雇用対策推進本部の設置を申し合わせ、翌九日、首相官邸で初会合が開かれた。この推進本部は中曽根首相が本部長を務め、副本部長は田村通産相、平井労相、近藤経企庁長官、後藤田官房長官、伊東政調会長の五人で構成される。

2 選 挙

1 第三八回衆議院議員選挙

概 況 第三八回衆議院議員選挙は八六年六月二一日に公示され、第一四回参議院通常選挙の投票日と同じ七月六日に投票がおこなわれた。これは、八〇年六月につぐ、二度目の同日選挙である。この選挙は、五月二二日に成立した公職選挙法改正によって、定数が一議席増え、五一二議席をめぐって八三八人が立候補した。候補者数の内わけは第82表のとおり。

この総選挙は、中曽根首相の下で二回目になり、首相は前回八三年総選挙の敗北の雪辱をめざして、中曽根政治そのものの是非を問う姿勢を示した。総選挙での争点としては、同日選突入にいたる経過、大型間接税導入問題、撚糸工連汚職事件、フィリピンのマルコス疑惑、国鉄改革などの行財政改革や教育改革、円高・不況問題などが浮上したが、中曽根首相が大型間接税は導入しないと公約したことなどもあって、主として「ウソツキ解散」を問題とした野党の追及は、肩すかしを食う形となった。

なお、衆院選の投票率は七一・四〇%であり、過去最低の前回八三年総選挙の六七・九四%を上回ったが、八〇年同日選の七四・五七%より三・一七%下回った。

第 82 表　衆院選候補者数

(1986年 6 月27日現在)

	前	元	新	計
自民	237	30	53	320
社会	99	6	33	138
公明	56	1	4	61
民社	34	3	19	56
共産	25	13	91	129
新自クラ	8	2	2	12
社民連	3	1	1	5
サ新	0	0	2	2
諸派	0	0	13	13
無所属	9	5	88	102
計	471	61	306	838

〔備考〕「朝日新聞」1986年 6 月28日による。

第 83 表　野党間の選挙協力

	衆院	参院
社 → 公	東京 8，大阪 6	
公 → 社	茨城 2，富山 1，滋賀 1	
公 → 民	北海道 4，岩手 2，福島 2，茨城 1，埼玉 5，神奈川 5，岐阜 2，静岡 3，滋賀，兵庫 5，大分 1，宮崎 1，長野 4	神奈川，広島
公→社民	山形 2	
民 → 公	宮城 1，茨城 3，埼玉 1，2，4，千葉 3，神奈川 3，岐阜 1，静岡 1，兵庫 4，和歌山 1，鳥取，広島 1，高知，熊本 1	福岡
民→社民	山形 2，岡山 1	
社民→社	北海道 3，青森 2，東京 1，6，10，神奈川 5，埼玉 3，山梨，静岡 2，愛知 4，5，三重 1，大阪 4，5，7，広島 2，熊本 1，宮崎 1	千葉，埼玉，群馬，愛知，大阪
社民→公	宮城 1，千葉 3，東京 8，兵庫 4，鳥取，広島 1	
社民→民	岩手 2，福島 2，茨城 1，千葉 1，神奈川 4，岐阜 2，滋賀，京都 1，2，兵庫 1，2，3，岡山 2，大分 1	京都，兵庫，広島

〔備考〕 1)「朝日新聞」1986年 6 月20日付，6 月25日付から作成。
2) 衆院で山形 1 区の無所属を民・社民が共同推薦。参院で滋賀，岡山，島根，熊本，沖縄選挙区の無所属・諸派を，それぞれ，社・公・民，民・社民，社・社民，社・社民，社・公・共・社大が共同推薦。

第84表 第38回衆議院議員選挙結果

党派	今回当選者	前回当選者	解散時議席	議席率 今回	議席率 前回	今回(86年7月) 得票数	今回(86年7月) 得票率	前回(83年12月) 得票数	前回(83年12月) 得票率	今回の絶対得票率
自由民主党	300	250	250	58.6	48.9	29,875,501	49.4	25,982,785	45.8	34.57
日本社会党	85	112	111	16.6	21.9	10,412,584	17.2	11,065,082	19.5	12.05
公明党	56	58	59	10.9	11.4	5,701,277	9.4	5,745,751	10.1	6.60
日本共産党	26	26	27	5.1	5.1	5,313,246	8.8	5,302,485	9.3	6.15
民社党	26	38	37	5.1	7.4	3,895,858	6.4	4,129,907	7.3	4.15
新自由クラブ	6	8	8	1.2	1.6	1,114,800	1.8	1,341,584	2.4	1.29
社会民主連合	4	3	3	0.8	0.6	499,670	0.8	381,045	0.7	0.58
諸派	0	0	0	0	0	120,627	0.2	62,323	0.1	0.14
無所属	9	16	5	1.8	3.1	3,515,043	5.8	2,768,735	4.9	4.07
計	512	511	500	100	100	60,448,606	100	56,779,697	100	69.96

〔備考〕 解散時勢力は国会内会派の数。「朝日新聞」1986年7月8日付夕刊などから作成。

選挙協力 社会・公明・民社・社民連の野党四党間で合意された選挙協力は、衆院で七五件・五八選挙区・候補者六二人、参院で一六件・一五選挙区・候補者一五人となった。協力の詳細は第83表のとおりだが、衆院では前回八三年選挙にくらべて一四件・一選挙区減ったものの、人数は二人増えて過去最高になった。

同日選での選挙協力は一般に困難とみられていたが、「同日選反対」で盛り上がった野党結束ムードを背景に、公式に合意された協力のほか非公式なもの、選挙区単位のもの、労組単位の協力など多彩な選挙協力がおこなわれた。

四野党共同の声明・申し入れ 同日選挙にあたって、社会・公明・民社・社民連の四野党は、共同で声明や申し入れをおこなった。そのおもなものはつぎのとおり。いずれも、日本社会党政策審議会『政策資料』第二四〇号(八六年九月一日号)に掲載されている。

①四野党共同声明(五・二二)、②マル優・間接税問題にかんする「申し入れ」(六・一二)、③党首公開討論にかんする「申し入れ」(六・二八)、④党首公開討論にかんする「申し入れ」(七・一)、

⑤公開質問書（七・三）、⑥四党共同声明（七・四）。

自民圧勝　選挙の結果は第84表のとおりで、自民党は、前回当選者二五〇議席を五〇議席も上回り、安定多数とされていた二七一議席をもはるかに超えて、八〇年六月総選挙の「大勝」以上の「圧勝」となった。自民党のこれまでの最高は、六〇年一一月総選挙の二九六議席であったから、この当選者数は自民党結成以来最多の記録だということになる。自民党の得票率も二九八七万五五〇一票で、八〇年六月総選挙の二八二六万票を一六一万票も上回る過去最高の水準となった。

しかし、投票に占める相対得票率は四九・四％にとどまり、六七年一月総選挙で割った過半数のラインを回復することはできなかった。また、有権者に占める絶対得票率は三四・五七％であり、ほぼ八〇年六月総選挙の水準に復帰したことになる。

社会・民社惨敗、公明・共産健闘　自民党圧勝にくらべ、野党各党の選挙結果はきびしいものであった。社会党は前回当選者の一一二議席を二七議席も下回り、八五議席になった。これは、左右社会党の統一後、六九年総選挙で初めて三桁を割って九〇議席に転落して以来の最悪の結果である。

民社党は前回より一二議席減って二六議席となり、三分の二にまで減少した。議席数、得票数、相対得票率、絶対得票率のすべての指標で後退し、完全な敗北であった。

社会・民社両党にくらべ、公明・共産両党は、その組織力を発揮した。公明党は、前回より二議席減の五六議席、共産党は前回と同数の二六議席であった。公明党は議席を減らしているが、前回八三年総選挙が過去最高水準であったことを考えれば、よく踏みとどまったといえよう。共産党は、野党のなかで唯一議席を減らさず、社民連とともに得票数を増やした。公明党以上の善戦ということになろう。

2　第一四回参議院通常選挙

概　況　第一四回参議院通常選挙は六月一八日に公示、総選挙と同じ七月六日に投票された。選挙の党派別当選者数は第85表のとおりであり、得票数と得票率は第86表のとおりである。

今回の参院選は、二度目の衆参同日選であり、中曽根内閣のもとでの八三年六月参院選に次ぐ二度目の選挙となった。また、前回の参院選で全国区にかわって新たに導入された比例代表区の選挙も、今回で二度目ということになる。選挙の争点は、衆院選と同様であり、各党の選挙結果もほぼ総選挙と同様の傾向を示しているが、比例区だけは少し異なった動向を見せている。

なお、参院選の投票率は、選挙区七一・三六％（前回八三年は五七・〇〇％）、比例代表区七一・三二％（同）であった。

自民圧勝　自民党は、衆院選とともに参院選でも圧勝した。自民党の議席は、比例区で前回より三増、前々回より一増の二二議席、選挙区でもそれぞれ一増、二増の五〇議席、合計で、四議席増の七二議席であった。この比例区当選者数は、過去の全国区を含めて二番目の成績であり、選挙区の当選者数は地方区を

第 85 表 第14回参議院選挙党派別当選者数

政党名	当選者数			改選者数		非改選者数	新議席
	比例区	選挙区	計	全国区	地方区		
自民	22	50	72	19	47	68	142
社会	9	11	20	9	13	21	41
公明	7	3	10	9	4	14	25
共産	5	4	9	3	4	7	16
民社	3	2	5	4	3	7	12
新自ク	1	—	1	1	1	1	2
社民連	—	—		0	0	1	1
二院ク	1	—	1	0	0	2	3
サラ新	1	—	1	0	0	2	3
税金	1	0	1	0	0	1	2
福祉	0	—	0	0	0	0	0
諸派	0	0	0	0	0	0	0
無所属	—	6	6	1	3	1	4
合計	50	76	126	46	75	125	251

〔備考〕 1) 新勢力には，当選後の追加公認や各党の国会内会派に加わる予定者を含む。選挙前の勢力は国会内会派の数。
2) 党派別当選者数は，選挙時の届け出により，選挙後の異動は含まない。
3) —は候補者を立てていない。

第 86 表 第14回参議院選挙党派別得票数・得票率

政党名	比例区			選挙区		
	得票数	得票率	前回得票率	得票数	得票率	前回得票率
自民	22,132,573	38.6	35.3	26,111,258	45.1	43.2
社会	9,869,088	17.2	16.3	12,464,578	21.5	24.3
公明	7,438,501	13.0	15.7	2,549,037	4.4	7.8
共産	5,430,838	9.5	8.9	6,617,486	11.4	10.5
民社	3,940,325	6.9	8.4	2,643,370	4.6	5.7
新自ク	1,367,291	2.4	2.7	—	—	1.2
二院ク	1,455,532	2.5	2.5	—	—	—
サラ新	1,759,484	3.1	4.3	—	—	—
税金	1,803,051	3.1	—	327,444	0.6	2.1
福祉	570,995	1.0	3.4	—	—	—
その他の党	1,595,064	2.8	2.5	—	—	—
諸派	—	—	—	1,192,794	2.1	1.3
無所属	—	—	—	6,032,259	10.4	3.8
合計	57,362,742	100.0	100.0	57,938,226	100.0	100.0

〔備考〕「朝日新聞」1986年7月8日付夕刊などから作成。

合めて第一位、合計の議席数も過去最高であった。得票数は、比例区が過去三番目だが、選挙区は過去最高となった。しかし、得票率では選挙区の相対得票率を除いて、いずれも八〇年六月選挙に及ばなかった。参院選では、全体として自民党は比例区よりも選挙区で健闘したといえる。

野党の不振　衆院選と同様、野党は参院選でも敗北した。社会党は、比例区が九人当選で過去二回と同数、選挙区が一一人当選で過去二回より二議席減、合計二〇議席で過去二回の選挙より二議席減となった。公明党は、比例区が七人当選で前回より一減、前々回より二減、選挙区が三人当選で前回より三減、前々回と同数、合計一〇議席で前回より四減、前々回より二減となっている。民社党は、比例区が三人当選で過去六回より一減、選挙区が二人当選で過去三回と同数、合計五議席で過去三回より一議席減であった。

共産の健闘　野党各党が軒並み議席を減らすなかで、唯一議席増を果たしたのは共産党である。共産党は、比例区が五人当選で前回と同数、前々回より二増、選挙区が四人当選で前回より二増、前々回と同数、合計九議席で過去二回より二議席増であった。比例区の得票数も初めて五〇〇万票台を超え、過去最高の得票となった。

ミニ政党　前回参院への比例区導入にあたって話題をまいた「ミニ政党」は、比例区で前回一二、今回二一政党が名乗りをあげ、そのうち今回の選挙で議席を得たのは、税金党・サラリーマン新党・二院クラブの三党であり、各一議席ずつという結果であった。選挙区では、前回野末陳平を当選させた税金党が東京選挙区に今回も候補者をたてたが当選にはいたらず、ミニ政党からの当選者はなかった。無所属では、大阪選挙区で漫才の西川きよしが立候補し、一〇二万票という大量得票で注目された。

各党の選挙総括　八六年七月の衆参同日選挙についての各党の選挙総括としては、つぎのようなものがある。

(1) 自民党――本誌編集部「結党以来の大勝利」『月刊 自由民主』八六年八月号。
(2) 社会党――日本社会党中央執行委員会「衆・参同日選挙の中間総括」『社会新報』八六年八月五日付（「特集86選挙――分析と中間総括」『月刊社会党』八六年九月号に収録）。
(3) 公明党――「六一年 衆参同日選挙の結果分析」『公明新聞』八六年七月一一日付、一二日付（一部分は「特集 同日選結果と野党の対応」『公明』八六年九月号に収録）。
(4) 民社党――民社党第二二回中央委員会「衆・参同日選挙 総括」『週刊民社』八六年一〇月一〇日付。
(5) 共産党――日本共産党第四回中央委員会総会「幹部会報告」、「党務報告」、「決議」『第四回 中央委員会総会 決定集』（「決議」は『赤旗』八六年八月一日付にも掲載）。

3　中間地方選挙

知事選　八五年七月～八六年一二月のあいだに、知事選は、山形、徳島（以上八五年九月）、広島（一一月）、長崎（八六年二月）、京都、新潟（以上四月）、静岡（六月）、滋賀（七月）、香川（八月）、兵庫（一〇月）、沖縄（一一月）の一府一〇県

第 87 表 知事選の対決パターン

投票日	府県	当選者	推薦・支持政党		対立候補	投票率
			今回	前回		
85. 9.16	山形	現職4選	自・公・民・ク・社民	自・公・民・社民	共	61.63%
9.29	徳島	〃 再選	社・公・民	今回と同じ	無，共	73.40
11.17	広島	〃 再選	自・社・公・民	自・公・民	共	△38.94
86. 2.23	長崎	〃 再選	自・公・民	今回と同じ	共	61.66
4. 6	京都	前副知事	自・社・公・ク・社民	自・公・民・ク・社民	無(共)	47.53
4.20	新潟	現職4選	自民公認	今回と同じ	無(社)，無，共	71.21
6.22	静岡	前自民党代議士	自民公認(公)	自民公認	共，無	△53.11
7.20	滋賀	前副知事	自・社・公・民・ク・社民	自・社・公・民・共・ク・社民	無(共)	△47.29
8.31	香川	〃	自・社・公・民	社・民・共・社民	無	△30.81
10.26	兵庫	〃	自・社・公・民・社民	自・公・民・ク・社民	無(共)	△33.47
11.16	沖縄	現職3選	自・民	自・民・ク	諸(社大・社・公・共)	△74.11

〔備考〕 1) 「朝日新聞」85年12月28日付，86年12月27日付から作成。
2) 投票率の△は過去最低。

でおこなわれた。このうち、静岡では前自民党代議士が転身に成功し、京都、滋賀、香川、兵庫ではいずれも前副知事が初当選した。また、徳島、広島、長崎では、いずれも現職が再選され、沖縄は三選、山形と新潟は四選であった。

これを推薦・支持政党別でみると、自民党公認が新潟と静岡（公明党支持）であとはいずれも無所属だが、徳島を除いてはすべて自民党の推薦を受けている。その徳島にしても、自民党後藤田派と社・公・民の連携であって、革新が勝利したわけではない。また、社会党は、徳島、広島、京都、滋賀、香川、兵庫の六府県で推薦に名を連ねており、知事選での与党化は著しい。それにつれて、投票率も目立って低下しており、過去最低を記録したのは、広島、静岡、滋賀、香川、兵庫、沖縄の六県にのぼる。知事選での政党対決パターンは、第87表にみるとおりだが、これを含めて現在の四七知事を分類すれば、自民単独型九、保守・中道型一八、保革連合型一七（徳島を含む）、非自民型三（以上無所属）、自民党公認一〇になる（『朝日新聞』八六年一二月二七日付）。

市長選 八五年七月以降一年半の間に実施された市長選は、京都、神戸、横浜、福岡の四つの政令指定都市をふくむ二三八市であった。当選者の所属党派は無所属が圧倒的であり、党公認は自民党の九と社会大衆党の一（沖縄宜野湾市）の計一〇市である。

無所属のうち、推薦・支持をうけた候補者の連合パターンは第88表にみるとおりだが、いちばん多いのが、保守・中道型の七七であり、このうち、自・公・民の連合がすべてのパターンのなかでもっとも多い三二を占めている。いちばん少ないのは革新連合型であ

第 88 表　市長選における推薦・支持連合パターン

公認	自	9	10
	社大（社・公・共推薦）	1	
	無所属（推薦・支持なし）	68	
保守	自	11	13
	ク	1	
	自・ク	1	
保守・中道	自・公	15	77
	自・民	9	
	自・公・民	32	
	自・公・ク	2	
	自・民・ク	1	
	自・公・民・ク	7	
	自・公・民・社民	3	
	自・公・民・ク・社民	4	
	公・ク	1	
	ク・社民	1	
	公・民・ク	1	
	公・民・ク・社民	1	
中道	公	4	11
	民	3	
	公・民	3	
	公・社民	1	
中道・革新	社・公	3	11
	社・公・民	2	
	社・公・民・共	1	
	社・公・民・共・社民	1	
	社・公・共	2	
	社・公・共・社民	1	
	公・共	1	
革新	社	3	8
	共	1	
	社・共	3	
	社・共・社大	1	
保守・中道・革新	自・社	1	40
	自・社・公	3	
	自・社・公・民	22	
	自・社・公・ク	1	
	自・社・公・民・社民	2	
	自・社・公・民・ク・社民	3	
	自・社・民・ク	1	
	自・社・公・共	1	
	自・社・公・民・共	2	
	自・社・公・民・共・ク	1	
	自・社・公・民・共・ク・社民	1	
	自・公・民・共	1	
	社・公・民・共・ク	1	

〔備考〕「朝日新聞」より作成。新自クは，保守として扱っている。社大は社会大衆党の略。

り、社・共共闘は三（熊本県水俣市、東京都町田市、高知県高知市）にすぎない。なお、無投票当選は六四で、全体の約二七％を占めている。

区長選　八五年七月～八六年一二月の間、港区、中野区、葛飾区で区長選がおこなわれた。このうち、中野区は社・共・社民の連合で、前助役が初当選し、革新区政をひきついだ。

都議選　八五年六月二八日告示、七月七日投票で東京都議選がおこなわれ、自民五六、公明二九、共産一九、社会一一、新自ク六、民社二、無所属四の結果となった。詳細は、本年鑑第五六集（一九八六年版）に収録済みである。

3　日本社会党

1　概況

同日選での惨敗　社会党は、衆院選で前回当選者の一一二議席から二七減の八五議席にとどまり、山本政弘副委員長をはじめ、下平正一、横山利秋、富塚

三男など、有力議員を次々に落選させた。衆院八五議席という数字は、左右社会党の統一後、六九年に初めて三桁を割って九〇議席に転落して以来の最悪の数字である。得票数一四一万票も、統一後、六九年に次ぐ二番目の低水準であり、相対得票率一七・二三%、絶対得票率一二・〇五%はともに最低の記録である。他方、参院選の結果は、比例区の当選者が九人で過去二回と同数、選挙区は一一議席で前回より二席減、合計二〇議席となっている。比例区の得票は九八七万票で過去最高であり、相対・絶対得票率も前回を上回ったが、それも七七年水準を回復したにすぎない。この比例区での善戦にくらべて選挙区での不振は顕著であり、当選者数と相対得票率は統一後最低、絶対得票率は前回に次いで下から二番目というものであった。

結党四〇周年記念式典

八五年一一月二日、社会党は日比谷公会堂で結党四〇周年記念式典を開催し、党員など約二〇〇〇人が参加した。開会のあいさつで田辺書記長が党大会での「新宣言」採択に向けて党員の協力を訴えた後、映画「社会党四〇年のあゆみ」の上映など記念行事がおこなわれた。このあとの記念講演で、石橋委員長は「一〇万の党の達成」のための努力を各党員に訴え、連合政権については、「いつの場合でも他党との協力、連合の可能性を追求すべきだ」と述べ、場合によっては自民党の一部勢力と連合する可能性を示唆した（記念講演要旨は『社会新報』八五年一一月八日付参照）。

なお、この記念式典に先立って、前日の一一月一日夕、帝国ホテルで結党四〇周年記念パーティーが開かれ、中曽根自民、竹入公明、塚本民社、不破共産、河野新自ク、江田社民連の各党代表や黒川総評議長、坂田衆院議長、竹下蔵相、山口労相などが出席した。これは一枚三万円のパーティー券を売って催したもので、「約一万枚はさばけた」（『朝日新聞』八五年一一月二日付）という。

女性による反核国際フォーラム

八五年一〇月一～二日、社会党は結党四〇周年を記念して、東京・池之端文化センターで「女性による反核・軍縮、非核地帯設置のための国際フォーラム」を開催した。会場には、マーガレット・ウイルソン・ニュージーランド労働党議長など五人の海外ゲストと、関屋綾子東京YWCA会長など四人の国内ゲストを含めて一二〇人余が参加し、石橋委員長のあいさつ、土井副委員長の基調報告がなされた。会議では、社会党が提唱しているアジア・太平洋非核武装地帯構想をも含め、世界各地に非核地帯を広げていくことが確認され、八五年一一月の米ソ首脳会談が新しいデタントの幕開けとなるよう要請するなど八項目にわたる「東京アピール」が採択された。

「新宣言」採択に向けての動き

社会党の新しい綱領となる「日本社会党の新宣言——夢と知と力による創造」は、八六年一月二二日の第五〇回党大会続開大会で正式に採択され、それまでの綱領と綱領的文書とされていた「日本における社会主義への道」は歴史的文書とされた。

「新宣言」は八五年六月一一日の綱領等基本問題検討委員会の新宣言作業委員会で原案がまとめられ、六月一二日の三役会、一三日の中執委でそれぞれ検討に付されたのち、六月一七～一八日の全国書記長会議に提出された。その後、下部討議にかけるために、七月八日の大阪府を皮切りに八月三一日までの間、全国一九都道府県八

地方ブロックの計二七カ所で討論集会を開催し、一般の国民の声を聞くシンポジウムも仙台市など三カ所で開かれた。ここで出された意見をもとに、九月六日、中執委で中執案が決定され、九月一一日の第六四回中央委員会はこれをさらに下部討議にかけることを了承し、一二月一六～一八日の第五〇回定期全国大会を迎えた。しかし、左右両派の対立からこの大会で「新宣言」を決定することはできず、大会を休会として党内の調整をすすめた結果、反対派は「新宣言」を補足する「決議」の採択で妥協し、ようやく一月二二日の続開大会での採択にこぎつけたのであった。

党内各派の動向

社会党内派閥・各グループのうち、「新宣言」草案に反対の立場をとったのは、上原康助代議士らを代表とする平和戦略研究会、島田琢郎代表の新生研究会、太田派協会などであったが、最左派の社会主義協会（川口武彦代表）は強硬論と柔軟論に分かれる結果となった。また、左派のとりまとめ役をめざして調整に動いている北山政治経済研究所（北山愛郎所長）の有志も草案修正論の立場をとった。これにたいして、右派・中間派の連合体とみられる政権構想研究会（武藤山治代表）は、八五年七月二四日、「新宣言」草案を全面的に支援する冊子を作成するなど、執行部を後押しした。

「創る会」の結成

第五〇回党大会前日の一二月一五日、大原享社会党代議士会長（無派閥）が記者会見して、「執行部が新宣言案の補強、一部手直しをおこない、満場一致で採択すべきだ」と提言するなど、大会前後から無派閥、中間派、左派の「新宣言」案条件付き賛成と党内団結を訴える新グループ結成に向けての動きが始まった。この新グループは、当初衆参両院の国会議員一〇人から成り、代表は大原代議士のほか、多賀谷真稔社会主義理論センター所長（無派閥）、細谷治嘉代議士会副会長（勝間田派）であり、最左派の「協会」の一部を代表する形で山本政弘副委員長ら「現実路線派」（『朝日新聞』八五年一二月一六日付）もこれに同調する動きをみせた。続開大会が終了した八六年一月二二日午後、この新グループを母体に、大原代議士会長を代表として、「新しい社会党を創る会（仮称）」が結成されたことが明らかにされた。これには国会議員約三〇人が参加し、大会代議員クラスでは全体の約一八％にあたる約九〇人が加わったとされている。このなかには、「協会」内で柔軟な姿勢を打ち出している山本副委員長のグループや北海道・東北六県グループも含まれており、「協会」分裂の様相が強まった。

なお、同会は、八月三一日～九月一日、熱海市で第一回の研修会を開いたが、これには国会議員五人、地方活動家四〇人が参加した。

「協会」内の動き

「新宣言」採択をめぐって、「社会主義協会」内部では、山本副委員長らと協会本部・上野建一代議士・社青同グループとの間で明確な一線が画されるようになり、新潟・北海道・青森など地方組織でも協会離脱の動きが生じた。しかし、八六年二月九日、神奈川県湯河原町で開かれた「協会」の第一九回総会では、決定的な対立は回避され、「新宣言」についても直接見直しをもとめるのではなく、具体的な政策問題で党の出方を見守り、それぞれについて「協会」としての対応を検討していくことになった。この総会には「協会」派の衆参両院議員八人のうち「路線堅持派」の高沢寅男副書記長と上野建一代議士だけが

出席し、「現実路線派」の指導部は欠席した。また、この総会を機に山本政弘副委員長は協会内の政治運動研究部会代表を辞任した。

委員長選挙

この間、社会党の委員長選挙は二回おこなわれた。一回目は、八五年一一月一八日におこなわれたもので、委員長立候補者は現職の石橋委員長以外に届け出がなく、石橋委員長が無投票で当選した。二回目は、八六年九月四～五日に投票がおこなわれたもので、この時の委員長選への動きは、七月の衆参同日選挙直後から始まった。

第 89 表 社会党委員長選挙の都道府県別確定得票

カッコ内は得票率（社会党本部発表）

	党員数	上田	土井	投票率(%)
北海道	6,633	1,239 (22.2)	4,349 (77.8)	86.13
青森	1,096	151 (15.8)	805 (84.2)	88.85
岩手	1,931	289 (17.0)	1,408 (83.0)	89.38
宮城	1,647	249 (19.0)	1,061 (81.0)	81.00
秋田	1,492	298 (23.3)	981 (76.7)	88.61
山形	1,284	180 (17.4)	852 (82.6)	81.70
福島	2,147	317 (16.3)	1,627 (83.7)	94.18
茨城	1,206	198 (18.9)	847 (81.1)	88.72
栃木	1,276	137 (15.2)	766 (84.8)	72.57
群馬	1,996	174 (11.4)	1,350 (88.6)	77.00
埼玉	1,572	226 (17.5)	1,067 (82.5)	84.92
千葉	1,463	210 (19.3)	879 (80.7)	77.99
東京	6,861	1,193 (23.9)	3,807 (76.1)	85.15
神奈川	4,085	473 (13.3)	3,073 (86.7)	88.25
新潟	4,058	669 (20.1)	2,662 (79.9)	84.45
富山	1,006	255 (35.7)	459 (64.3)	75.55
石川	941	174 (21.1)	649 (78.9)	88.20
福井	695	162 (26.8)	443 (73.2)	89.06
山梨	1,009	84 (10 1)	746 (89.9)	83.55
長野	2,517	451 (20.6)	1,743 (79.4)	88.68
岐阜	850	139 (20.3)	547 (79.7)	84.71
静岡	1,817	208 (14.4)	1,237 (85.6)	81.07
愛知	2,076	256 (13.8)	1,604 (86.2)	90.85
三重	1,315	139 (11.7)	1,052 (88.3)	91.71
滋賀	298	50 (19.0)	213 (81.0)	91.95
京都	1,476	138 (11.1)	1,105 (88.9)	86.99
大阪	6,349	517 (9.4)	4,959 (90.6)	87.82
兵庫	2,760	117 (4.8)	2,335 (95.2)	91.67
奈良	495	24 (5.5)	412 (94.5)	89.90
和歌山	417	39 (10.7)	325 (89.3)	87.77
鳥取	722	81 (14.8)	465 (85.2)	77.15
島根	1,306	226 (21.4)	828 (78.6)	83.23
岡山	1,910	195 (13.6)	1,244 (86.4)	75.34
広島	2,208	303 (23.1)	1,009 (76.9)	61.64
山口	1,014	144 (19.8)	584 (80.2)	73.08
徳島	708	137 (24.4)	425 (75.6)	80.65
香川	930	69 (8.2)	769 (91.8)	91.83
愛媛	709	131 (21.0)	492 (79.0)	91.11
高知	937	140 (20.6)	540 (79.4)	94.81
福岡	4,600	476 (12.0)	3,480 (88.0)	87.63
佐賀	624	70 (12.9)	473 (87.1)	91.03
長崎	1,078	124 (14.3)	744 (85.7)	83.77
熊本	1,608	377 (30.8)	847 (69.2)	77.43
大分	1,153	158 (16.5)	797 (83.5)	83.69
宮崎	1,215	133 (12.2)	956 (87.8)	90.21
鹿児島	1,641	193 (14.4)	1,151 (85.6)	83.00
沖縄	730	35 (6.5)	502 (93.5)	74.25
計	85,861	11,748 (16.7)	58,670 (83.3)	84.74

〔備考〕「朝日新聞」1986年9月6日付夕刊，9月7日付より作成。
党員数は党本部発表。

八六年七月七日、同日選惨敗について石橋委員長は「私自身は個人的に重大な決意をしていることは間違いない」と述べ、委員長辞任の意向を示唆し、七月二五日に党再生のために開いた「第一回国民懇談会」で「そろそろ格好のつく人とかわってもいいのではないか」と述べ、公に辞意を表明した。七月二八日の臨時中執委は、衆参同日選敗北の責任を明らかにするため、石橋委員長以下執行部総辞職の方針を決定し、翌二九日、企画会議は、委員長選挙の実施要綱を決定した。八月五日、『社会新報』は委員長選挙の日程を掲載

して告示手続きをとり、立候補は八月一一日に締め切られたが届け出はなく、二五日に改めて立候補をうけつけるなど選挙日程は延期された。

その後、三役に調整がゆだねられるなかで八月一八日、上田哲衆院議員が立候補を表明し、翌一九日、これに対抗して土井たか子副委員長の擁立に全力をあげることが、田辺書記長と山本副委員長の間で合意され、二〇日の三役会議で、「全党的に支持が得られる人物」として土井副委員長への立候補要請が正式に決定された。「敗北の責任を負うべき三役の一人だ」としてそれまで態度を明確にするのを避けてきた土井副委員長も、八月二三日、記者会見して委員長選出馬を正式に表明し、八月二五日の受けつけには、上田、土井両氏が立候補を届け出た。

九月四～五日の投票を経て、九月六日に開票された結果、第89表にみるとおり、土井たか子五万八六七〇票（八三・三%）、上田哲一万一七四八票（一六・七%）で土井副委員長が圧勝した。土井副委員長は、委員長選挙当選後に第一声で「やるしかない、という心境だ」と述べ、九月八日の第五一回臨時党大会で、正式に第一〇代社会党委員長に就任した。

石橋・ゴルバチョフ会談　八五年九月一四日からソ連を訪れていた石橋委員長らの訪ソ代表団は、九月一六日、クレムリンでゴルバチョフ書記長らのソ連共産党代表団と会談した。会談は四時間余りに及び、米ソ首脳会談を中心とする国際情勢、アジア問題、日ソ両国関係全般にわたり、とくに、①宇宙の軍事化にアジア諸国がまきこまれることを回避すること、②アジアでの核不拡散、③既存の軍事ブロック解体を特徴とする全アジア安保会議構想の骨格とそれを実現するある程度の道筋、などが初めてゴルバチョフ書記長から示された。

この会談後の九月二〇日、「共同声明」が発表されたが、これには核にたいする米ソ両国の責任やSS20の文字などが明記され、注目された。

都知事選をめぐる動き　八六年一〇月四～五日の社会党東京都本部第五二回定期大会は、翌八七年春の都知事選では過去六回つづけてきた社共共闘を破棄して独自候補を擁立する運動方針を正式に決定した。その後、社民連常任顧問の田英夫参院議員や社会党の上田哲代議士などの名前もあがったが、独自候補擁立に向けての候補者選定は難航した。他方、都本部の今正一・元書記長らで構成する「東京八七研究会」は三選出馬予定の鈴木知事への支持を表明した。このため、一一月一三日、都本部は今正一・松木岩雄・伊達良則の同会幹部三人を除名し、これは一二月一〇日の第五回中央本部統制委員会で承認された。

2　組織・機関紙・財政

党員数　社会党の党員数は、八六年四月末には七万三三三二人だったがその後増加し、八六年六月一六日、岩垂広報局長が記者会見で明らかにしたところによると、八万六四三七人となった（『朝日新聞』八六年六月一七日付）。これは、参院比例区の名簿登載者をかかえる各単産が党員拡大に努めた結果とみられる。

この党員数は、現行のきっちりとした名簿管理導入後としては最高の水準にあたる。女性党員の比率も、八五年末の八％から、六月一〇日現在で一〇％に増加した。その後党員数は若干減少し、八六年九月末現在で八万五八二三人、うち女性党員は一一％を占める九四四〇人と報道されている（『朝日新聞』八六年一〇月二四日付）。

また、社会党は土井新委員長就任後、「おたかさんブーム」に便乗してテレフォンカードを売り出すなど、それまでにないとりくみを進めてきたが、八六年一〇月二三日の中執委では、女性の関心の高まりに焦点をあてた「女性緊急党拡運動」の方針を決定し、月額五〇〇円の女性党員制度や女性だけの総支部を設けるなど、女性が入党しやすい条件を整えることになった。

機関紙　社会党の中央機関紙『社会新報』の発行部数は、八四年度の収支報告からすれば三三万六三〇〇部、大会での方針と考えあわせて、およそ三四万部と推定されていた。ところが、八七年一月の第五二回定期全国大会に提出された「日刊化推進委員会報告」によれば、「八三年二月」に、読者数が「過去最高の三三万五千部に達し」、八六年には「全国すべての都道府県本部で減部し、全国で約一万五千部を減らし」、「過去最高時（一九八三年二月）にくらべると約五万部の減部」だとされている。この報告によれば、機関紙部数実勢は、これまでの推定よりかなり低いものだったということになり、八六年段階の部数も三〇万部を割って、約二八万五〇〇〇部だと推定される。ただし、政治資金報告による『社会新報』からの収入を年間購読料七二〇〇円で割った数は、三三万六〇〇〇部となり、この数よりもかなり多くなっている。

なお、八六年五月一五日、社会党中執委は『社会新報』のワシントン支局を六月一日から開設することを決定した。これまでも、モスクワ・パリ・ローマなど五カ所に海外通信員（委託）がいたが、海外支局の開設はこれが初めてである。

定期刊行物　社会党が発行している定期刊行物は、つぎのとおりである。

①中央機関紙『社会新報』（週二回刊、八ページ建）一カ月六〇〇円
②中央理論誌『月刊社会党』A5判　一部五〇〇円
③社会主義理論センター編『現代社会主義研究』（月刊、B5判）一部二七〇円
④政策審議会『政策資料』（月刊、B5判）一部三〇〇円
⑤農漁民局編『農業農民』（月刊、B5判）一部三〇〇円
⑥地方政治局編『地方政治』（月刊、A5判）一部五〇〇円
⑦中小企業局編『中小企業』（月刊）一部四〇〇円
⑧『社会新報壁新聞』（月二回刊）一カ月五〇円
⑨『社会新報写真ニュース』（月二回）一カ月二〇〇円
⑩『社会新報点字版』（年四回）一部一五〇円
⑪『国民政治年鑑』（年刊、B5判）一部一万四〇〇〇円
⑫『国民自治年鑑』（年刊、B5判）一部一万三〇〇〇円
⑬『プレスサービスニュース』一年四万円
⑭『ジャパン・ソーシャリスト・レヴュー』（英文・月刊）一年二万五二〇〇円

財　政　社会党が自治省に提出した八五年度分の収支報告（『官報』号外八六年九月三日付）によれば、同年中の社会党の収入は六六億四九〇〇万五九八円で三億二五六七万円の増であった。なお、前年からの繰り越しが六億三九三四万四〇八一円あり、収入総額七二億八八三四万四六七九円である。

収入の内訳では、機関紙『社会新報』関係が二四億二〇九八万円

（本年度収入の三六・四％）で前年より四三万円の微減であった。『月刊社会党』が二億一五二万円（三・〇％）で一二八万円の減、その他の出版物や宣伝物資の販売・物資あっせん・資料領布会などをあわせて六億九六二万円（九・二％）で二億五五六一万円の増となっている。このうちいちばん多い費目は前年から登場した「レセプション会費」からの収入で、三億八八二万円にのぼっている。『社会新報』による収入に次いで多いのが個人の党費・会費収入で二二億八八二八万円（三四・四％）。前年より二億五二四四万円の増であった。この納入人員は七万二八三八人で、前年より五四五二人増えている。寄付は、団体分としては、例年どおり総評からの一億円のほか、全電通（八八万円）・全逓（八一万四〇〇〇円）など六労組からのものがあり、政治団体分としては、税理士政治連盟の一〇〇万円以外すべて府県本部からのものであった。個人・団体・政治団体からの寄付総額は、一億八六〇四万円で、前年より五四五九万円増加した。

一方、支出面では、八五年中の支出総額は六二億一七九七万一二一円であった。その内訳は、例年どおり、各都道府県本部などへの寄附・交付金がもっとも多く二五億四〇二八万円（支出総額の四〇・九％）、前年とくらべて二億九六七万円の増であった。これに次いで多いのが機関紙誌の発行事業費で二三億五二〇九万円（三七・八％）、次いで人件費五億七五七七万円（九・三％）、組織活動費一億五六〇六万円（二・五％）、その他の事業費一億二七九二万円（二・一％）となっている。

3　大会・中央委員会

(1)　中央委員会

第六四中央委　八五年九月一一日、第六四回中央委員会が党本部で開かれ、石橋委員長のあいさつと田辺書記長の「党務報告」のあと田辺書記長と森永企画調査局長が「新宣言案」を説明し、討論に入った。このなかでは、①防衛費対ＧＮＰ比一％枠撤廃、靖国神社公式参拝、国家秘密法にたいする三位一体の院内外闘争、②国鉄・地方行革・教育臨調にたいする闘争、③予算要求・生活闘争を重点に、中曽根内閣を打倒する運動に全力をあげることが意思統一された。あわせて、一〇万の党員を目標に最高の党勢のもとで結党四〇周年記念日を迎えることをめざして拡大運動を進めるとともに、解散・総選挙や八六年の参院選に備えた選挙闘争態勢を確立することを確認した。また、一二月に予定されている第五〇回大会での採択に向け、「新宣言」中執原案と「中期社会経済政策（重点課題）」政策審議会第一次草案を、それぞれ下部討議に付すことを承認した。

中央委員会で初めにあいさつにたった石橋委員長は、「中曽根内閣打倒」の姿勢を明確に打ち出し、一％枠問題では、「ひとまず先送りされたとはいえ中曽根首相が一％枠突破の野望を捨てたとは思えない」として、今後「一％突破の予算案が提出されたときには、

いかなる手段を講じてでも、必ず国民に信を問うよう迫って闘う」と強調した。また、党勢力の拡大や「新宣言」の採択などを訴え、第五〇回大会までの三カ月を「ニュー社会党づくりの第二段階に入れるか、またもや振り出しにもどるかの分かれ道」として、重大な決意をもって臨むことを明らかにした。

「新宣言」中執原案をめぐって、賛否両論がたたかわされた討論（討論の要旨は『社会新報』八五年九月一七日付参照）の後、千葉・福岡・熊本など七県、八人の委員から「新宣言」については綱領として位置づけることはせず、「当面する重要課題の指針となる行動綱領的な『政治宣言（仮）』として次期大会に提出すべき」との決議案が提出されたが、「中央委での（新宣言）の性格変更は権限を超える」との答弁をうけて取り下げられ、中執原案を下部討議に付すことが満場一致で承認された。

(2) 第五〇回定期全国大会

委員長あいさつ　社会党第五〇回定期全国大会は、八五年一二月一六～一八日、東京の九段会館で開催され、代議員総数四九四人（ほかに審議権のみ二人）中、三六七人（一二月一六日午前一〇時二〇分現在）が出席した。大会冒頭、あいさつに立った石橋委員長は、「残念ながら『ニュー社会党の頂上はまだ見えません』と、答えるしかない」と述べ、都議選での敗北など、「事態は非常に深刻であり、いまだに長期低落傾向に歯どめがかかっていないこと」を認めた。そして、「本大会の選択が、掛け値なしに日本社会党の運命を決めることになる」として、「結集」と「政権への執念」の二つを強調した。前者については、「場合によっては保守勢力との間においてすら結集は必要」との見解を示し、後者についても、「あれは駄目、こんなケースは許されないといったふうに、自ら連立・連合の選択の幅を狭め、政権奪取の意欲が疑われるようなことがあるとすれば、それは、政党として決して正常とはいえない」と述べ、自民党の一部との共闘や保守をも含む幅広い連合の路線を考えていることを表明した。また、「新宣言」については、「果てしない議論のむし返しは、一時的休戦でもよいからしばらくやめてもらえないか」として論争の停止を要請しつつ、「いくら間違っているとか右傾化はけしからんと批判してみたところで、事態は何も変わらない」と、反対論に反論し、「〝結集〟のシンボルとして」今大会での採択を訴えた。

大会経過　大会では、委員長あいさつに先立って、勝間田衆院副議長、黒川総評議長ら来賓のあいさつをうけ、委員長あいさつの後もこれはつづけられ、藁科中立労連議長、河合新産別委員長など計一五人が来賓としてあいさつした。その後、田辺書記長による一般党務報告、島上統制委員長による中央統制委員会報告、藤田財務委員長による八五年度中央本部一般会計および機関紙会計等各特別会計中間収支報告、児玉会計監査による同監査報告がつづいた。このなかで田辺書記長は、新宣言案について、「七七年以来の党改革論争に終止符をうつために、いわば、全党の英知を結集した最大公約数的性格をもつ」として、「この四〇周年の記念すべき大会で、満場一致採択」するよう「強く要請」した。質疑の後、田辺書記長が、八六年度運動方針案および「日本社会党の新宣言」案を提案し、第一日目の議事を終了した。

第二日目は、①運動方針、②組織・財政・機関紙、③政策の三小

委員会に分かれて議案審議がおこなわれた。運動方針小委員会には、①運動方針第一部（党建設のうち党勢拡大、機関紙活動の中期展望を除く）、②同第二部のうち国民運動、国民生活活動、国際活動、③日本社会党の新宣言（案）、④選挙対策方針にかんする件が付託され、「新宣言」（案）については後に回して調整をはかることとし、それ以外は、満場一致で採択された。組織・財政・機関紙小委員会には、①運動方針案第一部のうち党勢拡大、機関紙活動の中期展望、②運動方針案第二部のうち組織活動、労働運動、農漁民運動、機関紙活動、中小企業活動、青年対策、婦人運動、宣伝・広報・市民相談活動、③八六年度財政方針および中央本部一般会計予算(案)、④『社会新報』日刊化推進委員会報告が付託され、延べ四一人が発言した後、全議案が満場一致で採択された。政策小委員会には、①運動方針案第二部のうち政策活動、自治体改革活動、教育文化活動、②日本社会党中期社会経済政策（案）が付託され、二一人の発言の後、いずれも満場一致で可決された。

第三日目は、一〇時から本会議が開かれ、役員改選についての定数の承認、組織・財政・機関紙および政策の両小委員会報告の承認の後、「国鉄の全国ネットワークを堅持し国民の足を守る決議」など七つの決議を採択した。この間、「新宣言」採択をめぐり舞台裏での調整がつづけられたが不調に終わり、「新宣言」については続開大会で処理することとして、「新宣言」部分を除く運動方針小委員長報告を満場一致で承認、議長によって休会が宣言された。

「新宣言」（案）の審議

「新宣言」（案）は、大会第二日目、運動方針小委員会で審議に付された。ここでは二五人が発言し、北海道・東北六県の書記長が補強意見書を提出、社会主義協会の上野建一代議士や福岡など二〇県本部の有志と社青同の代議員一〇〇人連名の修正案も提出された。この修正案は「新宣言」（案）の骨格部分についてほぼ全面的に削除・修正を求める内容であり、執行部側にとっては「とうてい受けいれられない」（『朝日新聞』八五年一二月一七日付夕刊）ものであった。質疑打ち切りの後、執行部と修正案提出者および補強意見書提出者の代表との協議がおこなわれ、執行部は原案の一部修正と書記長見解で合意するよう求めたが、修正案提出者との調整は不調に終わった。その後、小委員会で田辺書記長は原案修正を提案するとともに二点の見解を表明し、修正案を賛成五〇、反対九四で否決、執行部提案を賛成九三、反対五四で可決した（出席代議員一五六人）。大会第三日目、本会議開会に先立って開かれた大会運営委での「新宣言」の扱いについての討議に際して、再び見解が対立し、円満な解決を求める意見も多く出されたため、運営委員長が動議を預かり、議長団とも協議することとし、これを後回しにして議事を進めることが確認された。本会議審議と並行して、議長団と正副運営委員長の協議、全国都道府県委員長会議、執行部代表と修正案提案者代表との協議、各県の代議員団協議などが相次いでもたれたが、意見の対立は解消せず、議長団と正副運営委員長の再度の協議の結果、「本会議で『新宣言』部分を除く運動方針小委員長報告を処理し、『新宣言』と役員改選については継続討議とし、続開大会で満場一致処理するよう努力する」ことで一致し、大会運営委員会もこれを承認した。こうして、「新宣言」（案）をめぐる審議とその採択は、続開大会にもちこされることになった。

続開大会までの折衝

八五年一二月二四日、大会議長団五人が「続開大会成功のために訴える」と題するアピールを発表したのにつづいて、八六年一月一六日、党本部で都道府県本部委員長会議が招集され、「新宣言」が満場一致・円満に決定されるよう「全力で対処する」などの座長集約を確認し、執行部側・修正案提出側双方とも話し合いの意向を表明した。一月二〇～二一日、議長団の仲介で党本部で開かれた田辺書記長ら執行部と竹村俊夫代議員（福岡）ら修正提案者代表との協議の結果、議長団の発議による「決議」をあわせて採択することとなり、二一日には案文についての合意がなった。これをうけて、大会運営委が再開され、①新宣言については文言の修正はおこなわない、②修正の主張にも配慮して議長団の発議による「大会決議」をおこなう、③両者をあわせて満場一致とするなどの志苫大会運営委員長の提案が了承され、続開大会再開の運びとなった。

続開大会

八六年一月二二日、第五〇回定期全国大会の続開大会は、東京・一ッ橋の日本教育会館で開催された。一〇時一五分から開かれた本会議では、森下運動方針小委員長が一二月の大会で留保した「新宣言」関連部分の報告をおこない、これを満場一致で承認し、「新宣言」を採択した。つづいて安井議長が、「歴史と伝統をふまえ」、「安易な保革連合はとらない」、「党各機関で調査、研究、検討」した「成果」を「新宣言に反映させ」、「運動を重視する」など、五項目にわたる「新宣言にかんする決議」を提案し、満場一致で採択された。この「新宣言」の採択によって、社会党の現綱領と綱領的文書「日本における社会主義への道」は、歴史的文書としてお蔵入りとなり、社会党は西欧型社会民主主義的路線に転換した。また、同時に、長年にわたった党内の路線論争もこれによって一応の終止符がうたれる形になったが、「決議」第三項は「新宣言」の見直しにも道を開いており、論争の火種が完全に消滅したわけではない。

社会党の「新宣言」採択について、八六年一月二三日、自民党全国幹事長会議であいさつにたった中曽根首相（総裁）は、「国家の安定、合意形成について好ましいものであり、歓迎する」と、これを評価した。他方、一月二五日、共産党全国都道府県委員長・書記長会議であいさつした宮本議長は、「社会党は決定的な民社党化への道を歩み始めた」と強く批判した。

【新宣言に関する決議（全文）】

一、日本社会党は、その貴重な歴史と伝統をふまえて未来を先取し広範な勤労者・国民大衆の熱望にこたえ、平和と民主主義、社会主義の発展と新たな時代の創造にむかって決起する。

二、われわれのめざす政権は、自民党にとってかわる社会党の政権であるが、同時にわれわれは、わが党を中心とする連合政権の樹立に全力をつくす。したがって、安易な保革連合はとらない。

三、今後、内外情勢の変動やわが党をめぐる主体的・客観的情勢の変化が予想されるので、時代に的確に対応しうるように党各機関で調査、研究、検討し、その成果を今後新宣言に反映させていく。

四、社会主義は、理念、運動、政策を含むものであるが、ことに運動を重視することは当然である。

五、新宣言の決定にいたる過程では、さまざまな論議がかわされた。これらはいずれも強い愛党の精神に立脚し、党の限りない飛躍と発展をこい願い、日本の未来を憂うる熱情からでたものである。

新宣言の決定を契機に、全党員は、決意を新たに一丸となって団結し、強く大きく結集して前進するものである。

右決議する。

役員　続開大会での役員改選も、本会議を休憩して調整した結果、全ポストが無競争となり、一括して承認されたことで二期目の石橋執行部が発足した。社会党第五〇回続開大会で選出された役員はつぎのとおりである。主要ポストは留任が目立ち、大きな変化はない。派閥関係では、ポスト獲得に積極的に動いた政構研の進出の反面、勝間田派は半減した。

▽委員長・石橋正嗣（勝間田派）＝留任、▽副委員長・山本政弘（協会）、土井たか子（無派閥）＝以上留任、武藤山治（政構研）、小野明（無派閥）＝以上新、▽書記長・田辺誠（政構研）＝留任、▽副書記長・曽我祐次（社研）、高沢寅男（協会）＝以上留任、▽総務局長・村山喜一（勝間田派）、▽組織局長・笠原昭男（社研）＝以上留任、▽労働局長・大木正吾（政構研）＝新、▽農漁民局長・山口太郎（社研）＝留任、▽中小企業局長・上坂昇（新生研）＝新、▽自治体局長・佐藤敬治（新生研）＝留任、▽青少年局長・渋沢利久（政構研）＝新、▽婦人局長・山下正子（無派閥）＝留任、▽国民運動局長・深田肇（社研）、▽広報局長・岩垂寿喜男（無派閥）、▽教育文化局長・粕谷照美（政構研）、▽国際局長・館林千里（勝間田派）＝以上新、▽機関紙局長・大塚俊雄（協会）＝留任、▽国民生活局長・小川国彦（政構研）＝新、▽企画調査局長・森永栄悦（政構研）＝留任、▽政策審議会長・嶋崎譲（新生研）、▽政策担当中執・船橋成幸（政構研）＝以上留任、五十嵐広三（無派閥）、日野市朗（政構研）、福間知之（政構研）＝以上新、▽財務委員長・藤田高敏（社研）＝留任、▽選挙対策委員長・大森昭（政構研）＝新、▽国会対策委員長・山口鶴男（政構研）＝留任。

(3)　第五一回臨時全国大会

大会経過　社会党第五一回臨時全国大会は、八六年九月八日、日本教育会館で開催された。「新しい出発——新宣言のもと行動の党へ」をスローガンとしたこの大会は、「土井新体制」の発足を主要な課題とした。開会にあたって、在任三年で退陣する石橋委員長があいさつした後、田辺書記長が党務報告をおこない、ひきつづいて衆参同日選挙中間総括案が報告された。これらについては代議員七人が発言し、田辺書記長の答弁をうけて党務報告を承認、選挙総括案は次期大会まで継続討議とした。役員選出では、全党員投票の委員長選挙で上田哲・元教宣局長を大差で破った土井たか子新委員長就任を承認した。このほかの新執行部人事については、①力強く、清新、若返り、②挙党体制、③女性登用——という土井新委員長の意向をうけて前三役メンバーが調整を進めた結果、各ポストの候補一本化がなり、満場一致承認された。なお、大会では、「大会宣言」と「真の『国民の国鉄』をめざし、国鉄解体攻撃に反対する決議などの三つの決議」が採択された。

石橋委員長の退任あいさつ

大会冒頭、あいさつにたった石橋委員長は、同日選挙総括について、①われわれの側に同日選阻止の戦略がなかったこと、②自民党の「争点かくし」を封ずることができなかったこと、③党の基礎体力、主体的な力量の弱さ、などの反省を示し、「ニュー社会党」には依然として多くの人々の期待がよせられていること、頭を切り換え、実践を通じてニュー社会党員にならなければならないことを強調した。そして、「党の再建がなるかどうかは、今や単に日本社会党だけの問題ではなく、日本の運命にかかわる重大事といっても決して過言ではない」として、「土井新委員長のもと、全党一丸となって国民に信頼され、頼りにされる政党となるべく、お互いに全力をつくそうではありませんか」とよびかけた。

土井新委員長の就任あいさつ

役員選出の後、新執行部を代表してあいさつに立った土井新委員長は、いよいよ「新宣言」を実行にうつさなければならないこと、同日選以来党内外にあふれた批判と反省をうけとめ、これに具体的にこたえなければならないことを強調しつつ、「情熱を行動に転ずること、党内にとどまらずひろく国民の判断力を求めること」を訴えた。また、国会活動については、「対決すべきはしっかりと対決し、生活にかかわる法案には具体的な対案を用意して、メリハリのきいたわかりやすい国会活動で国民の期待に応えねばならない」と述べ、党改革推進委員会と国民審議会の二つの構想によって、「真に市民が参加する政党」を実現することを提起した。そして、最後に、「『動かざる初心、たしかな目と耳、やわらかなステップ』。皆さん、がんばりましょう。私は全力を尽くします」と述べて、あいさつをしめくくった。

役　員

第五一回臨時党大会で選出された土井新体制は、専従中執九人のうち四人を更迭し、若手を抜てきするなど若返りを図り、女性中執をこれまでの三人から五人に増やすなど女性の登用も目立った。派閥関係はほぼ従来のバランスを踏襲したが、最左派の社会主義協会がゼロになり、協会から分かれた「新しい社会党を創る会」（創る会）から三人が中執入りした。九月八日選出された新執行部の役員はつぎのとおり。留任以外はすべて新任。

▽委員長・土井たか子（無派閥）、▽副委員長・岡田利春（政構研）、小野明（無派閥）＝留任、山本政弘（創る会）＝留任、金子みつ（新生研）、▽書記長・山口鶴男（政構研）、▽副書記長・久保亘（政構研）、山花貞夫（創る会）、▽総務局長・岩垂寿喜男（無派閥）、▽組織局長・笠原昭男（社研）＝留任、▽労働局長・大木正吾（政構研）＝留任、▽農漁民局長・野坂浩賢（新生研）、▽中小企業局長・上坂昇（新生研）＝留任、▽自治体局長・佐藤三吾（無派閥）、▽青少年局長・浜西鉄雄（政構研）、▽婦人局長・久保田真苗（無派閥）、▽国民運動局長・深田肇（社研）＝留任、▽広報局長・渋沢利久（政構研）、▽教育文化局長・粕谷照美（政構研）＝留任、▽国際局長・館林千里（旧勝間田派）、▽機関紙局長・大塚俊雄（創る会）＝留任、▽国民生活局長・小川国彦（政構研）、▽企画調査局長・船橋成幸（政構研）、▽政策審議会長・伊藤茂（旧勝間田派）、▽政策担当中執・五十嵐広三（無派閥）＝留任、福間知之（政構研）＝留任、松前仰（政構研）、糸久八重子（政構研）、▽財務委員長・広瀬秀吉（社研）、▽選挙対策委員長・佐藤観樹（政構研）、▽国会対策委員長・大出俊（政構研）。

4　政策・方針

八六年度運動方針

第五〇回定期大会で採択された運動方針は、「結集　強く、大きく　中曽根内閣打倒・選挙勝利で連合政権と党躍進の展望を切りひらこう」との副題を持ち、第一部基本方針、第二部各局活動方針の二つの部分からなっている。このうち、第一部は、一、はじめに、二、内外情勢、三、八六年度の運動の目標、四、党建設、五、むすび、という構成となっている。八六年度の運動の基調は「反中曽根包囲網をつくろう」であり、運動の目標としては、①大幅減税実現、大衆増税反対、生活に密着し、地域から運動をおこそう、②中曽根首相の「総決算」路

線を阻止し、人権・民主主義をひろげよう、③情報化・高齢化・高学歴化に対応し、社会の新たな革新・改革をすすめよう、④軍事費の対GNP比一%枠突破を阻止し、朝鮮半島の緊張緩和、反核・軍縮の運動をすすめよう、の五つが掲げられ、八六選挙の五つの争点として、①軍事大国ではなく軍縮・平和の文化立国を、②歯止めのない防衛費増大を許さない、③生活重視の内需拡大で経済摩擦の解消、④ふれあいとゆとりの地域社会をつくる、⑤情報化社会での高度の民主化と人間回復、があげられている。

この運動方針の最大の特徴は、保守勢力との一部とも連合する可能性を明示した点にある。運動方針は、「階層、党派を超えた幅広い『反中曽根』の包囲網によって、まず、この内閣を打倒し、政局転換の糸口を切り開くこと」が「最大の政治課題」であるとして、「大胆な連合の発想に立った幅広い戦線の拡大」や「反中曽根のいっさいの政治勢力と手を結び」、「反中曽根大連合の形成」をはかることを打ち出し、さらには、「保守勢力にもあえてクサビを打ち込むなど、大胆かつ柔軟な戦術を行使」しなければならないと強調している。

中期社会経済政策各論（重点課題）の策定

社会党は第四九回大会において、中期社会経済政策（総論）にかんする中間報告を決定したが、これにひきつづいて、各論（重点課題）のとりまとめ作業が進められた。この作業は、八五年八月二五日から政策審議会幹部や学者らによって開始され、これにもとづいて九月五日、政策審議会（島崎譲会長）が草案をまとめて中央執行委員会に報告、了承され、九月一一日の中央委員会でも承認された。

この各論では、大型間接税反対の立場に立ち、年金財源として所得型付加価値税方式による「福祉目的税」を提案した。当初案では「消費税（間接税）を含む」としていたが、一般消費税に党として反対しており、削除を求める意見が多かったため、この部分は削除された。原子力発電問題については、「容認できない」と反対の立場を明示し、他のエネルギーによる供給計画を提示している。

中期社会経済政策の決定

八五年一二月の第五〇回大会は、「日本社会党中期社会経済政策」を決定した。これは、前大会で決定された総論にかんする中間報告をふまえ、この「〈総論〉完全就業と人権・福祉の二一世紀をめざして」に必要な修正を加えて第一篇とし、あらたに策定された各論にあたる第二篇「〈重点課題〉社会的成長をめざして——人間復権のために」を追加したものである。その対象とする期間は、一九八〇年代なかばから約一〇年間であり、経済政策ではなくて社会経済政策と称されたのは、①高齢化など社会構造の変化が経済構造全般に決定的な影響を与える、②どのような質の社会を展望するか、によって経済のあり方が変わらざるをえない、③経済活動の中で、社会連帯部門と名づけられた社会的集団の比重が増大するなど、社会と経済の相互の連関を政策の基軸にすえなければならないという理由による。このような中期政策が策定されたのは、第一に、今日の新しい経済的・社会的条件に積極的かつ現実的に対応する必要性が生じたためであると同時に、第二に、「八〇年代路線」「社会主義の構想」「新宣言」の決定など、八〇年代における路線上の新展開を政策的に具体化するためでもあった。なお、政策の全文は『社会新報』八五年一二月一六日付号外に掲載されている。

【中期社会経済政策（目次）】

〈第一編・総論〉　完全就業と人権・福祉の二一世紀をめざして
はじめに
第一部　中期社会経済政策の目標と手段
第一章　世界に貢献する日本
第二章　社会的成長の実現―くらしを変える
第二部　中期社会経済政策の三つの基本手法
第一章　なぜ社会経済政策か
第二章　中期社会経済政策における三つの手法
第三部　中期政策を具体化するための諸条件
第一章　地球的および国際的条件
第二章　国内の諸条件
〈第二編・重点課題〉　社会的成長をめざして――人間復権のために
第一部　福祉社会の創造
第一章　転機迎える世界経済と日本の役割
第二章　産業構造の変化と新たな産業政策
第三章　完全就業と人間的労働の実現―雇用・労働政策の方向
第四章　福祉・人権社会の創造
第五章　分権・自治による社会資本の整備と地域政策の推進
第六章　税財政・金融政策の改革
第七章　社会的成長と官民の役割
第二部　変化への挑戦
第一章　高度情報化社会への基本的対応
第二章　中期エネルギー政策―原発依存からの脱却
第三章　人間のための科学技術政策
第四章　国民の交通権の保障―公共交通優先政策の確立
第五章　食糧・農漁業問題の展開と対応
第一節　食糧・農業問題
第二節　新しい漁業政策の展開
第六章　森林（みどり）の保全と育成
第七章　人間と自然を守る環境政策
第八章　伸び伸びとした思いやりのある教育の再生
結び　自立――人間復権のために

国鉄改革にかんする政策

社会党の田辺書記長は、八六年一月二八日、独自の国鉄改革関連法案の骨子を発表した。これは、①基本となる「日本鉄道株式会社法案」、②債務の処理などを盛り込んだ「国鉄解散・長期債務処理法案」、③鉄道運送の秩序を改めて確認する「鉄道事業法案」、④関連法の字句修正などを一括する「関係法整備法案」の四つである。そのおもな内容は、①全国網を維持して新会社は「日本鉄道株式会社」とする、②新会社の株式は七割を国が保有し、国の特別助成を受ける、③有識者らによる経営委員会を設け、効率的な経営にあたる、④新会社は長期債務のうち四兆四〇〇〇億円を引き継ぐ、というものであり、これをもとにした要綱は三月七日の社会党中央執行委員会で正式に決定された。その際手直しされた部分は、「支社への権限委譲」の項を設けて分権化をより明確にしたこと、国の補助金を無期限ではなく「当分の間」としたことなどであるが、民営化反対よりも分割の回避に重点がおかれている点に変化はなかった。なお、これについても、六月二四日、田辺書記長は「政府が分割・民営化の国鉄改革法案を練り直せば、社会党も党の国鉄再建案（全国一社制）にこだわらず、新たな立場で協議に積極的に参加する」と述べ、条件付きながら柔軟な姿勢を示した。なお、国鉄改革四法案の骨子は、『政策資料』八六年三月一日号に掲載されている。

同日選にあたっての声明・政策

同日選にあたって、社会党名で発表された声明としては、つぎ

のものがある。

①党声明（六・二）、②あらためて同日選挙の争点を訴える（六・一四）、③衆・参同日選挙にあたって（六・一八）、④衆議院選挙の公示にあたって（六・二二）、⑤投票日にあたって（七・六）、⑥党声明（七・七）。

以上のほか、過去一年半の間に社会党が発表した主な政策・党見解はいずれも『政策資料』に収録されている。

5　労働組合との関係

労働運動にたいする方針

第五〇回定期大会で採択された「八六年度運動方針」のうち、労働運動にかんする部分は第二部各局活動方針のなかの「組織委員会　労働運動」である。ここで掲げられている「一、重点課題」は前年と同様の七つであるが、前年は五番目であった「臨調行革に反対し、国民のための行革を実現するために」という課題が二番目にあげられている点が異なっている。また、七番目の労働戦線統一と共闘の拡大のために、の部分では、全民労協の「連合」への移行の動きを反映して、「全労働者を代表しうる運動と組織を備えた統一ナショナルセンターの実現に尽力します」「労働四団体と全民労協が共同行動を通じて連帯感を深め、この歴史的大事業を着実に前進させることができるよう力を合わせます」という文章が書き加えられている。「二、労対活動の重点」では、前年の③百万党建設第二期運動の成功のために、が③参議院選挙と予想される総選挙の勝利のための党勢拡大運動の成功のために、と変更され、新たに「四、労働戦線の統一に対応した党の労働対策の強化のために」がつけ加えられている。この新たに加えられた方針部分はつぎのとおりである。

【八六年度運動方針、第二部―労働運動―二、四（全文）】

労働戦線の統一が実現し、統一ナショナルセンターが実現すれば、政党支持は各単産の決定にゆだねられ、ナショナルセンターの政党支持はなくなります。このことは、現在の党の労働組合対策の方法・スタイルを大きく変えていかなくてはならないことを示唆しています。

現在の総評の社会党支持を前提としたわが党の労働組合対策は、当否は別としていわゆる「総評の政治部」といった表現に象徴されるように、〝機関対応〟が中心です。個々の労働組合の利害関係は、いろいろの不満はあっても総評で基本的に集約され、党と総評との話し合いで具体的な解決を行ってきました。

しかし、総評のこのような機能がなくなった場合、党は個々の単産中央との連携を深めていかないかぎり、各単産の社会党支持をより強力なものにしていくことは不可能です。勤労国民に基礎をおき、広範な国民に支持を求めるわが党としては、国民の八〇パーセントを占める勤労者の結集体である労働組合との連携の強化はなによりも重要です。

しかも、労働組合の組織率は低下し、さらにME化にともなう労働形態の変化や労働のサービス化、パート労働者の増加など、新しい労働情勢が生じています。しかも大量の未組織労働者も存在しています。

こうした状況に対応していくためには、党の労働対策は抜本的に強化されなければなりません。そのために次の対応が必要です。

(1) 労働局の強化・充実
(2) 労働対策委員会の設置
(3) 労働対策協力国会議員団の設置
(4) 民間労組対策のための特別措置
(5) 以上の対応の実現のための予算措置

「強める会」の組織現状

「社会党を支持し強める会」は、八一年三月七日、総評・中立労連・新産別および純中立組合の有志によって結成された。八五年五月二九日の第五回総会は現在の二万一〇〇〇人会員を三〇万人にふやす方針を決定し、参院選に向けて努力した結果、八六年五月末現在で「一八万人余りの会員の結集に成功した」（第七五回総評定期大会各局報告書）と報告されている。また、県単位の組織も一三都府県で結成されている。ただし、会員登録、人員報告がなされているのは、長野・石川・島根の三県にすぎない。

「強める会」の活動

「社会党を支持し強める会」の八五年七月以降のおもな活動としては、つぎのようなものがある。

①「社会党を支持し強める全金労の会」が第一次訪中団を送った（八五年九月一～八日）。②「電機労連ニュー社会党の会」が結成された（九月八日）。③「宮前区社会党を支持する会」（神奈川）が結成された（一〇月六日）。④「宮城県・社会党を支持し強める会」が結成された（一〇月九日）。⑤総評主催の「第二回労働組合政治大学」に協賛した（一〇月一五～一七日）。⑥第一八回運営委員会で一一月一日から久田穂積元合化労連書記長を半専従の事務局次長に、河須崎暁全逓書記長を運営委員に加えることを確認した（一〇月二八日）。⑦島根県「社会党を支持し強める会」が結成された（一〇月三〇日）。⑧長崎県建設産業労働組合で「強める会」が結成された（一一月一五日）。⑨「強める会」担当責任者会議で三〇万人を目途とする各単産別会員獲得目標を再確認した（一一月二六日）。⑩「強める会」の代表委員と運営委員が社会党三役らと懇談し、新宣言案や選挙態勢などについて意見交換した（一二月一〇日）。席上、「強める会」側から、「新宣言」案を満場一致で採択し、ニュー社会党路線の推進をはかるべきだなどの注文が出された。⑪「社会党を支持し強める運輸労連の会」が結成された（一二月一八日）。⑫社会党と強める会で出している『共同デスク』を、参院選に向けて月一回発行から週一回発行にきりかえた（八六年一月九日、第一六号から）。⑬強める会の薬科満治代表委員、平四郎事務局長、五十嵐清・坂野孝両運営委員、久田穂積・宮内章両事務局次長が社会党第五〇回大会議長団と中執にたいして、続開大会に向けて「党の一本化を守り抜き、政権をめざす党へと成長していただきたい」など四項目の要望を提出した（一月一六日）。⑭「社会党を支持し強める全金東京の会」が結成された（二月八日）。⑮「社会党を支持し強める全水道東京地本の会」が結成された（三月一一日）。⑯「社会党を支持し強める会」第六回定期総会が池之端文化センターで開催され、(1)自民党に代わりうる政権を、(2)参院選初め一連の選挙で勝利を、(3)安定した支持基盤をつくろう、(4)運営を強め自立をめざす――の四本を柱とした「八六年度活動の重点」を決定した（三月二〇日）。⑰登録された会員名簿を社会党本部のコンピュータにインプットし、その会員カードを都道府県本部に送付した（四～五月）。⑱合化労連・化学一般関東地本に「社会党を支持し強める会」が結成された（五月一〇日）。⑲「自治労、社会党・和田貞夫を支持し強める会」が発足した（五月一二日）。⑳衆院解散強行にあたって、「日本社会党・社会党を支持し強める会八六選挙協力会議」を開催し、「『八六選挙協力会議』を設置し、提携を密にしながら選挙闘争をたたかう」ことを意思統一した（六月二日夕）。またこの日夜、社会党を強める会およびその東京組織は、明治公園で「ニュー社会党の躍進、衆・参議院選挙闘争勝利、中曽根自民党内閣打倒六・二首都総決起大会」を開催し、黒川武代表委員（総評議長）があいさつした。

各組合定期大会への党代表派遣

八五年一二月の第五〇回定期大会に提出された各局活動報告によれば、社会党は八五年一月の前大会以降、総評・新産別・全民労協はじめ六〇単産・単組の大会に党代表を派遣した。同様に、八七年一月の第五二回定期大会の各局活動報告によれば、この間、約五

○組合に党代表を派遣したと報告されている。

労組との交流　「強める会」との協議以外の社会党と労働組合とのおもな交流・協議としては、以下のものがある。

①八五年八月二〇日、田辺書記長が「社会党新宣言にたいする労組の期待」と題するセミナーに出席し、新宣言草案を若干手直しする考えであることを表明した。②九月六日、総評と秋の臨時国会をめぐる当面の闘争方針を協議した。③一〇月一五日、石橋委員長は総評の第二回労働組合政治大学で講演した。④一〇月一八日、田辺書記長と真柄総評事務局長が国鉄再建問題について会談し、分割・民営化の基本姿勢は堅持するが、多数派工作を進めるために、分割反対、地方線切り捨て反対、雇用確保の三本柱を重点とするとの方針を確認した。⑤八六年二月一八日に新産別と、二月一九日に総評と定期協議を行ない、選挙態勢を急ぐことを確認した。⑥二月二六日、田辺書記長は真柄総評議長と国鉄問題で会談し、国有対策と政策の両プロジェクトチームの新設、党の国会活動との連携強化などの方針を決定した。⑦三月一〇日、熱海市で社会党・総評代表者会議が開催された。⑧三月一二日、総評とともに「三宅島問題対策連絡会議」を設置した。⑨八月六日、総評と国鉄再建問題で協議し、今後は国労の組織防衛と国鉄職員の雇用の安定を最優先課題とすることで一致した。⑩九月二六日、全民労協との間で定期協議をおこなった。⑪一一月一九日、総評幹部と統一地方選について協議し、婦人候補の発掘や空白選挙区解消の努力などの方針を決定した。⑫一二月一九日、総評との間で定期協議を開催した。

「新宣言」をめぐる労組からの注文　八五年七月九～一一日に開期大会で、開会のあいさつにたった藁科満治委員長は、新宣言や新中期社会経済政策でニュー社会党路線を促進するよう注文をつけ、その動向によっては社会党との支持協力関係を見直す考えを明らかにした。また、全電通も、八五年一二月一九日、緊急中央執行委員会を開催し、社会党が党大会で「新宣言」採択を持ち越したことについて、「新宣言」を執行部原案どおり採択させるため、重大な決意で対処する、などの点を確認するとともに、つぎの総選挙で「新宣言」反対候補の推薦を見合わせる「選別推薦方式」で臨むことを改めて確認した。また、八六年一月七日の全電通旗開きでも、山岸委員長は新宣言の修正・反対派にたいし、社会党執行部が離党勧告を含むきびしい態度で臨むよう訴えた。

さらに、「新宣言」採択を予定する続開大会直前の一月一六日、全電通・私鉄総連など七組合は党大会議長団と石橋委員長らに会い、「新宣言」を無修正で採択すること、満場一致が望ましいが、不可能な場合は採決によって決すること、などを文書で申し入れた。同日、「社会党を支持し強める会」も、同様に、文書による申し入れをおこなった。

6　国際活動

社会党代表団の派遣　八五年七月から八六年一二月にかけて、社会党が代表団を送ったおもな国はソ連、東欧、北朝鮮、中国、フィリピン、大洋州など一〇数カ国に及び、地方組織からの代表団を含めて、北朝鮮へは一二回、ソ連へは九回、中国へは六回、フィリピンへは三回、代表団が派遣された。

新韓民主党代表団の来日　八五年一一月一八日、韓国の第一野党・新韓民主党は日本社会党との交流のために訪日する予定だった代表団の派遣をいったん保留することを決定した。これは独自に社会党との接触を狙っていた韓国政府・与党の頭越し交流であったこともあって、韓国外務省が「社会党はまだ韓国政府を認めていない」として慎重対処を求め、党内非主流や与党も同じ理由で反発して政治問題化したためである。しかし、「新宣言」採択後の八六年四月二七～二九日、金東英院内総務を団長とする新韓民主党代表団が来日し、社会党との交流を深めた。

4　公明党

1　概　況

同日選での健闘　同日選での公明党の成績は、衆院五六議席、参院比例区九議席、選挙区一一議席であり、前回とくらべて衆院で二減、選挙区二減というものであった。得票数では、衆院で四万票の微減、参院比例区で約二四〇万、選挙区で約一二五万票それぞれ増加させ、相対・絶対得票率では、衆院でともに微減、参院比例区ではともに微増となり、選挙区では相対得票率で三%減、絶対得票率で一%増という形になっている。公明党は、同日選で衆院二減、参院二減といずれも議席を減らしたが、前回の同日選で野党協力に失敗して大敗した例からみれば、良く踏みとどまったということもできる。とくに衆院選の場合、前回五八議席は同党の過去最高であり、それからの二減は、健闘と評価してよいであろう。しかし、それは同時に、支持層の固定化をも示しており、全体として党勢は停滞の傾向を強めている。

二〇年目を迎えた竹入・矢野体制　公明党竹入委員長、矢野書記長のコンビは、六七年二月の第四回大会で選出されて以来一〇選を重ね、八六年二月で在任二〇年目を迎えた。この間、竹入・矢野体制は、佐藤・田中・三木・福田・大平・鈴木・中曽根の七代にわたる自民党政権とわたりあい、野党再編をめざす「中道革新連合」の提唱（七〇年）、共産党との院内共闘容認（七三年）、社公連合政権構想（八〇年）など、政権への道を模索してきた。そして、八四年秋の「二階堂擁立工作」を契機に自民党との連合路線に大きく傾斜し、八五年一二月の党大会では、「派閥、党を問わず、だれとでも連合協議に応じる」と答弁するまでに自民党への接近姿勢を強めた。他方、社公民連合の姿勢も完全に崩したわけではなく、八五年二月には、社・民両党とそれぞれ政権協議委員会を設置するなどの試みがなされた。しかし、とくに社会党との間では「防衛」「原発」「韓国」などの基本政策で隔りが大きく、この政権協議も八六年五月まで凍結状態がつづいた。

委員長の交代　竹入委員長は、八月一五日、軽井沢の別荘に池田創価学会名誉会長を訪ねて辞任の意向を表明し、池田名誉会長もこれを了承した。この後、一一月二〇日、党本部で

開かれた常任企画委員会の席上、竹入委員長は正式に辞意を表明、矢野書記長を新しい委員長に推薦したいとの希望を述べた。翌二一日、国会内で開かれた衆参両院議員総会で、矢野書記長の後任に大久保直彦副書記長が推薦され、新しい党三役の顔ぶれが固まった。

2　組織・機関紙・財政

党員数　八五年一二月四日、第二三回党大会で竹入委員長は、「わが党の現有勢力は、党員数においては一八万三〇〇〇人、議員数は三六二七人であり、結党以来最高の水準に達し」ていることを明らかにした（『公明新聞』八五年一二月五日付）。政治資金報告による八五年の党費・会費納入人員も一八万三四五六人であり、この委員長あいさつを裏づけている。また、第二四回党大会での竹入委員長のあいさつでは、「党員数一九万三〇〇〇人、全国の公明党議員数三六二八人」と報告されている（『公明新聞』八六年一二月五日付）。

公明党の政治資金報告にみられる党費納入人員は、七八年以降の五年間その数がほとんど変化せず、八〇年から八二年にかけては一人の増減もなく、八三年に一人増など、どこまで実勢を反映しているか疑問の点もあったが、八四年に一七万八八九六人、八五年に一八万三四五六人と、委員長報告と整合性のある数字になっている。

機関紙　公明党の機関紙『公明新聞』の部数は公表されていないので、正確な数字は不明である。八五年の政治資金報告によれば、『公明新聞』による収入は五六億七九三五万円となっている。これを月に換算して一カ月一二〇〇円の購読料で割れば、約三九万四〇〇〇部ということになり、前年より六〇〇〇部の増である。また同日曜版の収入は一一億九二〇九万円と報告されているから、同様に月に換算して一カ月二〇〇円の購読料で割れば、約四九万七〇〇〇部であり、前年より七〇〇〇部の増ということになる。

定期刊行物　公明党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『公明新聞』（日刊、八ページ）一部五〇円、一カ月一二〇〇円
②同日曜版（週刊、八ページ）一部五〇円、月二〇〇円
③政治理論誌『公明』（月刊）一部三〇〇円
④『公明グラフ』（月刊）一部一二〇円
⑤『公明月報』（内部資料）（月刊）一部一五〇円
⑥『公明新聞縮刷版』（内部資料）（月刊）一部一〇〇〇円
⑦『点字とうめい』（年二回刊）一部二五〇円
⑧『公明写真ニュース』（月二回刊）一部六〇円

財政　公明党が自治省に提出した八五年の収支報告書によれば、八五年中の収入額は九八億七三四万四五三八円であり、これに前年からの繰越額五億五七二七万七八四一円を加えた収入総額は、一〇三億六四六二万二三七九円となっている。収入額は前年とくらべて五億五七〇八万円の増である。

収入の内訳は、『公明新聞』が五六億七九三五万円（五七・九％）で前年比八六五二万円の増、同日曜版が一一億九二〇九万円（一二・二％）で一六三八万円の増、『公明月報』が四億一四三四万円

（四・二％）で一二八〇万円の減、『公明グラフ』が三億九六九〇万円（四・〇％）で一億七一六八万円の増、『雑誌公明』が四五一九万円（〇・五％）で二三四万円の減となっている。これに書籍の売り上げや新聞広告による収入などをふくめた「機関紙誌の発行その他の事業による収入」の総額は、八二億四七五〇万円であり、前年より、五億三四三九万円の増となっている。また、「個人の党費・会費」による収入は、一〇億二三四万円（一〇・二％）で、前年比一億九八一〇万円の増、一八万三四五六人で四五六〇人の増であった。

一方、支出総額は九八億七九〇五万三五〇〇円で、前年より六億五四七二万円の増である。支出の内訳は、多いものから「機関紙誌の発行事業費」六二億二六九八万円（六三・〇％）で前年より五億七四三八万円の増、人件費が二四億四七九〇万円（二四・八％）で一億一一一七万円の増、事務所費が四億四四九万円（四・一％）で一億九二六五万円の減、寄付・交付金が三億七二三三万円（三・八％）で二〇四六万円の増となっている。

3　大会・中央委員会

(1)　中央委員会

第五一中委　公明党第五一回中央委員会は、八五年九月一八日、公明会館で開かれた。冒頭、あいさつに立った竹入委員長は、秋の政局に臨む基本姿勢として中曽根内閣と対決する考えを強調し、防衛費のGNP比一％枠撤廃への動きや靖国神社公式参拝の強行などを強く批判した。また、衆院解散問題では、「年内でも、ダブル選挙でも毅然として受けて立つ」と述べ、選挙勝利のための党勢拡大と党内の団結をよびかけた（あいさつ全文は『公明新聞』八五年九月一九日付）。

つづいて議事に入り、矢野書記長が「党務報告」、二宮副委員長が「県本部役員人事承認の件」、笠間総務局長が「昭和六〇年度補正予算（案）」をそれぞれ提案し、質疑のあと、いずれも承認された。

第五二中委　公明党第五二回中央委員会は、八五年一二月五日、第二三回全国大会終了後九段会館内で開かれ、党大会で承認された新中央委員六五人が出席した。会議では、議長に池田克也衆院議員、副議長に駒谷明衆院議員、呉藤憲治石川県議が選出された。

第五三中委　公明党第五三回中央委員会は、八六年五月一二日、公明会館で開かれた。あいさつに立った竹入委員長は、衆院定数是正のための議長調停を受け入れる考えを示し、衆院解散問題では同日選戦略をきびしく批判した。また、委員長は選挙での争点として「平和」「健康」「活力」「二一世紀」の四つのテーマを掲げ、公明党が新たに発表した中長期社会経済計画「二一世紀トータルプラン」に沿った改革を進める方針を示した。そして最後に参院選比例区八〇〇万票獲得、五選挙区の勝利、ダブル選挙の場合には衆院六二名全員当選を強く訴えた（あいさつ全文は『公明新聞』八六年五月一三日付）。

つづいて、矢野書記長が「党務報告」、浅井副委員長が「都道府県本部活動方針（案）」、二宮副委員長が「県本部役員人事承認の件」、笠間総務局長が「昭和六〇年度決算報告（案）」をそれぞれ提案し、質疑のあと、いずれも承認された。

第五四中委　公明党第五四回中央委員会は、八六年一二月五日、第二四回全国大会終了後、九段会館内で開かれ、議長に宮地正介衆院議員、副議長に沼川洋一衆院議員、木村四郎愛知県議が、それぞれ新中央委員によって選出された。

(2)　第二三回全国大会

大会経過　公明党第二三回全国大会は八五年一二月四日から二日間の日程で、東京・千代田区の九段会館で開かれ、代議員総数五四三人中、五〇六人が出席した。大会では、竹入委員長のあいさつの後、来賓として出席した塚本民社党委員長、鈴木東京都知事、森原総評副議長、宇佐美同盟会長、菓科中立労連議長、杉山新産別副委員長、堅山全民労協議長の七人が祝辞を述べ、つづいて、第一号議案「活動方針」（案）、第二号議案「八六年基本政策」（案）、第三号議案「党規約の一部改正」（案）、第四号議案「昭和六一年度予算」（案）、第五号議案「党務報告」の趣旨説明がおこなわれた。総括質疑のあと、党活動を中心とする第一分科会と政策課題を中心とする第二分科会に分かれて審議に入った。

第二日目も、午前中ひきつづき分科会審議がおこなわれた後、いずれの議案も各分科会で可決され、午後からの本大会でも、いずれも原案どおり可決された。大会はその後、「防衛費のＧＮＰ比一％枠撤廃と中期防衛力整備計画に反対する決議」や「衆議院定数の即時是正にかんする決議」など八決議を採択し（決議全文は『公明新聞』八五年一二月七日付参照）、各都道府県本部臨時大会選出の中央委員六五人の承認を経て、最後に、大会宣言を採択して閉会した。

委員長あいさつ　竹入委員長は、あいさつのなかで、結党以来最高の勢力で大会を迎えた喜びを述べつつ、首相の「戦後政治の総決算」路線について、「〝改憲〟に結びつくものとして見過ごしにはできません」と、きびしく批判した。路線問題では、①憲法はあくまでも擁護する、②軍拡路線を志向しない、「この二点、すなわち現憲法を擁護する姿勢を明確にした勢力であれば、……『話し合い』は避けるべきではない」、「一定の条件が満たされるならば、日本の将来について党派を超えて政策的な話し合いをおこなってもよいのではないか」との「個人的見解」を表明した（あいさつ全文は『公明新聞』八五年一二月五日付）。

竹入委員長のこの「個人的見解」は、「事実上、『ポスト中曽根』をうかがう自民党内のニューリーダーや実力者に向けて、公明党との連合協議を呼びかけたもの」であり、「あらかじめ政策協議の問題を明確にすることで、連合への党内合意を取りつける狙いがあるようだ」（『朝日新聞』八五年一二月四日夕刊）と観測された。

質疑　質疑のなかで、公明党の矢野書記長は、「いまの政治の大状況を変える条件が出てくれば大胆に対応しなければならない」と述べ、公明党が想定している連合政権の性格について、望ましい順に、①党の政策がかなりの程度反映できる、②現状よりまし、③暴走に歯止めをかける、という三つの形態を示し、連合政権づくりに積極的に臨む考えを明らかにした。また竹入委員長も、分科会質疑のなかで、連合協議の相手について、「特定

の人物、党、派閥、集団を想定したものではない。全方位で臨む」と述べ、柔軟に対応していく考えを示した。

全民労協、公明支援表明　一二月四日、来賓としてあいさつした全民労協の竪山議長は、「全民労協としても公明党を支援したい」と述べ、連合問題についても「単独で政権担当能力を持つ野党がない現状では、あらゆる形の連合を追求するのは当然のことだ」との考えを表明した。社会・民社支援の民間労組の結集体である全民労協が、両党と並列させて「公明支援」を公式の場で表明したのは初めてのことであり、矢野書記長も、分科会質疑のなかで、「画期的なことだ」と高く評価した。

(3)　第二四回全国大会

大会経過　第二四回全国大会は、八六年一二月四日から二日間の日程で九段会館で開かれ、代議員総数五四二人中四八五人が出席した。大会では、竹入委員長のあいさつのあと、来賓として出席した塚本民社党委員長、鈴木東京都知事、真柄総評事務局長、清水同盟副会長、藁科中立労連議長、河合新産別委員長、竪山全民労協議長の祝辞が述べられ、祝電等が披露された。役員選挙手続きの発表の後、党務報告（案）は多田副委員長が、第一号議案「活動方針」（案）は矢野書記長が、第二号議案「八七年基本政策」（案）は正木政審会長が、第三号議案「党規約の一部改正」（案）は浅井副委員長が、第四号議案「昭和六二年度予算」（案）は笠間総務局長が、それぞれ趣旨説明をおこない、第一、第二分科会に分かれて審議に入った。

二日目の最終日、分科会審議のあと、承認案件・党務報告はいずれも原案どおり可決され、「大型間接税導入・マル優廃止に反対」など六件の大会決議を採択、中央委員五七人も承認された。このあと、本部役員選出に移り、矢野絢也委員長、大久保直彦書記長をはじめとする新執行部を選任し、矢野委員長が新役員を代表してあいさつに立った。大会は、統一地方選公認候補の代表あいさつのあと、大会宣言を採択して、閉幕した。

竹入委員長あいさつ　大会冒頭にあいさつした竹入委員長は、政局の行方を展望しながら、①ダブル選挙は公明党のウィーク・ポイントではなくなった、②三〇七議席の自民党が自壊する可能性は薄く、政局の流動化はつぎの総選挙を待たざるを得ない、③当面主体的力量の増大に重点を置かざるを得ない、との認識を示した。

そして、党勢が最高水準にあるこの機会に後進に道を譲って党内の活性化と世代交代を推進する決意を表明した。また、後任の委員長としては、矢野書記長が最適任者と確信するとし、同書記長を中心とした新執行部選出への協力を要請した。

矢野新委員長の就任あいさつ　新役員を代表してあいさつに立った矢野新委員長は、「全身全霊で職を全うしたい。力のかぎり党の最前線で戦い、国民のなかに飛び込む」との決意を表明し、新基本方針を「フレッシュ・オープン・エキサイティング」な「フレッシュ公明党」とすることを明示。①談論風発の党風をつくる、②党の政策・路線、意思決定の経過を国民にオープンにする、などを強調するとともに、連合問題については、①戦略次元で連合問題を検討することは政党の責任、②当面の戦術的なとりくみは、自民党の単独支配を打破することにある、③

したがって、自民党の動静に関心を持ち、「スキがあればスキを撃ち、虚があれば撃ち、変に臨み、乱に応じる」との考えを明らかにした。また、労働戦線統一の問題についても、「来年一一月に予定されている労働界の結集、とくに全民労協の動きには、労働再編成への大きなうねりがあり、政界にも大きなインパクトを与えることが必至」との見通しを示した。

役　員　第二四回全国大会で選出・承認された本部役員および大会終了後開かれた中央執行委員会で決定した副書記長、各局長の氏名はつぎのとおり。

▽中央執行委員長・矢野絢也（新）、▽中央執行副委員長・石田幸四郎（筆頭、新）、浅井美幸、多田省吾、伏木和雄（新）、▽書記長・大久保直彦（新）、▽副書記長・矢追秀彦（筆頭、新）、塩出啓典（新）、二見伸明（新）、池田克也（新）、神崎武也（新）、▽総務局長・笠間肇、組織局長・伏木和雄（兼）、▽議会局長・坂井弘一（新）、▽宣伝局長・田端正広（新）、▽広報局長・矢追秀彦（兼）、▽機関紙局長・土師進、▽青年局長・木内良明（新）、▽婦人局長・刈田貞子（新）、▽国際局長・神崎武法（新）、▽労働局長・権藤恒夫（新）、▽文化局長・二見伸明、▽教育局長・日笠勝之（新）、▽中小企業局長・森木晃司（新）、▽農林水産局長・武田一夫（新）、▽国民生活局長・渡部通子（新）、▽財務委員長・石田幸四郎（兼）、▽組織対策委員長・三木忠雄、▽国民運動本部長・草野威（新）、▽公害対策本部長・遠藤和良（新）、▽選対事務局長・小原敏男（新）、▽国会対策委員長・市川雄一（新）、▽政策審議会長・坂口力（新）、▽選挙対策委員長・長田武士（新）。

〈中央統制委員会〉

▽委員長・鈴切康雄（新）、▽副委員長・貝沼次郎（新）、▽委員・有島重武（新）、中野鉄造（新）、吉浦忠治（新）。

〈会計監査委員会〉

▽委員・中野明（新）、新井彬之（新）、馬場富（新）。

〈最高顧問〉

▽竹入義勝。

4　政策・方針

八六年活動方針　第二三回党大会で採択された八六年活動方針は、中曽根内閣について、「防衛費の国民総生産（GNP）比一％枠の撤廃、スパイ防止法の制定、靖国神社公式参拝の強行など、平和にかんする問題だけでなく、教育改革、税制改革でも危険な意図が明白」と指摘し、新たに項目を設けてはっきりとした対決姿勢を打ち出した点に特徴がみられる。また連合問題では、「八五年活動方針」で打ち出した二条件が満たされるのであれば、「すみやかな対応を考えなければならず、その際には全国大会に準ずる機関で決断することもあり得る」と、党執行部が連合政権参加のフリーハンドを持つことを初めて明記した。とくに、新たな状況が生まれた場合には、「固定的、限定的な目標にとどまるのではなく、基本は基本としつつも、あらゆる可能性に挑戦し、追求する重層的なとりくみが必要である」として、チャンスがあれば「自民党との連合に踏みきる可能性」（『朝日新聞』八五年一〇月二一日付）をも示唆するものとなっている。他党との関係では、民社党には意識的に「友党」の文字を入れ、社会党の「現在の政策の大転換の可能性」に期待をかけている。

八七年活動方針

八六年一〇月一九日付で発表され、第二四回全国大会で採択された八七年活動方針は、①内外の諸情勢、②政治転換への展望と課題、③統一地方選挙の勝利と次期国政選挙への磐石な基礎づくりを、④党活動の目標、の四章から成っており、連合論議を当面タナ上げし、党の主体性強化に活動の力点をおいている点を特徴としている。活動方針は、同日選の結果を分析し、自民多数の政治状況から「差し当たり『連合』問題の生ずる状況になく、自民党主導型政治への警戒感が強まっている」と判断し、情勢依存の姿勢ではなく、「党の主体性強化」とつぎの国政選挙での「伯仲再現」を「第一義とすることを明記している。土井・社会党にたいしては、「今後を強い関心を持って見守りたい」として現実的対応への注文をつけ、「大枠としての社・公・民」路線については、国会において一致できるテーマで共闘する「選択的政策連合」により野党結束を図ることに限定している。また、党としては、日常活動、地域活動を強化し、党勢の基盤をより固め、①統一地方選での「大勝利」をめざす、②次期総選挙で六〇台の議席を獲得し、保革伯仲の再現をめざすなどの目標を掲げた。

八六年基本政策

第二三回全国大会で採択された「八六年基本政策」は、八五年とほとんど同様の一六の柱で構成されている（八五年基本政策については、本年鑑第五六集、四〇三ページ参照）。このなかで、新たに打ち出されたり、より内容が拡充されたものとしては、スパイ防止法案反対、靖国神社公式参拝と国家護持に反対、指紋押捺制度の廃止、私的諮問機関の乱用防止、貿易摩擦の緩和と保護貿易主義の阻止、一千カイリ・シーレーン防衛とその洋上防空に反対、防衛費のGNP比一％枠撤廃と五九中業の政府計画への格上げに反対、地方自治体への国の負担転嫁に反対、単身赴任減税の実施、国鉄改革の推進などがある。

八七年基本政策

八七年基本政策も、従来と同様の一六の柱で構成され、大きな変更はないが、アメリカの戦略防衛構想（SDI）への研究参加にたいして「慎重に対処すべき」ことなどを新たに加えている。また、「自民党の新スパイ防止法案には強く反対」を表明し、GNP比一％枠撤廃にも反対の態度を明らかにしている。一方、円高問題では差益還元の項を新設し、中小企業対策としては、円高にともなう特別貸付制度の拡大など緊急金融対策を盛り込んでいる。福祉政策では国民年金の基礎年金に上乗せする〝二階建て年金〟として新地域年金制度（国民年金基金）の創設を提唱し、国鉄改革については、長期債務問題や離職者再雇用などの対策を提示し、また、教育改革についても、条件整備を前提に学校五日制導入などを打ち出した。さらに、農業政策では「食管制度の在り方を検討する」とし、科学技術振興では「老化研究の総合的な体制整備」を新たに加えている。なお、基本政策（案）の全文は『公明新聞』八六年一〇月二〇～二七日付に連載されている。

二一世紀トータルプラン

八六年五月九日、竹入委員長は党総合政策委員会（委員長・正木政審会長）がまとめた「二一世紀トータルプラン」の中間報告を発表した。これは七六年に発表した「福祉社会トータルプラン」の考え方をうけつぎながら、福祉だけでなく経済や教育など政策全般についての独自の施策を打ち出したもので、二一世紀までの社会変動を織りこんだうえで七つの改革案を提示し、日本の社会と生活の将来像とその実現の具体的プランを示している。同時に、政府の財政再建計画は

破たんしていると指摘し、三年間を目途に五%成長を軌道にのせ、国際協調・内需主導型経済への転換を求めている。「トータルプラン」の提示した七大改革案は、①住宅・住環境の整備、②社会保障制度の改革、③就業システムの改革、④教育改革の推進、⑤国土・環境の改革、⑥経済社会の国際化への積極的対応、⑦行政システムの改革の七つ。

国鉄改革で五項目修正要求　国会審議が大詰めを迎えた一〇月二二日、公明党は国鉄改革法案にたいする修正要求項目を発表し、衆院国鉄改革特別委理事会に提出した。修正要求は、①民営に力点をおいた分割、②国鉄の五分割、③民営・分割スタート以降、五年間にわたる国会報告、④売却用地の有効かつ適正な利用を図る「用地利用計画委員会」の設置、⑤安全確保および災害防止への特別の配慮と資金確保、の五項目。このうち、五分割案は、政府案の東海会社を西日本会社に含めて本州を東日本と西日本の二分割とする点で、政府案の六分割案と異なっている。

5　労働組合との関係

労働運動にたいする方針　公明党の労働運動への方針は、従来、労働組合全国組織との間の協議や意見交換がその中心をなしていたが、最近は若干の変化がみられる。第二三回大会と第二四回大会で採択された活動方針のなかの労働運動にかんする部分はほとんど同一であり、八七年の方針では、(2)の部分で「円高不況からのシワ寄せから、働く人々の生活を擁護するとともに」が新たに加えられた点だけが異なっている。

【八七年活動方針　Ⅳ党活動の目標、二党活動の展開、5労働運動との提携（全文）】

全民労協を中心にして進展している労働戦線統一の動向に関心を払うとともに、労働運動との提携を一層強化するため、次の活動を推進します。

(1)　労組との友好・信頼関係を深化

選挙協力をはじめ、各種の共同行動を通じて培ってきた労働組合との友好・信頼関係をさらに深化するために、各種労働団体との定期協議（党本部段階）や政策協議を通じて、意見交換を行います。

メーデーをはじめとする労組主催の定期大会、集会には積極的に取り組み、友好・連帯を深めます。

(2)　働く人々の生活擁護

円高不況からのシワ寄せから、働く人々の生活を擁護するとともに、労働者福祉向上のため、各級の議会を通じて、労組の政策・制度要求実現に力を注ぎ、労働相談にも応じられる体制を敷いてまいります。

(3)　県労働局の整備・充実

各県労働局長を中心として、労組対策に携わる人材をそろえるとともに、各総支部の実情に応じて労働部長を置き、組織の整備を図ります。また、「党労働講座」を各県本部労働部主催で必要に応じて開催します。

労働団体との協議・懇談　(1)　八五年八月一九日、竹入委員長、多田副委員長らと宇佐美会長はじめ同盟三役が会談し、当面する政局や重要政策について意見交換をおこなった。

(2)　八五年一〇月二日、竹入委員長、矢野書記長、黒柳労働局長と同盟の宇佐美会長、田中書記長らが会談し、当面する臨時国会対

策を中心に意見交換をおこなった。

労組の大会への出席　公明党の代表が出席してあいさつを述べた労働組合の大会には、つぎのようなものがある。カッコ内は挨拶をした日付である。

電機労連第三三回定期大会（八五年七月九日）、総評第七三回定期大会（七月一五日）、全逓第三九回定期大会（七月二四日）、全電通第三九回定期全国大会（七月三〇日）、鉄労第一八回年次全国大会（八月六日）、全施労第一六回定期全国大会（八月二二日）、自治労第四八回定期大会（八月二二日）、全東芝労協第二二回定期総会（八月二三日）、電力労連第三二回定期大会（九月四日）、ゼンセン同盟第四一回定期大会（九月一二日）、全トヨタ労組第一四回定期大会（九月一三日）、鉄鋼労連第七三回定期大会（九月一九日）、交通労連第二二回定期大会（九月二五日）、全建総連第二六回定期大会（一〇月二三日）、新産別第三八回定期大会（一〇月二四日）、海員組合第四六回全国大会（一一月六日）、全民労協第四回総会（一一月一五日）、同盟第二二回定期全国大会（八六年一月二二日）、炭労第一〇九回臨時大会（三月一一日）、鉄労第一九回定期全国大会（七月八日）、電機労連第三四回定期大会（七月九日）、動労第四二回定期大会（七月一〇日）。総評第七五回定期大会（七月一五日）、松下労組第四一回年次大会（七月二七日）、政労協第五七回定期大会（七月三〇日）、炭労第一一〇回定期大会（八月四日）、鉄労第二一回定期大会（八月八日）、動労第四六回定期地方本部大会（八月八日）、全電通第四〇回定期全国大会（八月二六日）、自治労第五〇回定期大会（八月二六日）、全施労第一七回定期全国大会（八月二八日）、電力労連第三三回定期大会（九月三日）、全逓第四〇回定期全国大会（九月三日）、自動車総連第一五回定期大会（九月四日）、ゼンセン同盟第四二回定期大会（九月一〇日）、鉄鋼労連第七五回定期大会（九月一八日）、交通労連第二三回定期大会（九月二五日）、新産別第三九回定期全国大会（一〇月二二日）、自動車労連第一八回定期全国大会（一〇月二五日）、全建総連第二七回定期大会（一〇月二九日）、海員組合第四七回定期全国大会（一一月一〇日）。

6　国際活動

公明党代表団の外国訪問　八五年七月二二日～八月五日、竹入委員長を代表とする韓国・中国訪問団が両国を訪問した。韓国訪問は八一年に次ぎ二回目、中国訪問は一三回目。

八月一二～二七日、矢野書記長を団長とする三度目の訪欧団が、八六年三月九～二一日、竹入委員長を団長とする二度目の訪米団が、三月二一～三〇日、矢野書記長を団長とする第一四次訪中団が、八月二三日～九月四日、竹入委員長を団長とする訪中団が、それぞれ派遣された。

5 民社党

1 概況

同日選での敗北　同日選における民社党の衆院議席数は前回より一二議席減の二六議席、得票数は二三万票減の三九〇万票、相対得票率は〇・八三減の六・四四%、絶対得票率も〇・三九減の四・五一%であり、すべての指標で減少した。大内書記長落選を含む東京での全滅によって三議席を失い、神奈川での四議席も半減するなど、その議員構成は愛知や大阪への傾りをいっそう強めた。また、参院選では、比例区の当選者が前回より一議席減の三議席、選挙区の当選者が前回と同様の二議席、合計五議席で前回より一議席減であった。比例区での議席減は六八年以来のことであり、合計議席数の減少も七七年以来のことであった。民社党は同日選において、衆参両院で大きな敗北をこうむったといえる。

選挙後、選挙敗北とみずからの落選の責任をとって、大内書記長が辞意を表明したが、その後慰留されて撤回した。

社民連との統一会派結成　衆院選で民社党の当選者は二六議席となり、これは共産党と同数であったが、革新共同の無所属候補を加えた国会内会派として、民社党は共産党・革新共同より一議席少ない数となった。このため、民社党は、社民連に働きかけ、社民連の阿部省吾書記長と楢崎弥之助国対委員長を加えて統一会派を形成した。

撚糸工連事件と横手議員の離党　八六年四月一六日、民社党の横手文雄代議士は、日本撚糸工業組合連合会の前理事長らから有利な国会質問をたのまれて、二〇〇万円を受けとったという受託収賄の疑いで、東京地検特捜部によって任意の取り調べを受けた。四月一六日、横手代議士は容疑を否認したものの世論の追及をかわしきれず、四月二二日には塚本委員長に離党届を提出し、これは四月二四日に党大会に先立って開かれた中央執行委員会で正式に受理された。その後、横手議員は四月二四日の第三一回大会に出席して「潔白」を主張し、「党は去っても胸に燃えるのは民社党の炎」と訴え、民社党も横手議員を側面から支援した。同議員は、元国土庁長官の稲村左近四郎自民党代議士とともに、五月一日に起訴され、同日選で落選した。

秦豊参院議員の民社党入党　八五年一二月二三日、秦豊議員は民社党・国民連合への入会届を参院事務局に提出した。これによって、民社党・国民連合は共産党と同じ一四人となり、秦議員が脱会した参議院の会（青木茂代表）は二人となって、会派名をサラリーマン新党に変更した。

「防衛問題」をめぐる動向　民社党は、八五年九月一八日の中期防衛力整備計画に関連して、「一〇月五日に大内書記長が記者会見して「計画そのものは評価できる」としながら、「防衛行革審議会（仮称）」を提起したり、その二日後の

一〇月七日には、塚本委員長が北海道千歳市の陸上自衛隊と航空自衛隊の一線部隊の視察に訪れたり、「防衛問題」についてはタカ派的行動がめだった。しかし、八六年の一月二日に外交政策の指針として発表された「国際平和年にあたって——ニュー平和戦略の提唱」では、核軍縮の重要性や開発途上国援助の拡充を前面に掲げ、アメリカの戦略防衛構想（SDI）に慎重な構えを示していた。これは、「参院選などを控えて、タカ派的なイメージが先行することはマイナスと判断」（『朝日新聞』八六年一月三日付）されたためと観測されている。

党本部の移転　民社党は、港区虎ノ門一—一九—一二にあったこれまでの本部を港区虎ノ門二—三—一三、第一八森ビル（六階）に移転し、八五年一二月二四日から新事務所での党務を開始した。なお新しい党本部の電話番号は、東京〇三—五〇一—五一一一である。

役　員　八五年四月二三～二五日の第三〇回定期全国大会で選出され、大会後の第二回中央執行委員会（四月二六日）で選任された新役員はつぎのとおりである。

▽中央執行委員長・塚本三郎（新）、▽副中央執行委員長・永末英一（新）、▽書記長・大内啓伍（新）、▽総務局長・西村章三（新）、▽組織局長・柳沢錬造、▽中小企業対策委員長・井上計（非中執）、▽農林漁業対策委員長・神田厚（新）、▽国民運動委員長・三治重信（新）、▽市民団体対策委員長・三浦隆（新・非中執）、▽青年対策委員長・木下敬之助（新・非中執）、▽学生対策委員長・永江一仁（新）、▽青年隊中央本部長・青山丘（新・非中執）、▽婦人対策委員長・抜山映子（新・非中執）、▽地方議会対策委員長・岡田正勝（新）、▽労働局長・小淵正義（新）、▽教宣局長（書記長代行）、▽機関紙局長・栗林卓司（新）、▽国際局長・渡辺朗、▽選挙対策委員長・藤井恒男、▽政策審議会長・米沢隆（新）、▽政権ビジョン委員長・柄谷道一（新）、▽国会対策委員長・小沢貞孝（新）、▽無任所中執・赤木省三、荒瀬修一郎（新）、池畑英雄（新）、伊藤英成（新）、小川泰（新）、河村勝、田淵哲也、中井治（新）、中野寛成、中村弘、藤原勝（新）、宮田早苗、吉田之久、▽統制委員長・稲富稜人（新）、▽統制委員・青山丘（新）、大松明則（新）、加藤正蔵、菅原喜重郎（新）、戸部卯吉、西村寿紀（新）、橋詰又一郎、部谷孝之、三浦隆、▽会計監査・伊藤郁男（新）、木下淳美、鈴木道明（新）、玉置一弥（新）、森下玉治、▽常任顧問・春日一幸、小平忠（新）、佐々木良作（新）、中村正雄（新）。

また、第三回中執委（八五年五月一〇日）では、つぎの顧問が選任された。

▽顧問・安里積千代（新）、天池清次（新）、滝田実、竹本孫一（新）、村尾重雄、門司亮、和田耕作。

2　組織・機関紙・財政

党員数　民社党の党員数は、八五年三月末で七万九六八六人、七月末で八万一五〇〇人であったが、その後も増えつづけ、八六年四月には九万人を突破し、第三一回大会では九万人目の党員の表彰もなされた。しかし、その後円高不況や構造不況の影響で民間企業の離職者が相次いだあおりをうけて離党者が入党者を上回って九万人の大台を割り、「二二月末の総党員数は八万八千八百人台」（『週刊民社』八七年一月三〇日付）となった。なお、第三一回大会への党務報告によれば、最近三カ年の党員数の増減は第

第 90 表　党員数最近 3 カ年の動き

年	新入党者数（人）	離党者数（人）	年度末党員数（人）
1983	8,503	5,499	73,359
84	11,420	6,834	78,403
85	15,535	5,521	88,451

第 91 表　党員の年代別比率

20歳代	11.2%
30	34.1
40	31.7
50	16.7
60	5.8

〔備考〕 民社党第31回大会党務報告による。

90表のとおりであり、党員の年代別比率は第91表のとおりである。

機関紙　民社党の中央機関紙『週刊民社』の部数は、八五年四月現在で約一六万部と推定されたが、このときの第三〇回大会「党務報告」では「紙代完納部数」は一四万八七五八部と報告されていた。しかし、この一年後の第三一回大会「党務報告」では、「発行部数一八万部を超え、月刊かくしんも毎月二万五千部を発行」と報告されている。

定期刊行物　民社党が発行している定期刊行物は、つぎのとおりである。

①中央機関紙『週刊民社』（週刊、タブロイド版一二頁）一部九〇円、一カ月三五〇円
②月刊誌『kakushin』（月刊）一部五〇〇円、年六〇〇〇円
③政策審議会編『政策と討論』（月刊）一部二五〇円、年三〇〇〇円
④『自治レポート』（月刊）一部二〇〇円、年二四〇〇円
⑤英文情報紙『ミンシャトー・インフォメイション』（年四回）

このうち『kakushin』は、従来の『かくしん』を八六年一月号から改名したもので、あわせてサイズや活字も大型化し、内容もソフトになった。

財政　民社党が自治省に提出した八五年分の収支報告によれば、収入額は一八億二九六四万六三六八円で、これに前年繰越額二億九八三四万二六八三円を加えた収入総額は二一億二七九八万九〇五一円となっている。収入額は前年とくらべて一億五六三八万円の増である。

収入の内訳では、例年どおり寄付が七億二五九五万円（三九・七%）ともっとも多く、次いで立法調査費三億六七二〇万円（二〇・一%）となっている。寄付の七四%にあたる五億三六九八万円は民社党の政治団体・政和協会からのものであり、その他のおもな団体寄付としては、例年どおり同盟からの一億円のほか、ゼンセン同盟からの一一五七万円、電力労連からの七二〇万円、自動車労連からの六五三万円などがある。機関紙・誌の発行その他の事業による収入は四億六四八万円（二二・二%）だが、このうち機関紙『週刊民社』からの収入は二億三〇五五万円（一二・六%）で前年より一六五一万円の増、月刊誌『kakushin』は七五二九万円（四・一%）で前年より一〇一四万円の増となっている。また、パーティ開催による収入は月刊誌からの収入よりも多く、八八四五万円である。党費・会費収入は二億八二一七万円（一五・四%）で一一一二万円の

増、納入人員も八万八四五一人で前年より一万一〇八人増となっている。

一方、支出面では、支出総額は一八億七〇一二万三六一八円で前年より二億三二九六万円の増となった。内訳では、寄付・交付金がもっとも多く四億二三三五万円（二二・六％）で一億二六五二万円の増、次いで人件費四億一三四一万円（二二・一％）で九〇五万円の増、機関紙・誌の発行事業費三億一二八七万円（一六・七％）で一三三〇万円の増、組織活動費一億九二〇一万円（一〇・三％）で二四〇一万円の増となっている。

なお、民社党の政治資金団体である政和協会の八五年中の収入額は、八億六五五〇万三三五二円（前年比四二七一万円の増）、前年繰越額五億五七八四万九一〇三円を加えた収入総額は一四億二三三五万二四五五円となっている。政和協会への寄付の大部分は経営者団体や企業からのもので、東証正会員協会二六六〇万円、トヨタ自動車一四一〇万円、損害保険協会一五〇〇万円、歯科医師政治連盟一九五〇万円などが目立っている。このほか一〇〇〇万円の寄付をおこなった団体としては松下電器、東レ、化学繊維協会、日本石油、鉄鋼連盟、自動車工業会、鋼材クラブ、セメント協会がある。

一方、支出では、民社党への寄付五億三六九八万二四〇〇円が支出総額五億五八四九万七七円の九六％を占めている。

3 大会・中央委員会

(1) 中央委員会

第二一回中央委員会 第二一回中央委員会は、第三〇回党大会から七カ月後の八五年一一月一九日、東京・千代田区の都道府県会館に中央委員二〇三人を集めて開かれた。この中央委員会の目的は、八六年の参院選に向けて選挙準備の体制を整えることにあった。

あいさつにたった塚本委員長は、「比例区は是非六名の当選を期す。そのために選挙区選挙には、最低二〇選挙区に候補を擁立すべく、同盟と密接な連携のもとで作業を進めている。衆院選では、現職三八名とともに、次回は最低五〇名の当選を期す」との方針を示した。同盟を代表してあいさつした宇佐美会長も、「来年の参院選では、比例代表区の同盟四候補はもちろん、民社党候補全員の必勝のため、同盟は全力を尽くす」と、参院選に臨む決意を明らかにした。

つづいて、党大会以降の党務報告を大内書記長、国会活動報告を小沢国対委員長がそれぞれおこない、承認された。この後、藤井選対委員長が参議院選挙活動方針の提案にたち、「比例代表区六名以上、選挙区八名以上の計一四名以上の当選を果たし、非改選議員七名と合わせ、予算をともなう法案提出権に必要な二一議席獲得をめ

ざす」と述べ、「衆院議員五一名、参院議員二一名、地方議員三〇〇〇名」の目標を示した。中央委員会は、最後に塚本委員長の音頭で参院選必勝をめざし「ガンバロー」を三唱して閉会した。

第二二回中央委員会　第二二回中央委員会は、衆参同日選挙から二カ月後の八六年九月三〇日、都道府県会館に中央委員一九三人を集めて開かれた。この中央委員会は、衆参同日選挙の総括をおこなうとともに、翌八七年春の統一地方選挙に向けての体制作りを課題とした。

あいさつにたった塚本委員長は、同日選の結果について「この屈辱をバネとして、つぎの大飛躍に向け、執行部一同、さらに団結を固め、一丸となって邁進する」決意を表明した。また、「新たな改革の目標と旗印」としての行動綱領の学習をよびかけるとともに、「国民の共感を得る政権構想を作りあげることが急務だ」として、「保守支持層も含む、現状維持主義に満足しない、自由と国際化に向けての改革を願う人々に働きかける必要がある」と強調した。なお、このあいさつ原案では、自民党との連合政権構想を否定して「政権交代ができる勢力づくりを検討する」と述べることになっていたが、中執委で佐々木前委員長らから「党内論議を踏まえていない」などの指摘があり、急きょ、全面的に削除されるという経緯があった（あいさつの要旨については『週刊民社』八六年一〇月一〇付参照）。

この後、来賓としてあいさつした宇佐美同盟会長は、「こういう結果になったからといって、同盟は右顧左眄することなく、今後も民社党を支持、協力していく。よりいっそう連携を密にしたい」と述べた。また、全民労協の連合体移行問題にも触れ、「連合体が発足すれば、ナショナルセンターとしての同盟は、解体を考えなければならない」「中央は連合体となっても、地元もただちにというわけにはいかないだろう。地方同盟との窓口も考えなければならない。これまで同盟が支持、協力してきた多くの団体との窓口を作ることは必要である。どういう形で作るかは、来年の同盟大会で決めたい」との見解を明らかにした。

会議では、衆参同日選挙総括案を大内書記長が、行動綱領の党内討議促進について柳沢組織局長が、塚本委員長を本部長とする統一地方選対本部の設置などの統一地方選挙対策方針と政策について岡田地方議会対策委員長が、臨時国会活動方針について小沢国対委員長がそれぞれ提案し、承認された。なお、衆・参同日選挙総括（全文）は『週刊民社』八六年一〇月一〇日付に掲載されている。この選挙総括案をめぐる質疑のなかでは、民社党の基盤を「都市」におくか、農漁村も含めた「国民」におくかという議論が提起されたが、塚本委員長は明言を避け、結論は出なかった。また、党改革や選挙敗北で執行部の責任問題をとりあげた意見もでなかった。

(2)　第三一回定期全国大会

大会経過　民社党第三一回定期全国大会は、八六年四月二四～二五日、東京・九段会館で開催され、本部役員・代議員など六二八人が出席した。大会では、党歌斉唱、開会あいさつ、議長団選任などのあと、塚本委員長があいさつした。つづいて、竹入義勝公明党委員長、山口敏夫新自ク幹事長、江田五月社民連代表、宇佐美忠信同盟会長、藁科満治中立労連議長、小松雅雄民社研議長、ラモン・ペドローサ・フィリピン民主社会党外交委員長

らが来賓としてあいさつした。このあと、党務報告や行動綱領委員会中間報告などを承認し、一九八六年度運動方針、組織活動方針、政策大綱などの議案が提案され、質疑のあと、それぞれ分科会に付託された。

第二日目は、午前中、分科会での討論がつづき、午後、全体の会議での分科会報告のあと、それぞれ満場一致、原案どおり承認された。党員表彰、「大型間接税の導入阻止と所得減税の早期実施を求める決議」など五つの決議（決議は『週刊民社』八六年五月九日付を参照）の採択などの後、参院選候補者紹介とつづき、さらに藤井選対委員長が「公認五五人、推薦一人の計五六人を、第一次公認・推薦候補者として決定した」と述べて一人一人の参院選候補者を紹介した。大会は最後に、塚本委員長の音頭で「ガンバロウ」を三唱して閉幕した。

委員長あいさつ　大会冒頭あいさつにたった塚本委員長は、党員数が結党以来最高となった事実を紹介しつつ、「党の政治目標を明確にし、党のイメージを鮮明にすることが求められている」として、「昨年の大会で決定された運動方針にもとづき、七月から行動綱領委員会を、大内書記長をキャップにしてスタートし、約八カ月の討議をへて、本大会にその草案を出す運びとなった」ことを報告した。また、解散・総選挙をめぐる政局については、①定数是正なしの解散は行政権の濫用、②大義名分がない、③ダブル選挙は憲法違反の疑いがある、④マルコス疑惑の真相解明を遅らせるなどの理由をあげて、解散・総選挙は「党利党略、派利派略にもとづくもの」と断じ、「与党内の良識派にも訴え、断固たる姿勢と決意で、今後の政局に対処する」ことを明らかにした。

さらに、党大会直前に明らかになった撚糸工連疑獄については、「横手代議士みずからが、はっきりと潔白を主張しており、また、現在までの、われわれの調査でも、何らやましい事実がない」と強調した。しかし、同時に、「党の名誉と信頼が著しく損われたことは否定できず」、「国民の前で、疑惑の眼が向けられたことは、悲しみに堪えず、党員および全国民に、深く頭を垂れたい」として、「結党以来の試練」を乗り越えるために全党が団結することを訴えた。塚本委員長あいさつの全文は『週刊民社』八六年五月二日付に掲載されている。

4　政策・方針

八六年度運動方針　民社党第三一回大会で決定された八六年度運動方針は、「第一、転換期の日本と民社党の使命、第二、党活動の基調、第三、新政治決戦の勝利をめざして」の三本の柱からなっている。第一の柱では、本年度のたたかいとして、①円高不況の克服と大増税阻止、②国鉄分割・民営化など行政改革、③新たな高度福祉社会づくり、④教育改革——の課題があげられ、運動方針の中心をなす第二の柱では、一、民社党の存在意義と行動綱領、二、主体性を強化し国民の期待に応える党へ、の二つの部分に分けて運動の基調が明らかにされている。とくに、連合問題では、「自民党との連合をも排除するものではない」と初めて明記した前年の八五年度運動方針の表現は姿を消し、「中期的にみて

連合時代の到来は不可避」としつつも、そのときに「中核的役割を果たしうるものはわが党であろう」と述べるにとどまった。また、主体性強化のための五つの改革として、①党をとりまく広範な支持者の組織化、②党の近代化と魅力ある党イメージの確立、③党財政基盤の強化拡大、④議員の質量とその充実、⑤新しい党風の確立など、主体性・独自性強化の方向性が強く打ち出されたものとなっている。

なお、運動方針が社会党の新宣言採択について言及した部分はつぎのとおりである。

【民社党八六年度運動方針（部分）】

社会党は、石橋体制になってから政権をめざす党への脱皮を強調し、これまでの余りに非現実的な路線、政策を手直ししようとする動きがみられる。新宣言の採択はそのあらわれである。しかし新宣言をめぐる党内混乱の経緯が示すように、それは内部対立を依然として内包したものであり、これを契機に社会党に新しい路線と政策が生まれるかどうかは疑問である。特にマルクス主義や非武装中立、原発反対といった路線や政策は、新宣言などの内容ならびにそれをめぐる党内論議をみれば、結局、何も根本的には変わっていないように思われる。社会党のこのような非現実的な姿勢が野党全体の力をそぎ、自民党の一党支配を産んできた大きな背景であることを考える時、われわれは社会党が野党第一党としての責任の重さを自覚し、一日も早く建設的現実路線を歩むよう要望するものである。

八六年度政策　第三一回党大会で決定された八六年度政策大綱は、総論として六つの柱を掲げ、各論として一三の項目を明らかにしている。このなかでは、中曽根内閣の政策についてその発足以降初めて正面切った批判を展開し、総論の第六の柱として「ニュー平和戦略の推進で国際的責任を果たそう」と訴えてタカ派的印象をうすめるなど、参院選に向けての独自政策を強調した内容となっている。経済政策については、実質五％以上の成長をめざし、「適切な国債発行」が必要だとし、六五年度赤字国債依存体質脱却の期限にこだわらないで柔軟に対処すべきだとしている。また、行政改革については、臨時行政改革推進審議会の任期延長・機能強化、国鉄分割・民営化諸法案の早期成立、六二年度から五年間に国家公務員数をさらに一割純粋に削減することなどを提案し、「六五歳定年法」の制定などももりこまれている。

全文は『政策と討論』八六年三月号、四月号に掲載されている。

行動綱領の策定に向けての中間報告

八五年四月の第三〇回大会は、「綱領の精神を深め、それを補完し、新しい政治目標を設定するための行動綱領委員会」の設置を決定した。これにもとづいて、八五年七月の中央執行委員会は大内書記長を責任者とする同委員会の構成を決め、行動綱領策定に向けての作業が開始された。以来、第三一回大会までの間、一一回にわたって委員会もしくは起草小委員会が開催され、民社研や同盟とも各二回の意見交換の場がもたれた。これらを通じて、①第三一回大会に草案を中間報告として提出し、内外の意見を聴取したうえで第三二回大会で行動綱領を正式決定する、②現綱領はそのままとし、これを補完するものとして策定する、などの方針を決定して作業が進められ、八六年四月の第一三回大会に中間報告として行動綱領草案が大内書記長によって提案された。

行動綱領草案は、日本の状況変化として、①経済大国としての国際的責任の増大、②技術革新や情報化の進展、③急速な高齢化の進行をあげ、それにたいする党の目標を掲げつつ、綱領では明確な規定がない民主社会主義の基本理念についても、自由・公正・協力の

三点を明文化した。他方、綱領ではしばしば用いられていた「社会主義」の用語はまったく姿を消している。また、綱領では「対決」の対象とされている資本主義については、「市場経済の長所を積極的に生かし、必要に応じて計画性を導入していく」と述べ、混合経済体制の色彩を強めた。このほか、政策中心の連合や行政改革の必要性など、綱領が触れていない問題も新たに提起されている。草案全文は、『週刊民社』八六年四月二五日付を参照。

この行動綱領草案は、第三一回党大会で承認され、八六年九～一一月の三カ月間の党内総討論月間を経て論議をにつめ、次期党大会で正式に決定されることになっている。

【行動綱領草案――自由、公正、協力、平和をめざして――（目次）】

一、新しい日本の創造

二、われわれのめざすもの

自由・公正・協力の社会

新たな高度福祉社会

平和で豊かな世界

三、改革の基本目標

1、ゆとりある生活と協力の社会づくり

2、明日をひらく教育、科学、文化

3、公正で活力ある経済

4、平和で自由な世界への貢献

5、政治の活性化と効率的な政府

四、改革への道

五、国民の皆さんへ

統一地方選政策　民社党の統一地方選挙政策は、「ぬくもりと心がふれあうふるさとづくり」と題して、五大主張と六つの各論からなっている。五大主張は、①地方自治の健全な発展で、豊かな地域社会を築こう、②円高不況の克服で住民の雇用と生活を守ろう、③健康で安心のできる心温かな福祉のまちを築こう、④住民が安全で快適に暮らせるまちづくりを進めよう、⑤青少年がすこやかに育ち、文化の香り高い地域社会を築こう、の五つである。政策の全文は、『政策と討論』八六年一〇月号に掲載されている。

以上のほか、この一年半に民社党が発表した政策はいずれも『政策と討論』に掲載されている。

5　労働組合との関係

労働運動にかかわる方針　第三一回大会で採択された八六年運動方針は、全民労協についてはじめてとりあげ、それとの関係づくりを強調するなど強い関心を示している。これは、八七年秋に全民労協がより結集度の高い「連合体」に移行する方針を打ち出しているところから、「これをにらんだ主導権争いで社会党に遅れをとらないよう、準備を進めていく構えを示したもの」（『朝日新聞』八六年三月三一日付）とうけとられた。

【民社党八六年度運動方針――第一　転換期の日本と民社党の使命、二、激動する政治情勢と民社党の役割、2、野党と労働運動の新たな動向への対応の一部分】

われわれのもう一つの重大関心事は労働戦線の統一への動きである。労働運動は、来年に予定されている全民労協の連合体移行に向けて、いよいよ戦線統一への正念場を迎えている。われわれは、それが民主的労働運動

の歴史的な大同団結になるよう期待するものである。同時に、その行方が、今後、政党と労働組合との関係に大きなインパクトを与える可能性があることに注目し、それへの対応を急ぎ、政党と労働組合との健全で建設的な協力関係を構築しなければならない。

同盟との定期協議

八五年一月以降、民社党と同盟との間になされた定期協議は、つぎのとおり。

(1) 第三〇回協議（八五年一月二二日）――(イ)宇佐美会長より同盟第二一回大会について説明、(ロ)第一〇二通常国会の諸重要案件、(ハ)選挙対策について意見交換がおこなわれた。

(2) 第三一回協議（二月二二日）――佐々木民社党委員長から、(イ)国会での対応策、(ロ)第三〇回大会に提案される運動方針骨子の説明がなされ、宇佐美同盟会長から、減税問題、「太陽と緑の週」法制化等についての協力要請がおこなわれた。

(3) 第三二回協議（三月二二日）――(イ)塚本民社党書記長から第三〇回大会運動方針にたいする説明、(ロ)大内政審会長から政策ビジョンについての説明がなされた。

(4) 第三三回協議（四月二〇日）――(イ)民社党第三〇回大会対策、(ロ)ボン先進国労組指導者会議についての説明がなされ、(ハ)国会の動向等について意見交換がおこなわれた。

(5) 第三四回協議（七月八日）――(イ)都議選結果、(ロ)参院選対策など政局全般について意見交換がなされた。大会後初めての会合であり、民社党からは新三役が出席した。同盟から「機関中心の党運営」がおこなわれるよう要望が出され、春日グループの派閥的な動きなど党内の結束の乱れが批判された。

(6) 第三五回協議（九月三〇日）――(イ)臨時国会対策、(ロ)国鉄問題、(ハ)参院選対策などについて意見交換をおこなうとともに、塚本委員長から訪米、永末副委員長から訪中、宇佐美会長から政労使視察団の報告がおこなわれた。

(7) 第三六回協議（一〇月三〇日）――塚本委員長から、(イ)衆院定数是正法案の対応策、(ロ)参院選対策、宇佐美会長から、(ハ)第四回全民労協総会にかかわる諸問題、(ニ)八六年度の税制改革・減税要求等政策課題についての考え方の説明がなされた。

(8) 第三七回協議（一二月二日）――塚本委員長から臨時国会の情勢について、宇佐美会長から、(イ)全民労協総会、(ロ)同盟第二二回大会について、説明があった。

(9) 第三八回協議（八六年二月一二日）――第一〇四通常国会について民社党側から「解散の引き金になる可能性が強いので、不信任案は軽々に取り扱わないよう野党間で話し合っていく」などと説明を受けたあと、(イ)減税要求実現、(ロ)定数是正の動向、(ハ)参院選対策などの当面の課題について協議した。

(10) 第三九回協議（三月一二日）――(ロ)国会の当面の状況、(ロ)'86賃闘状況、(ハ)衆・参両院の議員定数問題および衆院解散、総選挙の見通し、(ニ)参院選候補者擁立等について意見交換がおこなわれた。

(11) 第四〇回協議（四月一八日）――(イ)民社党第三一回大会対策、(ロ)東京先進国労組指導者会議、(ハ)衆参同日選挙見通し、(ニ)撚糸工連事件などについて意見交換がなされた。

(12) 第四一回協議（九月四日）――宇佐美会長から、(イ)全民労連への移行にともなう同盟の諸課題、(ロ)第一〇七臨時国会での重要法案（減税・時短等）への協力要請、(ハ)ICFTUのフィリピンにおける労働・社会情勢の調査報告、(ニ)同盟の立場での同日選総括が説明され、塚本委員長から(ホ)党再建への決意・方策が示された。

(13) 第四二回協議（一一月二一日）――(イ)全民労連移行にともなう諸問題、(ロ)統一地方選に向けての民社党強化、(ハ)第一〇七臨時国会での重要法案の審議状況などについての意見交換がなされた。

その他の民社党と同盟の協議

このほか、八五年一一月二九日に東京・友愛会館で開かれた'85政治セミナー、六月五日の民社党国対関係議員と同盟構成組織政治担当者との懇談、六月七日に友愛会館で開かれた第六回政治委員会、七

月二二日に熱海市で開催された構成組織政治担当者・地方同盟書記長合同の参院選対策会議、一二月一六日の民社党国対関係議員と同盟構成組織政治担当者との懇談、一二月二四日の塚本民社党委員長はじめ三役、局・委員長および同盟三役と各構成組織代表者との懇談、八六年二月七日に讃岐会館で開催された第一回政治委員会、一月一二日に自動車労連会館で開催された第六回政治委員会などに民社党と同盟の代表が参加して意見交換をおこなった。

また、第一〇二通常国会では毎週火曜日に同盟・民社党国対連絡会議が開かれ、合計二〇回にわたった。第一〇三臨時国会でも会期中毎週火曜日に連絡会議が開かれた。第一〇四通常国会でも同様に毎週火曜日に連絡会議が開かれ、会期中一四回に及んだ。これは第一〇七臨時国会でも同様であった。

さらに、民社党・同盟ブロック会議が、八五年八月から一一月にかけて開催され、参院選や衆院解散、総選挙に向けての体制づくりがはかられた。また、八六年一〇～一一月にも、北海道・東北・関東など全国九ブロックにおいて民社党・同盟合同ブロック会議が開かれ、(イ)統一地方選挙方針の具体的実施、(ロ)民社党の行動綱領中間報告、(ハ)党勢拡大運動の展開等について意見交換がなされた。

全電通委員長の政策研修会参加 八五年一〇月三日、箱根で開かれた民社党政策研修会のパネルディスカッション「これからの政治目標——民社党に何を望むか」に、全電通の山岸委員長が発言者の一人として参加した。山岸委員長は、「民社、社会両党が自民党との政権交代を担うため努力してほしい」と述べて社会・民社両党の提携を訴えるとともに、つぎの総選挙で全電通として民社党公認候補にも「最大限の推薦をしたい」と協力の用意があることを明らかにした。なお、『総評系労組幹部が民社党の政策研修会に出るのは初めて』(『朝日新聞』八五年九月一〇月付)であり、これは従来の枠にとらわれない政党と労組幹部の交流として注目された。

6 国際活動

社会主義インター関係 八五年四月一五～一八日の首脳会議、八五年五月二二～二四日のAPSO・アジア・大洋州社会主義政党組織クアラルンプール会議、八五年六月一七～一九日の幹事会、八五年一〇月一三～一五日の幹事会、八五年一〇月一六～一七日の軍縮特別大会、八六年二月五～八日の九党から各一名の代表で構成されたフィリピン大統領選挙調査団などに民社党代表がそれぞれ参加した。

海外への代表派遣 八五年九月四～一六日、第六次訪中代表団、八五年九月一〇～二二日、塚本委員長を団長とする第七次訪米代表団、八六年三月四～八日、民社党フィリピン訪問団、三月三〇日～四月七日、塚本委員長を団長とする民社党東南アジア訪問団などがそれぞれ派遣された。

6　日本共産党

1　概　況

同日選での善戦　八六年七月六日投票の衆参同日選挙で、共産党は衆院で二六議席、参院比例区で五、選挙区で四、参院合計九議席を獲得した。これは前回とくらべて、衆院で同数、参院比例区で同数、選挙区で二増、参院合計二議席増という結果になる。おしなべて野党が議席を減らすなかで、衆院で現状維持、参院で前進をみたことは、善戦と評価できる。その他の指標でも、衆院の相対・絶対得票率でそれぞれ、〇・五五％、〇・一四％と微減したのを除けば、衆院得票数、参院比例区・選挙区の得票数、同相対・絶対得票率のいずれにおいても増加を示している。とくに、参院比例区で得た五四三万票は、全国区を含めてこれまで最高のものであった。

反核国際シンポ　八五年七月一〇～一三日、日本共産党の主催で「核戦争阻止・核兵器廃絶」国際シンポジウムが日本青年館で開催された。二七カ国の共産党・労働者党の代表約四〇人が参加し、うち一九人はボス・ソ連最高会議民族会議議長など各党の中央役員クラスであった。日本共産党主催の国際シンポは七二年の第一回以来四回目だが、これまではいずれも資本主義諸国の党によるもので、ソ連・ベトナムなどの社会主義国の共産党・労働者党の参加は今回が初めてであり、また、世界各国の共産党が核廃絶をめぐって本格的に討議するのも初めてのことであった。シンポジウムでは、核戦争阻止、核兵器廃絶の基本的な方向ではほぼ意見が一致したものの、核廃絶の内容や位置づけ、具体的な方法、核軍拡競争におけるソ連の責任、一方的な核戦力の削減などの問題をめぐって各国の意見の違いが明らかになり、激しい論議がかわされた。なお、シンポジウムに参加した二七カ国の共産党・労働者党の名前はつぎのとおりで、その発言の詳細は『前衛』八五年九月特集増大号に掲載されている。

①アイルランド労働者党、②アルジェリア民族解放戦線党、③イギリス共産党、④イタリア共産党、⑤インド共産党（マルクス主義）、⑥オーストラリア共産党、⑦オランダ共産党、⑧キューバ共産党、⑨スイス労働党、⑩スウェーデン左翼党（共産党）、⑪スペイン共産党、⑫ソ連共産党、⑬デンマーク社会主義人民党、⑭ドイツ社会主義統一党、⑮ドイツ共産党（DKP）、⑯ニカラグア・サンディニスタ民族解放戦線、⑰日本共産党、⑱ノルウェー社会主義左翼党、⑲ハンガリー社会主義労働者党、⑳フィンランド共産党、㉑フランス共産党、㉒ブルガリア共産党、㉓ベトナム共産党、㉔ベルギー共産党、㉕メキシコ社会主義統一党、㉖ユーゴスラビア共産主義者同盟、㉗ルーマニア共産党。

党執行部批判の表面化　第一七回党大会の準備の過程で、『赤旗』が大会議案についての意見を募集したのを契機に、方針にたいする反論や疑問が表面化した。これは七〇年代後半から党勢が伸び悩み、民主連合政府が実現しなかったことな

どを背景としたもので、方針に誤りがふくまれていたとする批判の一部は、『赤旗評論特集版』にも掲載された。これにたいして『赤旗』は、「民主連合政府のスローガンをめぐって」（一一月九日付）、『国政選挙での一進一退』とはどういうことか」（一一月一〇付）という論文を発表して、「党の方針が正しくても、反動支配層との力関係のために、党が後退をよぎなくされるということが起こりうる」と反論し、党大会席上でも、不破委員長の報告で、反動攻勢に最悪の形態でとりこまれたものとしてきびしい批判がおこなわれた。

さらに、大会が開かれた一九日午前、会場近くの路上で東大大学院生支部の一院生が党執行部批判のビラを配布するなどの動きがあった。このような動きにたいして党中央は五人の院生を六カ月間の党員権権利制限処分に付し、八六年一月一六日付で東大院生第二支部所属の党員（ペンネーム伊里一智または浦地実、実名未発表）を除名処分とした。

不破・ゴルバチョフ会談　八六年八月四～一三日、不破幹部会委員長を団長とする代表団が、日ソ両党定期協議のために訪ソした。ソ連側の事情で開催が遅れていた不破・ゴルバチョフ会談は、八月一一～一二日におこなわれ、席上、ゴルバチョフソ連共産党書記長は、八五年一一月の米ソ首脳会談での共同声明について、ソ連は「忠実に守っていく」と述べ、核戦争を戦わない決意や包括軍縮交渉への意欲を改めて表明した。また、レーガン米戦略にたいしては、「軍備競争を宇宙に持ち込み、紛争を継続させる」と警告した。

これにたいして不破委員長は、日本共産党が核戦争阻止、核兵器廃絶の目標を掲げ、非核三原則の厳守などのための闘いをつづけていることを説明するとともに、つぎの定期協議を同じく首脳会談として東京でおこなうことを提案し、書記長の訪日を招待した。双方は、八四年一二月の核兵器廃絶にかんする両党共同声明が「依然として活力を持って生きつづけている」こと、反核・平和運動で両党の協力を強化すること、「ヒロシマ・ナガサキからのアピール」でも具体的協力をおこなうことなどを確認した。

不破・ゴルバチョフ会談は、八五年三月のチェルネンコ書記長の葬儀の時に次いで二度目だが、本格的な会談は今回が初めてであった。

チェコ共産党との関係修復　八六年三月三日、共産党は八一年以来交流が途絶えていたチェコスロバキア共産党との関係改善を明らかにした。

2　組織・機関紙・財政

党員数　共産党の党員数は、第一六回大会時点の八二年七月現在で四八万人余であった。八五年一一月の第一七回大会への不破委員長の報告では、「前大会に近い水準を維持することに成功」したとして、「ひきつづく奮闘で前大会水準の完全な突破を早くやりとげる」ことが提起されている。これからみれば、第一七回大会時点での党員数が前大会に及ばないことは明らかである。党員数が前大会の数を下回ったのは、現綱領を確定して躍進を

始めた「一九六一年の第八回党大会以来初めて」（『朝日新聞』八五年一一月二〇日付）のことである。なお、「党員は四八万人以上」と報道されている（『朝日新聞』八五年九月二〇日付）ところからすれば、前大会を下回っているとはいえ、それはごくわずかな数にすぎないと思われる。

機関紙

共産党の中央機関紙『赤旗』には、日刊紙と日曜版がある。これを合計した部数は、八〇年二月の第一五回大会時に三五三万でピークを示し、八二年七月の第一六回大会時には三百数十万部にとどまった。第一七回大会の中央委員会の報告では、「前回の党大会がひらかれた一九八二年七月末の水準に到達しつつあります」と述べられており、別のところでは、「読者三百数十万」と報告されている。結局、機関紙読者数も党員数と同様に前回大会をわずかに下回る数になっているものと推定される。

定期刊行物

共産党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『赤旗』（日刊、一六ページ）一部七〇円、一カ月二〇〇〇円
②同『赤旗日曜版』（週刊、二〇ページ）一部一三〇円、一カ月五〇〇円
③同『赤旗』学習・党活動版（週刊、タブロイド版八ページ）一部四〇円、一カ月一五〇円
④同『赤旗』評論特集版（週刊、B5判三二ページ）一部八〇円、一カ月三〇〇円
⑤理論政治誌『前衛』（月刊）一部五〇〇円
⑥『理論政策』（月刊）価格不定
⑦『暮らしと政治』（月刊）一部四五〇円
⑧『あすの農村』（月刊）一部四五〇円
⑨『月刊学習』（月刊）一部二五〇円
⑩『女性のひろば』（月刊）一部二五〇円
⑪グラフ『こんにちは――日本共産党です』（月刊、AB判五〇ページ）一部一五〇円
⑫『世界政治―論評と資料―』（月二回刊）一部三〇〇円
⑬『学生新聞』（週刊、六ページ）一部六〇円、一カ月二三〇円
⑭『点字赤旗』（月刊）一部二〇〇円
⑮『赤旗縮刷版』（月刊）一部四四〇〇円
⑯『赤旗』写真ニュース（月二回刊）一部一五円
⑰『ブレティン』（英文広報誌）

財政

共産党が自治省に提出した収支報告によれば、八五年中の同党中央本部の収入額は二一六億七八六九万九八四二円（前年比四九八万円の増）で、一一年連続して他政党を上回った。第二位は自民党で一八九億六六三三万九七八円、以下第三位公明党、第四位社会党、第五位民社党の順で、これはここしばらく変わっていない。なお、前年からの繰越額四九億一七六七万二八〇五円を加えた収入総額は二六五億九六三七万二六四七円で、前年より四億八二四一万円の増となった。

収入の内訳では、『赤旗』などの新聞関係が一六九億六四六九万円（七八・三％）で前年より七三二六万円の増、次いで書籍関係が一三億九四四二万円（六・四％）で四九二二万円の減、『前衛』などの雑誌関係が一二億三四二九万円（〇・六％）で三三一万円の減となっており、これらに「赤旗まつり」や「人民大学」をふくめた「機関紙誌の発行その他の事業による収入」は一九八億五六八一万円で、全収入額の九一・六％にのぼっている。党費は一一億五八一四万円（五・三％）で二三七九万円の増である。なお、党費は総額の一五％だけが中央本部に納入されるので、実際の党費総額は七七億二〇九三万円になる。党費納入人員は延べ数で三七四万三六二〇

人、一カ月平均では三一万一九六八人で、前年より延べ数で三万四〇〇四人、月平均二八三四人の減である。寄付はすべて個人からのもので、二億五八八九万円（一・二％）と前年より五六三万円の減であった。

一方、支出面では、支出総額は二一五億三三三四万六二九一円で前年より三億三七〇六万円の増である。内訳では機関紙・誌の発行事業費が一六一億二七三一万円（七四・九％）で前年より一億九八五一万円の増、次いで人件費が二三億四四三三万円（一〇・九％）で二億一四二四万円の増、寄付・交付金が一七億六四九万円（七・九％）で三億三四九四万円の増となっている。

3 大会・中央委員会総会

(1) 中央委員会総会

概況 この一年半の間に開かれた中央委員会総会は、第一一回（第一六回大会以降の通算）と、第一回・第二回・第三回・第四回・第五回（第一七回大会以降の通算）の六回である。

一一中総 八五年九月五～七日、党本部で開催。総会は宮本議長の司会で開会され、宮本議長の冒頭発言、不破幹部会委員長の党務報告がおこなわれた。また、不破委員長が決議案「『第一七回党大会をめざす党員総決起、党の質的強化・党勢拡大月間』をよびかける」を提案し、金子書記局長が第一七回党大会決議案について、吉岡吉典政策委員会責任者が党綱領の一部改正案について、市川正一組織局長が党規約一部改正案について、それぞれ提案説明をおこなった。総会では延べ五九人が発言したのち、これらの発言・報告・議案・決議がそれぞれ全員一致で採択され、大会議案については、ただちに全党討議にかけ、第一七回党大会に提案することになった。また総会は、第一七回大会代議員選出にかんする規定事項を決定し、第一六回党大会期の統制委員会の報告をうけ、決議「国家機関によるスパイ工作、結社の自由侵犯について」を採択した。

一七回大会一中総 八五年一一月二四～二五日、伊豆学習会館で開催。総会では、冒頭、宮本議長があいさつをおこない、そのなかで、非核の政府と五項目の提起について中央でもただちに具体化を検討するが、地方でも中央まちにならずとりくむべきであると強調し、新しくつくられる中央委員会の地方代表機関の重要性と活動のあり方や問題別委員会の活動などについてのべた。総会は二四日の会議で中央委員会議長以下の新しい人事を決定（役員の項を参照）、村上弘を責任者とする統制委員会、中沢清作を責任者とする監査委員会を任命し、二五日の幹部会で決定された書記局人事について報告をうけた。この人事では、宇野三郎書記局次長に代わって浜武司常任幹部会委員が選任され、緋田吉郎・小島優とともに書記局次長となった。また、総会は、幹部会で任命された吉岡吉典を責任者とする中央機関紙編集委員についても報告をうけ、党中央機構の問題別委員会を、①国際問題、②政策問題、③宣伝・イデオロギー問題、④思想・組織建設問題、⑤機関紙問題、⑥

統一戦線問題、⑦大衆運動、日常活動問題、⑧選挙・自治体問題、⑨青年学生問題、⑩平和問題の一〇委員会に再編成した。

二　中　総　八六年三月一一～一四日、党本部で開催。総会は宮本議長の司会で開会され、宮本議長の冒頭発言の後、金子書記局長が一中総後の党務報告、不破幹部会委員長が「国政選挙の得票目標と闘争方針の新しい発展について」の幹部会報告をおこなった。冒頭発言と幹部会報告の中では、全国を三つのランクに分け、そのそれぞれで有権者比で一～二割以上の得票をめざすという新しい目標を設定し、参院選を初めとした新しい選挙闘争方針が提起された。討論では延べ七四人が発言し、不破幹部会委員長の結語のあと、冒頭発言・党務報告・幹部会報告・結語が全員一致採択された。

なお総会は、つぎのとおり幹部会委員二名を補充した。

林百郎中央委員、衆議院議員団長
山手叡中央委員、機関紙誌局次長

三　中　総　四月一五～一六日、労音会館で開催。総会は、招集範囲を拡大し、中央役員でない県委員長、書記長、選対部長、および地方出張所事務主任も出席した。総会は、宮本議長の司会で開会され、宮本議長があいさつをかねた冒頭発言、不破幹部会委員長が二中総決定実践についての幹部会報告をおこなった。これらのなかでは、参院選をめざす活動での立ち遅れ、後退など憂慮すべき事態にあること、このまま推移するなら重大な後退を招く危険があることがきびしく警告され、全党の決起による奮闘が訴えられた。討議ではのべ四三人が発言したが、とくに宮本議長も発言を求めて、機関の指導上の問題、中間地方選挙と全党的課題との関係などについて解明した。総会は、宮本議長の冒頭発言（中間発言をふくむ）、不破委員長の幹部会報告と結語を全員一致採択し、金子書記局長が提案した「第三回中央委員会総会決議」（全文は『赤旗』八六年四月一八日付に掲載）を採択した。また、総会は統制委員として二人を補充した。

四　中　総　七月二九～三一日、党本部で開催。総会は宮本議長の司会で開会され、一七回大会以降死去した中央委員会顧問三人への黙とうの後、宮本議長があいさつをかねた冒頭発言、金子書記局長が二中総後の党務報告、不破委員長が幹部会報告をおこなった。冒頭発言と幹部会報告では、衆参同時選挙の総括をおこなうとともに、選挙後の課題について、大衆闘争の強化、一斉地方選挙とつぎの国政選挙の準備、前回一斉地方選挙時比三割増以上の機関紙拡大、大衆に信頼される党風の確立などが強調された。討論では四九人が発言し、宮本議長も中間発言をおこなった。総会は、金子書記局長が結語をのべ、報告等を採択したあと、不破幹部会委員長が提案した「第四回中央委員会総会決議」（全文は『赤旗』八六年八月一日付に掲載）を全員一致採択した。

五　中　総　一〇月三～四日、党本部で開催。総会は宮本議長の司会で開会され、宮本議長のあいさつをかねた冒頭発言ののち、金子書記局長が「いっせい地方選挙、中間地方選挙への方針」（案）を提案した。討論では四六人が発言し、金子書記局長が選挙方針について補足説明をおこなうとともに、五中総決定の読了問題について提起した。総会は選挙方針等を全員一致採択したのち、「『機関紙拡大月間』の成功を全党員の力で」、「党風の刷新、党生活の確立による全党員の自覚的結集」、「国鉄分割・民営化の強

化をゆるさない国民的反撃を」の三つの決議（いずれも『赤旗』八六年一〇月六日付に掲載）をそれぞれ採択した。

(2) 第一七回党大会

大会経過 第一七回党大会は、八五年一一月一九～二四日、熱海市上多賀の伊豆学習会館付属講堂で、一〇三四人（国会議員の代議員二人が公務のため欠席）の代議員と六四人の評議員が出席して開催された。大会第一日目（一一月一九日）は、宮本議長の開会のあいさつ、大会幹部団の選出、外国党・組織代表団の紹介などのあと、宮本議長の冒頭発言がおこなわれ、午前の最後に、大幡基夫民青同盟委員長、亀田得治革新懇代表世話人、引間博愛統一労組懇代表委員など来賓四人があいさつした。午後は不破委員長の中央委員会の報告のあと、討議が開始され、五人の代議員と二人の評議員が発言した。

大会第二日目（一一月二〇日）は討議が続行され、一二人の代議員が発言したあと、内田昌伯商団連会長など五人の来賓があいさつして午前中の議事を終了した。午後も討議がつづき、代議員一七人が発言した。

第三日目（一一月二一日）午前中の討議では一二人の代議員が発言し、山口勇子原水協筆頭代表理事など四人の来賓あいさつがおこなわれた。午後、吉岡常任幹部会委員の綱領一部改正についての報告ののち、これについての討議がなされ、代議員六人と評議員一人が発言した。

第四日目（一一月二二日）は、一一人の代議員が発言したのち、市川正一常任幹部会委員が規約一部改正についての報告をおこない、これについての討論では一二人の代議員が発言した。

第五日目（一一月二三日）は、本会議が休会とされ、役員選考委員会などが開かれた。また、この日夜、党大会に参加した二七カ国の党・組織代表団の歓迎集会が、東京、京都などで開催された。

第六日目（一一月二四日）は、不破委員長の結語のあと採決がおこなわれ、宮本議長の冒頭発言、中央委員会報告、結語が全員一致で採択された。つづいて、綱領の一部改正や規約の一部改正、その報告、結語、大会決議も全員一致で採択され、中央役員選挙の投票に入った。中央委員一八六人、准中央委員二〇人の選出など、中央役員の選出のあと、宮本議長が閉会のあいさつをのべ、野坂名誉議長の音頭で「日本共産党の第一七回大会の成功と新たな党のまい進のために万歳」を三唱し、大会は閉幕した。

議長・委員長のあいさつ 大会初日、冒頭発言をおこなった宮本議長は、戦後四〇年、被爆四〇年という歴史的節目にあたって、大会が多くの教訓を導きだす義務があると述べつつ、国際的問題を中心に発言した。このなかで宮本議長は共産党を「唯一の革新野党」と規定して「歴史的使命はまことに重大」と強調し、「反核国際統一戦線への出発をあらためて全世界によびかけ」、「新しい情勢のなかで剛毅強じんな党風」の確立を訴えた。とりわけ、「非核の政府」提唱の新しい具体化をすすめるために、非核三原則の厳守など五つの目標を提起したこと、中国共産党との間で関係修復に向けての接渉がおこなわれている事実を明らかにしたこと、などの点が注目を集めた。

大会第一日目午後の冒頭、約二時間半にわたっておこなわれた不破委員長の報告は、共産党以外の野党の自民連合への志向につい

て、「反共野党がこれに熱中すればするほど自民党の退潮巻き返しの努力を助ける皮肉な自己矛盾を免れえない」と指摘して、これら諸党を批判するとともに、自民党と正面から対決する共産党の立場を強調した。現状を「戦後第二の反動攻勢」とする情勢認識については、支配層の一時の戦術的な策略ではなく、帝国主義・軍国主義復活強化の一定の段階と結びついた戦略的性格をもっていると説明し、中曽根内閣の「戦後政治の総決算」路線を「第二次反動攻勢を新しい段階に進めるもの」と位置づけた。

また、「国政選挙での一進一退」が政治路線の誤りによって生じたとする議論については、「右傾化の流れに圧倒された敗北主義」と反論し、「分派主義」にたいしても、「今後とも原則的で非妥協的な対応をする」ことを表明した。

外国党・組織代表の参加　第一七回大会に参加した外国党・組織代表は、最終的に二七カ国にのぼり、過去最高の三〇カ国代表が参加した八〇年の第一五回大会に匹敵する規模となった。大会第五日目の一一月二三日に七つの都市で歓迎集会が開催されたが、その都市と参加した党・組織の名前はつぎのとおり。このうち、カンボジア人民革命党のヨス・ソン中央委員は、日本政府がヘン・サムリン政権を認めていないため、入国が拒否され、メッセージが代読されたものである。

①東京（アルジェリア民族解放戦線、イギリス共産党、フィンランド共産党、ルーマニア共産党）、②横浜（インド共産党〈マルクス主義〉、オーストラリア共産党、ドイツ社会主義統一党、カンボジア人民革命党）、③大宮（スペイン共産党、デンマーク社会主義人民党、メキシコ社会主義統一党、ユーゴスラビア共産主義者同盟）、④名古屋（ポリサリオ戦線、フランス共産党、ベトナム共産党、レバノン共産党）、⑤京都（ファラブンド・マルチ民族解放戦線、オランダ共産党、キューバ共産党、ハンガリー社会主義労働者党）、⑥吹田（イタリア共産党、スウェーデン左翼党〈共産党〉、ソ連共産党、サンディニスタ民族解放戦線）、⑦神戸（コンゴ労働党、ノルウェー社会主義左翼党、パレスチナ解放機構〈PLO〉、ブルガリア共産党）。

役員　第一七回党大会に際して、第一回中央委員会総会で選出された中央委員会議長、幹部会委員長、書記局長、幹部会副委員長、幹部会委員および幹部会で選出された常任幹部会委員、准常任幹部会委員は、つぎのとおり。

▽中央委員会議長・宮本顕治、▽幹部会委員長・不破哲三、▽書記局長・金子満広、▽幹部会副委員長・上田耕一郎、戎谷春松、瀬長亀次郎、高原晋一（新）、村上弘、▽常任幹部会委員・宮本顕治、不破哲三、金子満広、上田耕一郎、戎谷春松、瀬長亀次郎、高原晋一、村上弘、緋田吉郎、市川正一、宇野三郎、小笠原貞子、桑原信夫、小島優、小林栄三、立木洋、西井教雄、浜武司、宮本忠人、吉岡吉典、▽准常任幹部会委員・沢田肇、▽幹部会委員（常任及び准常任幹部会委員を除く）・阿部泰、荒堀広、石母田達、上田均、大村進次郎、緒方靖夫（新）、木島宏、木津力松、木村昭四郎、工藤晃、紺野純一、榊利夫、茂野嵩、定免政雄、白石芳朗、田中昭治、田中弘、中島武敏、新原昭治、西沢舜一、韮沢忠雄、浜野忠夫、古堅実吉、松本善明、宮田安義、山中郁子、若林暹。

4　政策・方針

一七大会決議　第一七回大会で採択された決議は、三章からなり、七〇年代初めに提起した革新三目標のひとつ

である「日米軍事同盟と手を切り、日本の中立を図る」の中に、「真に独立」した日本の「非核」中立を条件に入れた。同時に、「反核国際統一戦線」をよびかけ、中曽根内閣を「戦後最悪の反動内閣」として対決姿勢を強調し、共産党以外の野党の自民党との連合志向をきびしく批判した。

決議は、当面の統一戦線として民主連合政府よりも「非核の政府」の実現に重点をおき、それは、①核戦争阻止、核兵器の緊急廃絶、②非核三原則の厳守、③日本を核戦場化に導くいっさいの措置に反対、④被爆者への国家補償、⑤原水爆禁止世界大会の積極的伝統を生かしての国際連帯、の五項目を実現する政府であるとした。そのために、これに「賛同する思想・信条を問わない広大な戦線を形成」することをよびかけ、市民運動についても、「反共分裂主義をかかげる日市連流の『市民運動』などを除いて、圧倒的多数の市民運動、住民運動とその参加者は善意の運動」であるとして、「それらの運動とその参加者と連帯して活動をすすめる」との方向を打ち出している。決議全文は、『前衛』八六年一月臨時増刊号参照。

綱領の改定

第一七回党大会では、七三年、七六年に次いで九年ぶりに綱領の改定がおこなわれた。しかし、これまでの二回の改定は用語上の修正にとどまっており、一九六一年の現綱領決定以来四半世紀の情勢変化を反映させた情勢分析などの本格的な改定は今回が初めてである。今回の綱領改定は、反帝・反独占の民主主義革命から社会主義革命への発展転化という基本路線はそのままとしつつ、①社会主義諸国の覇権主義への批判、②核戦争阻止、核兵器の全面禁止・廃絶の要求とその国際協定の実現、③ソ連にたいする千島列島の返還要求、④沖縄・小笠原の返還にともなう記述の修正などを新しく盛り込んだ。また、社会主義陣営が一枚岩であるかのような表現や「全般的危機」などの革命前夜を思わせるような記述は削除され、朝鮮戦争勃発をめぐる記述も修正された。

綱領の一部改定とあわせて規約の一部改定もおこなわれ、①青年の役割重視とその活動強化、②大会・中央委員会文書などの読了の義務づけ、③入党手続きの厳格化、④分派活動などの禁止、等の点が新たにつけ加えられた。

選挙政策

八六年一月一七日、共産党は参院選に向けた国民への政策アピールを発表した。このなかでは、中曽根内閣について「日米軍事同盟体制国家をつくり、国会を形だけのものとする日本型ファシズムを実現しようとしている」との指摘がなされ、日本型ファシズム阻止が訴えられた。

また、二月二四日、参院選に向けて、共産党は「四つの基本政策と一つの物さし」と題する公約を発表した。そこで示された基本政策は、①軍拡、財界奉仕の自民党政治に反対し、国民のくらしと福祉を守る、②「非核の政府」を実現し、核兵器を廃絶する、③国家機密法、安全保障会議などに反対し、自由と民主主義を守る、④日米軍事同盟をやめ、真の安全と独立をめざす、の四つであった。つづいて、六月九日、同日選挙に向けて、「日本型ファシズムをめざす中曽根政治を糾弾し、自民党反動路線と対決する」との政策も発表し、新たに円高不況打開、マル優制度廃止と大型間接税導入に反対、原子力政策の再検討、マルコス疑惑や撚糸工連汚職などの徹底究明などを打ち出した。さらに、六月一六日、宮本議長は「非核の政府」が実現した場合の具体的活動について明らかにし、核問題を同日選の最大の争点とする考えを示した。

なお、衆参同日選にあたって共産党が発表した政策は、すべて『前衛』八六年九月臨時増刊号に収録されている。

中国・朝鮮との論争　『赤旗』は八六年三月二八日付から四日間にわたって、『人民日報』八五年一〇月二七日付に「困難を経て結ばれた中日友好関係を大切にしよう」という題で発表された孫平化中日友好協会副会長ら二人の連名論文を批判する無署名論文「欠落させられた重要な史実――孫平化・劉徳有の日中『友好』史批判」（『赤旗』三月二八～三一日付）を連載した。文化大革命以来断絶がつづいている日中両党関係について、日本共産党は、「干渉主義」の反省や「反党分子」との関係断絶を中国側に要求してきたが、この論文では、『人民日報』の論文が「日本共産党との関係部分などで、中国共産党が反省すべき重要な点を不自然に省略した」のは「重要な史実の欠落だ」としてきびしく批判している。

また、『赤旗』八六年六月二九日付は、「野蛮な覇権主義の典型のあらたな証明」と題する無署名論文を掲載し、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）で八六年三月に創刊された内部資料雑誌『国際生活』第一号の「風車に向かって突進する『反覇権主義』の騎士たち」という無署名論文への全面的な反論をおこなった。このなかで共産党は、第三六八千代丸銃撃事件やラングーン事件への北朝鮮側の主張に反論しつつ、共産党を中傷する日本の「キム・イルソン主義」信奉者を公然と支持・激励するのは「覇権主義、干渉主義の態度を公然と表明してひらきなおった点で」、「干渉のエスカレーションの新段階を画するものである」などと批判した。

以上のほか、共産党が過去一年半に発表したおもな政策・声明・申し入れ・論文などは、いずれも『赤旗』に発表されており、そのすべては『理論政策』の翌月号に再録されている。

5　労働組合との関係

労働運動にたいする方針　共産党が第一七回大会で労働運動について言及した部分は、つぎのとおりである。

【第一七回大会決議（部分）】

全民労協による労働戦線の右翼的再編成の進行は、労働組合運動自体を、反革新と労資協調の危機的状況にみちびくと同時に、反共野党の新与党化を推進する大衆運動内部の基盤ともなっている。それだけに、労働組合の階級的民主的強化と階級的ナショナルセンター確立の展望のもとに労働戦線の革新的潮流を結集する統一労組懇の役割は重要である。統一労組懇は、着実に影響力をひろげて、共闘の組合もふくめるとすでに二百五十万人をこえる規模をもつようになり、国民的諸要求にもとづく一連の闘争でも、共闘の中心の役割をになってきた。労働者の生活と権利、職場の自由と民主主義の擁護という労働組合ほんらいの任務へのとりくみをふくめ、この運動の実力を着実に前進させる努力が重要である。

労働組合に関連する政策　共産党が労働組合にかんして発表した政策としてはつぎのようなものがある。カッコ内は『赤旗』の日付。

①職場の自由と民主主義の新たな前進を――新・職場の自由十カ条（八五年一〇月二八日）、②労働者の団結した力で、生活と権利をまもり、非

核の政府実現を——第五七回メーデーにあたって（八六年五月一日）、③分割・民営化反対を堅持し国民世論結集の中心に——国労第三九回大会に期待されるもの（七月二〇日）。

統一労組懇との関係　八五年八月一〇日から二日間、千代田公会堂で開かれた統一労組懇年次総会には金子書記局長が、一二月一日に熱海市で開かれた臨時総会には荒堀広幹部会委員が、八六年七月二六日から三日間、千代田公会堂で開かれた八六年度年次総会には金子書記局長がそれぞれ来賓として出席し、あいさつした。

また、八五年一一月一九日、引間博愛統一労組懇常任代表委員が、共産党第一七回大会に出席して来賓としてあいさつした。

労働組合との懇談会　八五年一二月一七日、非核・平和のための労働組合と日本共産党との懇談会が開かれ、六六労組七〇人が出席した。懇談会では、不破幹部会委員長が「申し入れ」の趣旨説明とまとめをおこなった（発言大要は『赤旗』八五年一二月二二日付参照）。

労働組合大会への出席・あいさつ　過去一年半の間、共産党の代表が出席してあいさつを述べた労働組合の大会には、つぎのようなものがある。

紙パ労連第七六回定期大会（八五年七月八～一〇日）、日高教（一ッ橋）第六三回定期大会（七月九～一二日）、日教組第六回定期大会（七月一〇～一三日）、日社労組第三五回定期全国大会（七月一二～一四日）、全印総連第三四回定期大会（七月一四～一六日）、日本医労協第三四回定期大会（七月二三～二六日）、全司法第四一回定期大会（七月二四～二七日）、新聞労連第六五回定期大会（七月二四～二六日）、政労協第五五回定期大会（七月二四～二六日）、全動労第一二回定期大会（七月二五～二八日）、民放労連第六〇回定期大会（七月二七～二九日）、国労第四八回定期大会（七月三一日～八月二日）、全農協労連第四九回定期大会（七月三一日～八月二日）、国公労連第二一回定期大会（八月二～二三日）、自治労第四八回定期大会（八月二～二五日）、建設一般全日自労第四八回臨時大会（八月二四～二五日）、全証労協第三二回定期代表委員会（八月二四～二五日）、全造船機械第五〇回定期大会（八月三一日～九月二日）、全商業第一九回定期大会（九月七～八日）、運輸一般第一七回定期大会（九月八～一〇日）、全港建・日港建統一大会（九月七～九日）、全法務労組第四〇回定期大会（九月一〇日）、生協労連第一八回定期大会（九月一一～一三日）、全労働第二八回定期大会（九月一八～二一日）、国金労第五六回定期大会（一〇月三～五日）、都職労第六七回定期大会（一〇月一六～一八日）、全建総連第二六回定期大会（一〇月二三～二五日）、日教組第六二回臨時大会（一一月二七日）、新聞労連第六七回臨時大会（八六年一月二九～三一日）、全医労第四〇回定期全国大会（七月八～一一日）、都労連第四一回定期大会（七月八日）、日高教（一ッ橋）第六五回定期大会（七月九～一二日）、郵産労第六回定期大会（七月一一～一三日）、日社労組三六回臨時全国大会（七月一八～二〇日）、全印総連第三五回全国大会（七月二〇～二二日）、新聞労連第六八回定期大会（七月二三～二五日）、民放労連第六二回定期大会（七月二六～二八日）、全動労第一三回定期大会（七月二九～三一日）、全国一般第三九回大会（七月三一日～八月二日）、建設一般全日自労第五〇回定期大会（八月二一～二三日）、自治労第五〇回定期大会（八月二六～二九日）、国公労連第二三回定期大会（七月二七～二九日）、全港湾第四九回定期全国大会（九月四～六日）、全港建第二回定期大会（九月六～八日）、通産労第九回定期大会（九月一三～一四日）、全商業第二〇回定期全国大会（九月一四～一五日）、全労働第二九回定期大会（九月一七～二〇日）、都職労第六九回定期大会（一〇月二二～二四日）、福祉保育労結成大会（一〇月二五～二六日）、全建総連第二七回定期大会（一一日二九～三一日）。

6 国際活動

代表団の海外派遣　八五年九月一五～二二日にはイタリア・ルーマニア二カ国、八六年一月一〇～一九日にはアルジェリアとサハラ・アラブ民主共和国（西サハラ）、一月一三～二四日にはニカラグアに、それぞれ代表団を派遣した。

このほか、八月四～一三日、不破幹部会委員長ら五人が、日ソ両党定期協議のため、モスクワを訪問（会談の詳細は「概況」参照）。

外国党代表団の来日　八五年七月以降一年半の間に、ドイツ社会主義統一党代表団（八六年七月二一～二七日）、ルーマニア共産党代表団（八月一〇～一五日）、チェコスロバキア共産党代表団（九月二一～二三日）、モンゴル人民革命党代表団（一〇月一～一四日）、ブルガリア共産党代表団（一一月九～）などが来日した。

【参考資料】〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部 機関紙局『社会新報』、(2)同『月刊社会党』、(3)日本社会党政策審議会『政策資料』、(4)『日本社会党第五〇回 定期全国大会（含む続開大会）速記録』、(5)同『議案資料集』、(6)同『第五二回定期全国大会』報告集・議案集、(7)社会主義協会（向坂派）『社会主義』、(8)社会主義協会（太田派）『社会主義』。

〈公明党関係〉(1)公明党機関紙局『公明新聞』、(2)同『公明』。

〈民社党関係〉(1)民社党本部『週刊民社』、(2)同『kakushin』、(3)民社党政策審議会『政策と討論』、(4)民主社会主義研究会議『改革者』、(5)『民社党第三一回定期全国大会』報告・資料。

〈共産党関係〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』、(2)同『理論政策』、(3)同『前衛』。

以上のほか、『第七五回総評定期大会各局報告書』、『同盟第二三回定期大会報告書』、『朝日新聞』、『日本経済新聞』などを利用した。